# 平成３０年度

# 「とんぼの未来・北の里づくり」

# 事 例 発 表 会 資 料

北海道日本型直接支払推進協議会

# 平成３０年度「とんぼの未来・北の里づくり」
# 事 例 発 表 会 次 第

日 時：平成 31 年 2 月 27 日（水）13：15～17：30
場 所：北海道立総合体育センター「北海きたえーる」
（札幌市豊平区豊平 5 条 11 丁目 1-1）

１． 開会挨拶
北海道農政部農村振興局活性化支援担当局長　　西崎　　高

２．多面的機能支払の現状と今後の展開方向
農林水産省農村振興局農地資源課多面的機能支払推進室
室長　長山　政道
保全調整第１係　古川　智子

３．事例発表
（１）多面的機能支払交付金事業に係る先進地視察研修報告
発表者　上伏古環境保全組合　組合長　鳥本　勝信
北見市農林水産部農林整備課　管理係長　江本　博幸

（２）地域連携を通じたるもい農業の発展を目指して
発表者　特定非営利活動法人るもい農業応援隊　事務局長　佐藤　武志

【休　　憩】

４．機能診断・補修技術研修
講　師　北海道土地改良事業団体連合会
技術部 農地・施設管理支援課　課長　作山　剛

５．事務支援の仕組み作り等について
北海道土地改良事業団体連合会 技術部 地域支援課
（北海道日本型直接支払推進協議会事務局）　主幹　田村　宏幸

６．閉　　会

# 多面的機能支払の現状と今後の展開方向

高めよう 地域協働の力！

平成31年２月27日
農林水産省 農村振興局 整備部 農地資源課
多面的機能支払推進室
長山　政道

## 目次 2

1. 農業･農村の多面的機能 3

2. 多面的機能支払交付金について 4
（１）制度の変遷 ……4
（２）交付金制度の概要 ……5
（３）実施状況（取組面積の推移等） ……7
（４）活動をめぐる状況
（活動組織の構成・規模） ……8
（５）資源向上支払（共同）の実施状況 ……9
（６）資源向上支払（共同）のうち
多面的機能の増進を図る活動の
実施状況 ……10
（７）資源向上支払（長寿命化）の
実施状況 ……11
（８）制度創設から５年目の
施策の評価の考え方 ……12

3. 取組の拡がりと課題 13
（１）対象組織数減少の理由と
対象組織等の今後の取組の意向 ……13
（２）未取組集落における、
本交付金への取組検討の状況 ……14
（３）対象農用地 ……15
（４）多様な主体の参画 ……16
（５）長寿命化対策の課題 ……18
（６）事務作業の状況 ……19

5. 次期対策に向けての対応 20

（参考）メールマガジン、Facebookについて ……21

## 1　農業･農村の多面的機能　3

## 2　多面的機能支払交付金について　（１）制度の変遷　4

○ 平成19年度～　農地･水･環境保全向上対策を開始。
○ 平成26年度～　日本型直接支払（中山間地域等直払支払、多面的機能支払、環境保全型農業直接支払）を開始。
○ 平成27年度～　多面的機能発揮促進法に基づく制度として実施。

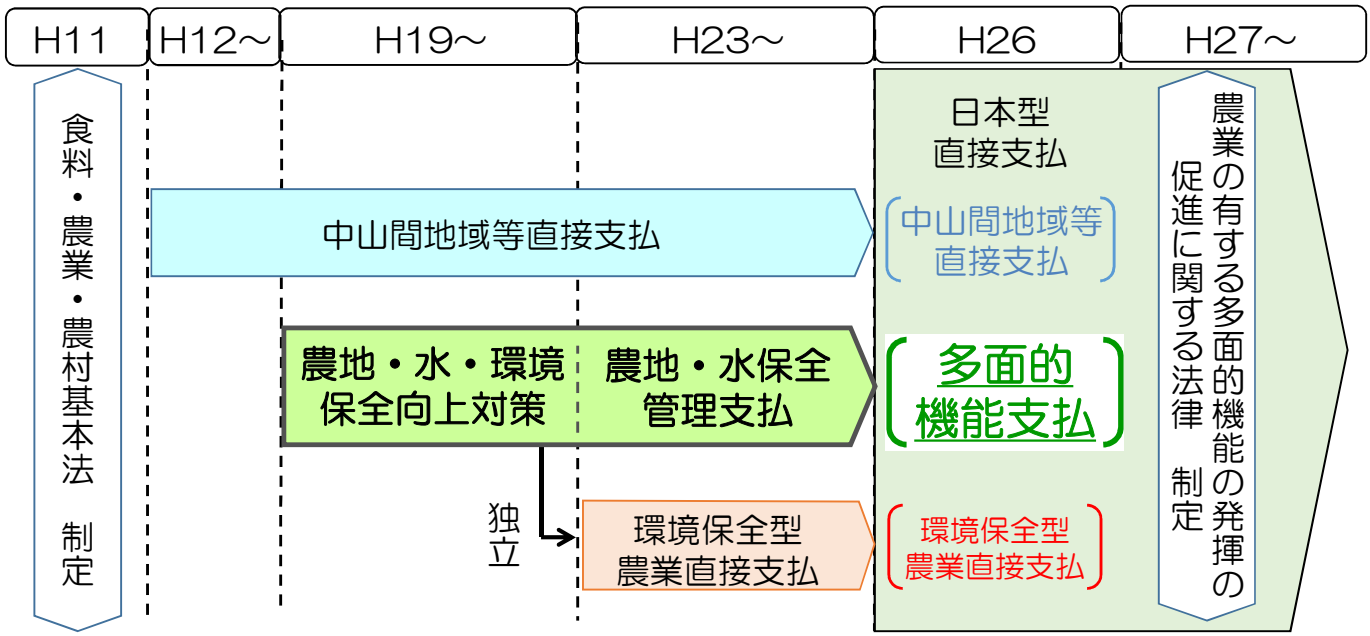


**「多面的機能支払」の目的**

農業農村の地域資源の適切な管理保全により、
①多面的機能の維持・発揮、②担い手農家への農地集積を後押し。

## 2　多面的機能支払交付金について　（2）交付金制度の概要　5

○　地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援。

### 農地維持支払

**多面的機能を支える共同活動を支援**

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押し。

支援対象

農地法面の草刈り

水路の泥上げ

### 資源向上支払

**地域資源の質的向上を図る共同活動を支援**

支援対象

水路のひび割れ補修

植栽活動

**施設の長寿命化のための活動**

支援対象

未舗装の農道を舗装

### 交付対象者

**農地維持支払**

○**農業者のみ**で構成される活動組織
又は
農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成される活動組織

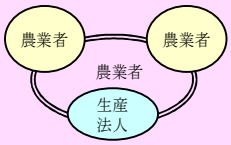


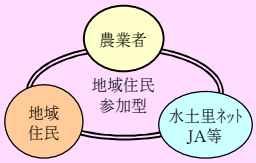


**資源向上支払**

○**農業者及びその他の者（地域住民、団体など）**で構成される活動組織

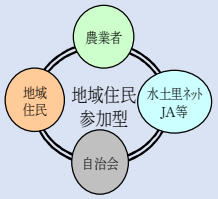


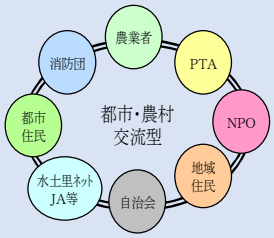


## 2　多面的機能支払交付金について　（2）交付金制度の概要　6

【平成31年度予算案　486億５百万円】

**【多面的機能支払交付金】　484億１百万円**

### 交付単価（円/10a）

| | 都府県 | | |
|---|---|---|---|
| | ①農地維持支払※5 | ②資源向上支払（共同）※1 | ③資源向上支払（長寿命化）※2, 3 |
| 田 | 3,000 | 2,400 | 4,400 |
| 畑※4 | 2,000 | 1,440 | 2,000 |
| 草地 | 250 | 240 | 400 |
| | 北海道 | | |
| | ①農地維持支払※5 | ②資源向上支払（共同）※1 | ③資源向上支払（長寿命化）※2,3 |
| 田 | 2,300 | 1,920 | 3,400 |
| 畑※4 | 1,000 | 480 | 600 |
| 草地 | 130 | 120 | 400 |

［農地・水保全管理支払を含め５年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用］

※１：②の資源向上支払(共同)は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要
※２：水路や農道などの施設の老朽化部分の補修や施設の更新
※３：①、②と併せて③の施設の長寿命化のための活動に取り組む地域は、③(都府県の田：4,400円/10a等)が加算され、②に75%単価を適用
※４：畑には樹園地を含む
※５：事業計画期間中に畑地化する場合、当該期間中においては、農地維持支払の交付単価は田の単価を適用

### 交付ルート

国（地方農政局等）
↓ 国費分
都道府県
↓ 国費分＋都道府県分
市町村
↓ 国費分＋都道府県分＋市町村分
活動組織

※平成27年度からは、法律に基づく措置として、都道府県及び市町村を通じたルートに変更。

**【多面的機能支払推進交付金】１６億円　都道府県、市町村及び推進組織による事業の推進を支援**

## 2　多面的機能支払交付金について　（3）実施状況（取組面積の推移等）　7

○　平成29年度は、全国で約2万８千の活動組織、約227万haの農用地を対象とした取組を支援。取組面積は平成25年度に比べ、1.5倍に拡大し、54%をカバー。

### ○取組組織数、取組面積の推移

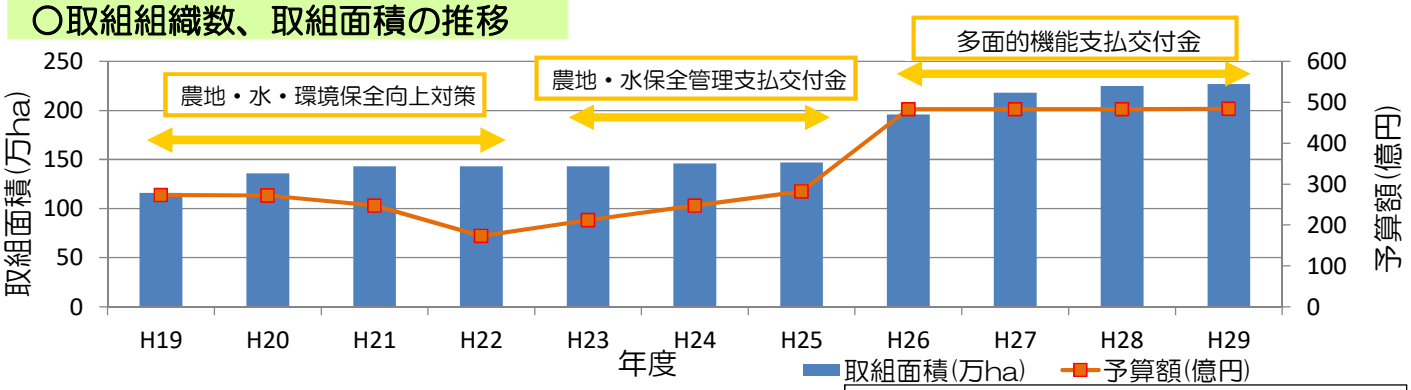


### ○地目別取組面積とカバー率　（平成29年度）

| | 取組面積（ha）A | 対象農用地面積（千ha）B | カバー率 A／B |
|---|---|---|---|
| 全体 | 2,265,742 | 4,180.5 | 54% |
| 田 | 1,416,266 | 2,239.0 | 63% |
| 畑 | 539,073 | 1,226.8 | 44% |
| 草地 | 310,404 | 714.7 | 43% |

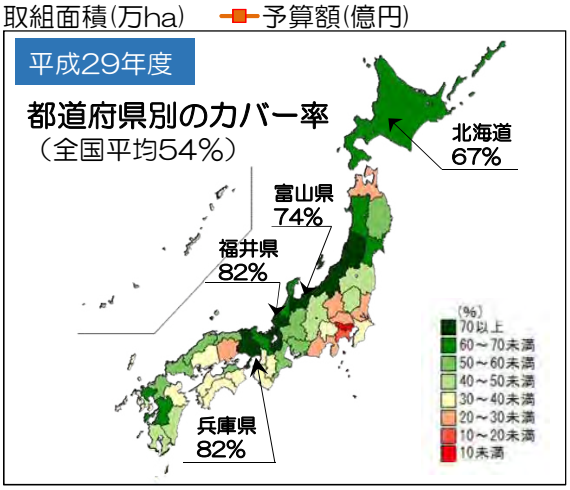


資料：H29年度実施状況報告書

## 2　多面的機能支払交付金について　（4）活動をめぐる状況　（対象組織の構成・規模）　8

○　対象組織には、非農業者も含め 234万人・団体が構成員として参加。自治会、子供会、女性会等の非農業者団体が約３割（平成29年度）。

○　対象組織の活動面積の規模は、50ha未満が約7割を占めている。

### ○対象組織の構成員数

| 個人 | | 団体 | |
|---|---|---|---|
| 農業者 | 非農業者 | 農業関係 | その他 |
| 159万8千人 | 56万5千人 | 2万8千団体 | 14万6千団体 |
| 合計　234万人・団体 | | | |

### ○対象組織の活動面積の規模

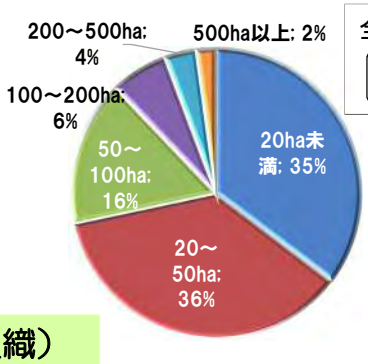


全国平均：80ha
（北海道平均：914ha
都府県平均：　54ha）

### ○対象組織への各団体の参画割合（全国28,290組織）

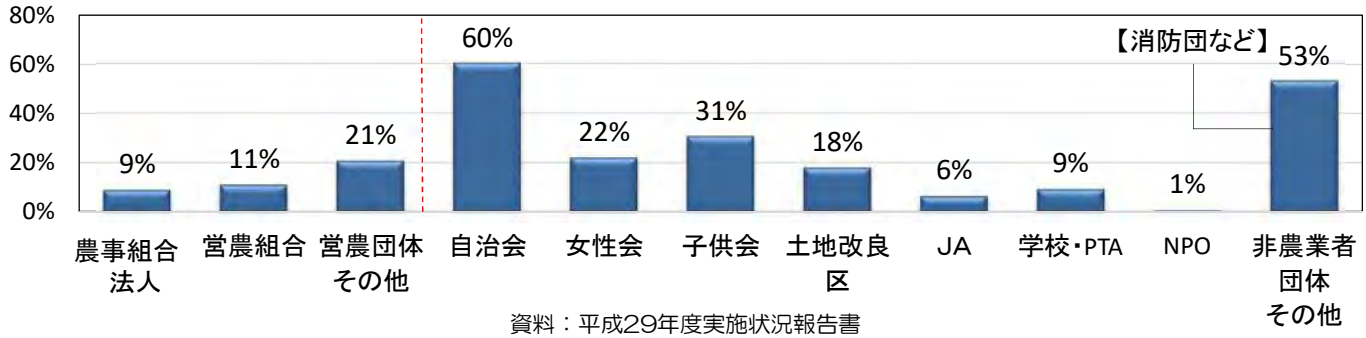


資料：平成29年度実施状況報告書

## 2　多面的機能支払交付金について　（5）資源向上支払（共同）の実施状況　9

○　資源向上支払（共同）については、平成30年3月末現在、全国1,284市町村において、22,299組織が約200万haの農用地で、地域の多様な主体の参画を得て地域資源の質的向上を図る共同を実施している。これらは、農地維持支払の対象組織数の約８割、認定農用地面積の約９割に相当する。
○　資源向上支払（共同）に取り組む22,299組織における農村環境保全活動の内容を見ると、「景観形成・生活環境保全」20,632組織（93%）、「生態系保全」6,383組織（29%）、「水質保全」4,452組織（20%）の順に実施している対象組織が多い。

### ○市町村数・対象組織数・認定農用地面積の推移

| | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 市町村数 | 1,241 | 1,282 | 1,251 | 1,254 | 1,248 | 1,189 | 1,198 | 1,247 | 1,271 | 1,286 | 1,284 |
| 対象組織数 | 17,122 | 18,973 | 19,514 | 19,658 | 19,677 | 18,662 | 19,018 | 21,299 | 22,731 | 23,279 | 22,299 |
| うち広域活動組織 | － | － | － | － | － | 520 | 551 | 646 | 704 | 747 | 786 |
| 認定農用地面積（ha） | 1,160,430 | 1,361,364 | 1,425,144 | 1,433,293 | 1,429,826 | 1,455,049 | 1,474,379 | 1,792,816 | 1,930,358 | 1,996,037 | 2,001,220 |

### ○農村環境保全活動の実施状況（平成29年度）

資料：平成29年度実施状況報告書より作成

## 2　多面的機能支払交付金について　10
## （6）資源向上支払（共同）のうち多面的機能の増進を図る活動の実施状況

○　資源向上支払（共同）に取り組む対象組織における多面的機能の増進を図る活動内容を見ると、「農村環境保全活動の幅広い展開」6,778組織（42%）、「農地周りの共同活動の強化」5,193組織（32%）を行っている対象組織が多い。

| | |
|---|---|
| **遊休農地の有効活用**<br>地域内外からの営農者の確保、地域住民による活用、企業と連携した特産物の作付等、遊休農地の有効活用のための活動 | **農地周りの共同活動の強化**<br>鳥獣被害防止のための対策施設の設置や農地周りの藪等の伐採、農地への侵入竹等の防止等、農地利用や地域環境の改善のための活動 |
| **地域住民による直営施工**<br>農業者・地域住民が直接参加した施設の補修や環境保全施設の設置、そのための技術習得等、地域住民が参加した直営施工による活動 | **防災・減災力の強化**<br>水田やため池の雨水貯留機能の活用、危険ため池の管理体制の整備・強化等、地域が一体となった防災・減災力の強化活動 |
| **農村環境保全活動の幅広い展開**<br>農地等の環境資源としての役割を活かした、景観の形成、生態系の保全・再生等、農村環境の良好な保全に向けた幅広い活動 | **医療・福祉との連携**<br>地域の医療・福祉施設等と連携した、農村環境保全活動への参画や農業体験等を通じた交流活動等、地域と医療・福祉施設等との連携を強化する活動 |
| **農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化**<br>農村特有の景観や文化を形成してきた伝統的な農業技術、農業に由来する行事の継承等、文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化に資する活動 | **その他**<br>都道府県が実施要綱に基づく基本方針において対象活動とすることとした活動 |

### ○多面的機能の増進を図る活動の実施状況（平成29年度）

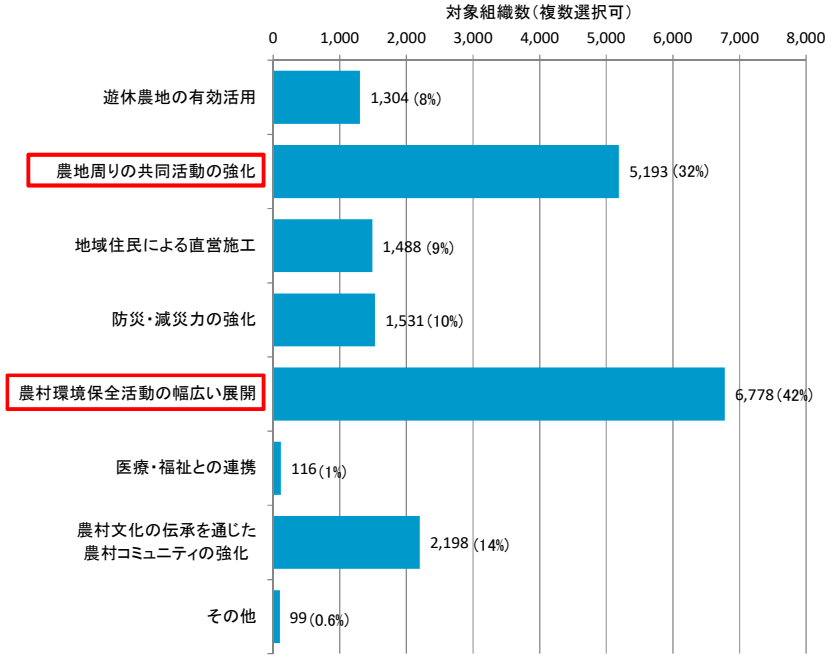


資料：平成29年度実施状況報告書より作成

## 2　多面的機能支払交付金について　（7）資源向上支払（長寿命化）の実施状況　11

○　資源向上支払（長寿命化）については、平成30年3月末現在、全国869市町村において、11,586組織が約2.6万kmの水路、約1.1万kmの農道、約4千2百箇所のため池を対象に補修又は更新を計画している。これは、農地維持支払で保全管理する対象施設の数量に対する割合としては、水路は約6.2%、農道は約4.6%、ため池は約9.0%となっている。

### ○市町村数・対象組織数・対象農用地面積の推移

| | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 市町村数 | | | | | 626 | 697 | 736 | 831 | 873 | 879 | 869 |
| 対象組織数 | | | | | 5,811 | 7,408 | 8,171 | 10,280 | 11,471 | 11,880 | 11,586 |
| うち広域活動組織 | | | | | － | 257 | 282 | 401 | 483 | 529 | 575 |
| 対象農用地面積（ha） | | | | | 236,982 | 347,898 | 400,935 | 550,446 | 636,996 | 676,408 | 689,393 |

※対象農用地面積とは、交付金の算定対象となる農用地の面積

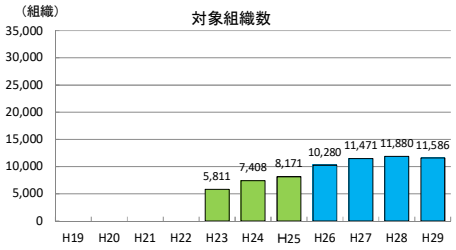


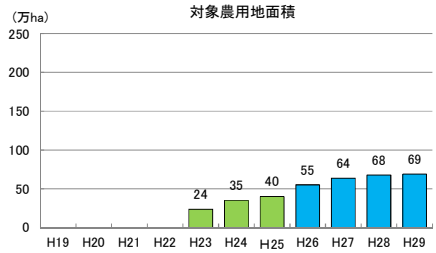


※H23～H25実績は「農地・水保全管理支払交付金」における向上活動支援交付金の取組状況を参考として掲載。

### ○資源向上支払（長寿命化）の対象施設の数量

| | 資源向上支払（長寿命化）の対象施設数 | 農地維持支払の対象施設数に対する割合 |
|---|---|---|
| 水　路（km） | 26,158 | 6.2% |
| 農　道（km） | 11,189 | 4.6% |
| ため池（箇所） | 4,194 | 9.0% |

資料：平成29年度実施状況報告書より作成

## 2　多面的機能支払交付金について　（8）制度創設から５年目の施策の評価の考え方　12

○　本交付金の施策の評価については、実施要綱に基づき第三者委員会を設置し、交付状況の点検を毎年度行い、その結果を踏まえ、制度創設から５年目となる平成30年度に本交付金の効果の評価を行う。

### 多面的機能支払交付金実施要綱（抜粋）

第３　実施体制
　１　国の役割
　　国は、（中略）本交付金の交付が計画的かつ効果的に実施されるよう、交付状況の点検及び効果の評価を行い、施策に反映するため、第三者機関を設置することとする。

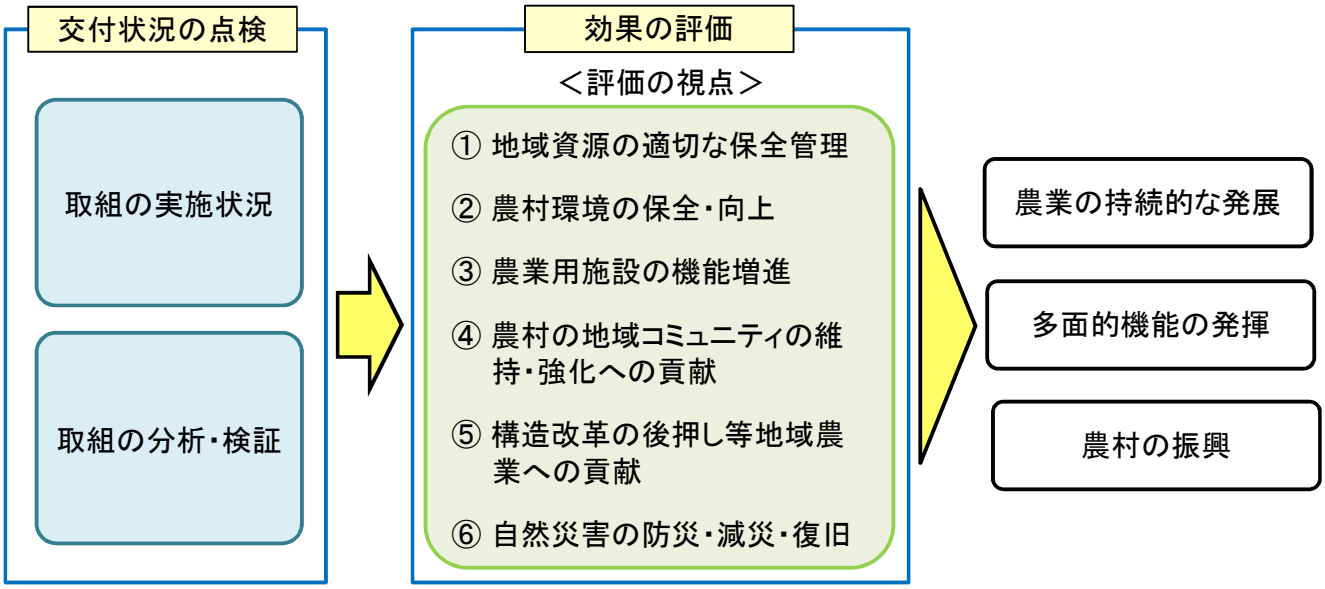

## 3　取組の拡がりと課題　（1）対象組織数減少の理由と対象組織等の今後の取組の意向　13

○　認定農用地面積は年々増加傾向にあるものの、対象組織数は平成28年度から平成29年度にかけて789組織減少（対前年比約３％減）している。減少の理由としては、対象組織の広域化や、活動が継続できず取組をやめた場合等であった。
○　取組をやめた理由を聞き取りしたところ、主な原因として、「構成員の高齢化による参加者の減少」「後継者不足」「役員の担い手不足」などの意見があった。資源向上支払（長寿命化）については、当初予定していた取組が終了したためという回答もみられた。
○　対象組織及び市町村に今後の意向について聞き取りをしたところ、対象組織では「現在の面積を継続」が７～８割、市町村では「面積をさらに拡大」及び「現在の面積を継続」がそれぞれ４～５割を占めた。また、どうすれば取組を継続できるかについては、対象組織・市町村とも「事務の簡素化、効率化」などの意見が多かった。

### ○対象組織数減少の原因

**○対象組織数減少の主な原因**
- 対象組織の広域化
- 構成員の高齢化による参加者の減少による取りやめ
- 役員の担い手不足による取りやめ
- 事務負担が大きいことによる取りやめ

**○資源向上支払（長寿命化）の対象組織数減少の原因**
- 施設の整備が一段落したことによる取りやめ
- 整備箇所を見直したことによる取りやめ

### ○平成31年度以降の取組の意向

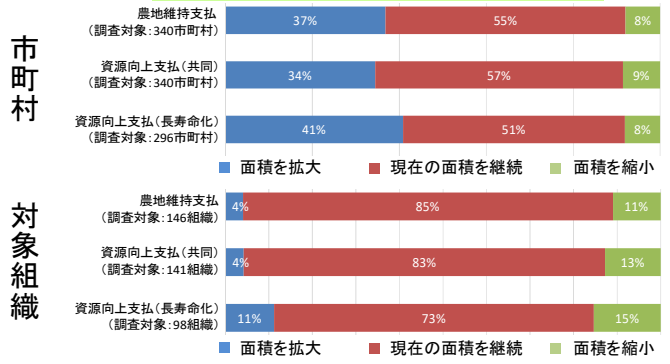


**どうすれば取組を継続できるか**
- ○事務の簡素化、効率化　（対象組織・市町村）
- ○業者との調整や入札事務などの改善　（対象組織）
- ○取組内容の見直しまたは実施期間の短縮　（対象組織）
- ○リーダーとなる人の存在と、それに賛同する若者がいること　（対象組織）

資料：平成30年度活動実態調査より作成

## 3　取組の拡がりと課題　（2）未取組集落における、本交付金への取組検討の状況　14

○　未取組集落※へのアンケート調査では、97%の集落が、本交付金について「交付金の名前は知っている」「交付金の内容を知っている」と回答しており、未取組集落においても、本交付金への認識は高い。
○　未取組集落へのアンケート調査では、18%の集落が、本交付金への取組を「検討している」、58%の集落が「検討したが、取組には至っていない」と回答。
○　検討したが、取組に至っていない主な理由として、「農家の高齢化が進んでおり、本交付金の活動を取りまとめるリーダーや役員の選定が困難」等が挙げられた。
○　このうち、取組への意欲はあるものの、役員の受け手不足や小規模な集落のため、交付金に取り組みにくい場合については、平成30年度から導入した小規模集落支援の活用等により取組の実施が可能。

※：これまでに農地・水・環境保全向上対策、農地・水保全管理支払、多面的機能支払のいずれにも取り組んだことがない農業集落。

### ○未取組集落における本交付金の認知及び取組の検討状況

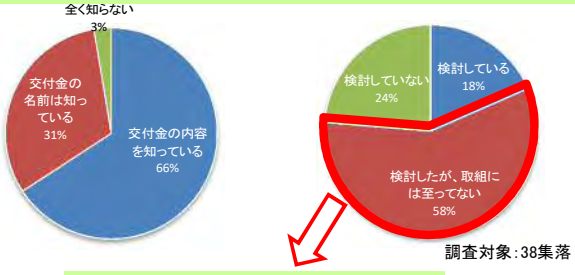


調査対象：38集落

### 取組に至らなかった主な理由

- 農家の高齢化が進んでおり、本交付金の活動を取りまとめるリーダーや役員の選定が困難であるため。
- 対象とする農地面積が小さく、事務負担に比べて交付される金額が小さいため。
- ほ場整備事業を実施中であり、同時期に本交付金に取り組むことで事務が煩雑になることが懸念されたため。
- 中山間地域等直接支払に既に取り組んでおり、必要な保全管理ができているため

資料：平成30年度活動実態調査より作成

### （参考）小規模集落支援の導入

平成30年度より、既存対象組織が、地域資源の保全管理が困難な小規模集落を取り込み、集落間連携により保全管理を行う取組を支援する加算措置を導入。

農地維持支払に対する加算単価

（円/10a）

| | 都府県 | 北海道 |
|---|---|---|
| 田 | 1,000 | 700 |
| 畑 | 600 | 300 |
| 草地 | 80 | 40 |

## 3　取組の拡がりと課題　（3）対象農用地

15

○　都道府県知事は、農業生産の継続性、多面的機能の発揮の促進を図ることの効果や必要性等を踏まえて、農振農用地以外にも生産緑地内の農地、条例等により適正な保全管理が図られている農用地等を対象農用地として定め、多面的機能が維持・発揮されている。
○　一方で、資源向上支払の対象農用地とはなっていないため、水路等の老朽化の進行により施設の機能が低下すると、条例等が目的としている農産物の供給等の機能が十分に発揮されなくなり、多面的機能の維持・発揮にも支障を及ぼす恐れ。

### ○農振農用地以外を対象農用地としている面積及び対象組織数

【平成29年度】

| | 農地維持支払の認定農用地面積（千ha） | 農振農用地以外の対象農用地面積（千ha） | 農地維持支払に取り組む対象組織数（組織） | 農振農用地以外の対象農用地を含む対象組織数（組織） |
|---|---|---|---|---|
| 北海道 | 780 | 1.1 | 853 | 51 |
| 東北 | 439 | 2.7 | 5,866 | 579 |
| 関東 | 200 | 1.1 | 3,420 | 116 |
| 北陸 | 223 | 1.1 | 3,415 | 244 |
| 東海 | 84 | 0.1 | 1,687 | 16 |
| 近畿 | 121 | 3.3 | 3,978 | 802 |
| 中国 | 93 | 0.6 | 3,045 | 166 |
| 四国 | 50 | 0.7 | 1,403 | 119 |
| 九州 | 254 | 0.8 | 4,573 | 123 |
| 沖縄 | 22 | 0.0 | 50 | 0 |
| 全国 | 2,266 | 11.5 | 28,290 | 2,216 |

※平成29年度の交付額（国費）の試算額　約1.4億円
例）都府県の田　7.1千ha × 1,500円/10a ＝ 約1.1億円
（農地維持支払の交付単価（国費））

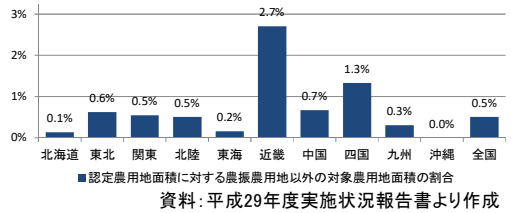


資料：平成29年度実施状況報告書より作成

### ○農振農用地以外で都道府県知事が定める農用地の例

・ 新鮮で安全安心な農産物を供給する農用地。
（農振農用地以外の対象農用地では約225億円の農業生産が行われていると試算）
・ 良好な都市環境の創造、心安らぐ景観の形成等、多様な公益的機能を発揮している農用地。

**条例等において規定しており、今後とも維持していく必要**

### ○農用地を維持していく上での課題

・ 農地維持支払で農地周りの草刈や泥上げ等の基礎的保全活動により、施設を維持しているが、水路等の老朽化が進行しており、補修や更新が必要な状況。

**条例等が目的としている農産物の供給等の機能が十分に発揮されなくなり、多面的機能の維持・発揮にも支障を及ぼす恐れ**

## 3　取組の拡がりと課題　（4）多様な主体の参画 ①

16

○　対象組織の構成員数は、農業者・非農業者合わせて234万人・団体で、うち非農業者・団体は71万人・団体と約３割を占めるが、土地改良長期計画の目標値（H32に約４割）には届いていない。
○　基礎的保全活動は、農業者や自治会が多く参加する一方で、女性会は植栽活動、学校・PTAは生き物調査への参加率が高くなっている。
○　取組への参加者の年齢及び男女構成比率は、基幹的農業従事者と比較して、年齢別では65歳未満の参加割合が高い一方で、男女別では女性の参加割合が低くなっている。

### ○対象組織の構成員数

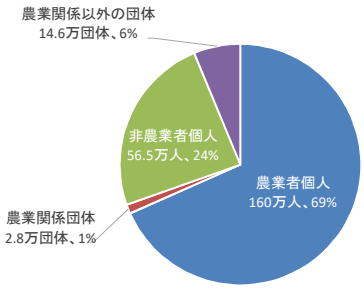


資料：平成29年度実施状況報告書

### ○対象組織への各団体の参画割合

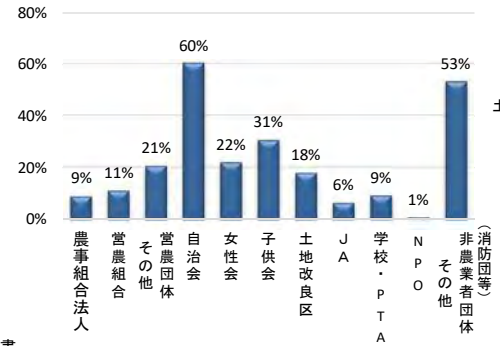


資料：平成29年度実施状況報告書

### ○取組への各団体の参加割合

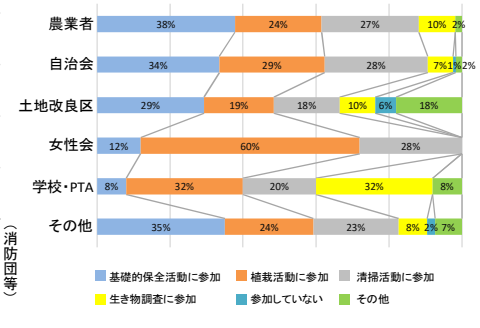


調査対象：456団体
資料：平成30年度活動実態調査

### ○取組への参加者の年齢及び男女構成比率

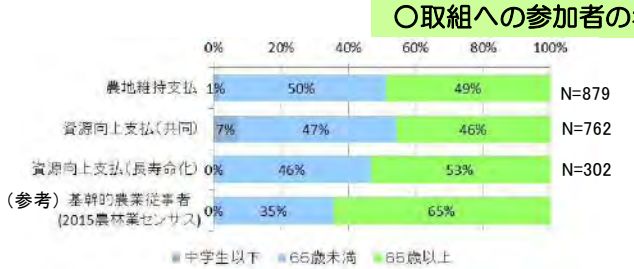


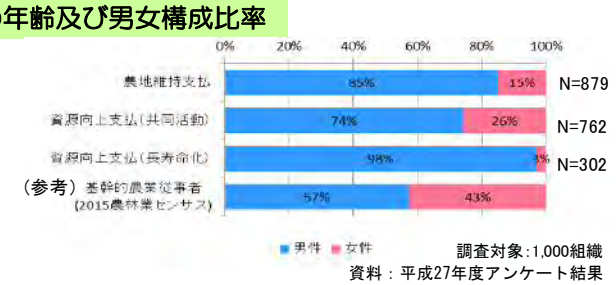


調査対象：1,000組織
資料：平成27年度アンケート結果

## 3　取組の拡がりと課題　（4）多様な主体の参画 ②　17

○　多様な主体が参画するようになった経緯は、対象組織の設立以前から多様な主体が取組に参画していた対象組織が43%、対象組織の設立がきっかけとなった対象組織が30%、農村環境保全活動がきっかけとなった組織が15%であった。
○　多様な主体の参画による効果は、農業者の負担軽減効果(59%)が最も多く、次いで行事への参加人数の増加(27%)であった。
○　一方、地域ぐるみで行う基礎的な保全活動の実施に当たって、農業者と比べると非農業者等の参加率が低い傾向がみられる。

### ○多様な主体が取組に参画するようになった経緯

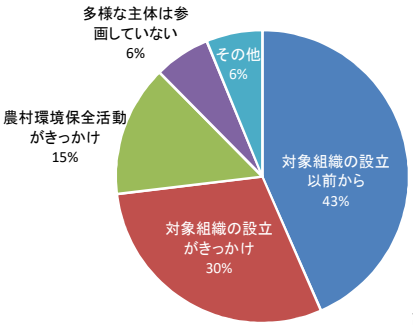


調査対象：145組織

### ○地域ぐるみの基礎的な保全活動への参加率※1別の対象組織数　（農業者）

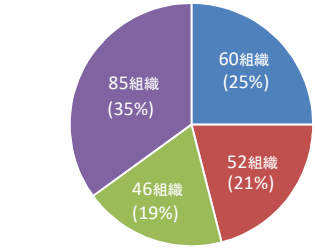


※1　対象組織が行う基礎的な保全活動のうち、活動量（活動人数×活動時間）が年間を通じて最も多い活動における、構成員に対する参加人数の割合

地域ぐるみの基礎的な保全活動への農業者の参加率
■0～25%　■25～50%　■50～75%　■75～100%

調査対象：243組織
資料：平成30年度活動実態調査より作成

### ○多様な主体の参画による効果

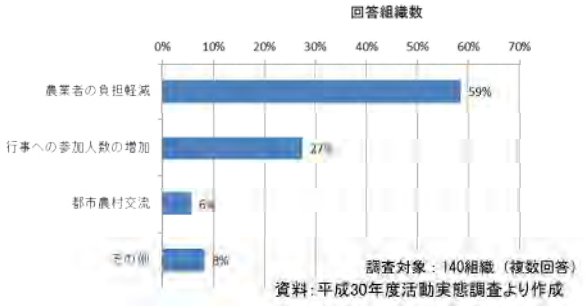


調査対象：140組織（複数回答）
資料：平成30年度活動実態調査より作成

### ○地域ぐるみの基礎的な保全活動への参加率別の対象組織数　（非農業者）

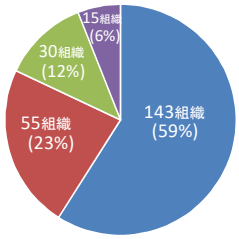


調査対象：243組織
資料：平成30年度活動実態調査より作成

地域ぐるみの基礎的な保全活動への非農業者の参加率
■0～25%　■25～50%　■50～75%　■75～100%

## 3　取組の拡がりと課題　（5）長寿命化対策の課題　18

○　資源向上支払（長寿命化）の要望が多い中、以下のような例が見られる。
・規模の大きい対象組織では、他事業でも対応できるような比較的規模の大きな整備が実施されている。
・規模の小さい対象組織では、発注事務への対応等の課題により、長寿命化対策への取組がなされていない場合もある。
・加えて、技術面においては、長寿命化工法が適用されていない事例もある。
○　一連の農業水利システムの一貫した長寿命化対策を行うために、他事業と役割分担するとともに、都道府県等の技術的指導を受け、より効果的・効率的に実施する必要。

### 【比較的規模の大きな整備の実施状況】

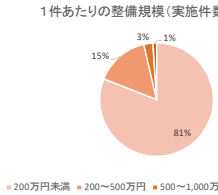


資源向上支払（長寿命化）による整備の規模は、一部の対象組織において、比較的規模の大きな整備を実施している

調査対象：588件

### 【小さな対象組織が長寿命化に取り組めていない理由】

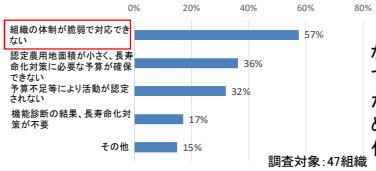


50ha以下の規模の小さな対象組織への聞き取りでは、約6割の対象組織が、体制が脆弱であるため、資源向上支払（長寿命化）に取り組めないと回答

調査対象：47組織

### 【技術的助言による効果的な長寿命化対策の実施イメージ】

老朽化状況等を踏まえ、都道府県等から、工法選定等の技術的指導を受ける

### ○一連の農業水利システムのうち多面的機能支払による長寿命化対策の対象イメージ

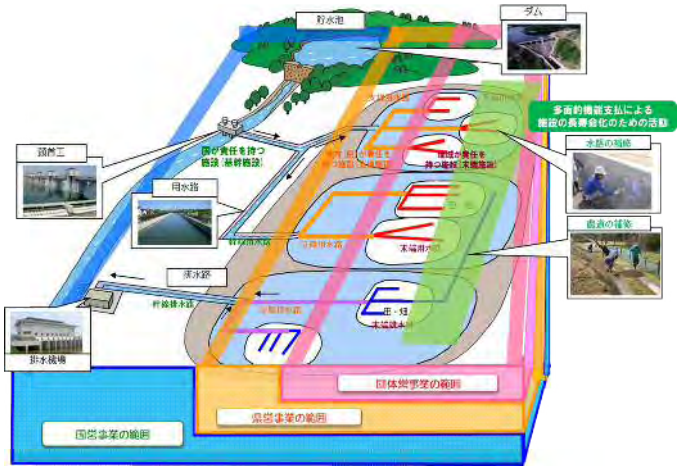

## 3　取組の拡がりと課題　（6）事務作業の状況　19

○　対象組織における年間事務作業時間は、1,000時間を超える組織が約10%存在。
○　事務作業に対して負担を感じている対象組織は8割以上にのぼり、このうち、このままでは「取組の中止が懸念される」または「継続ができない」と回答した対象組織は23%。
○　年間1,000時間以上事務作業に要している市町村も20%存在。作業の内容は「実施状況の確認」「提出書類のチェック」が上位を占める。一方、広域活動組織を含む市町村では、10ha当たりの作業時間が約2時間短くなっている。

### ○対象組織におけるのべ事務作業時間（時間/年）

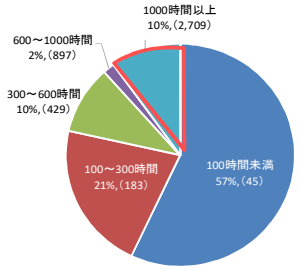


（）内は平均事務作業時間
調査対象：105組織

### ○対象組織における事務作業の負担感

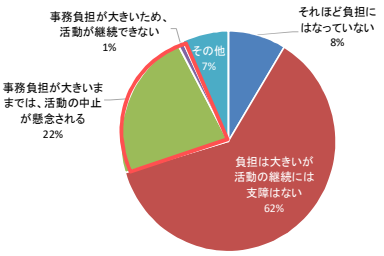


調査対象：105組織

### ○市町村におけるのべ事務作業時間（時間/年）

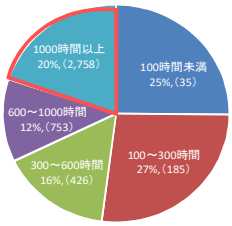


（）内は平均事務作業時間
調査対象：171市町村

### ○市町村における事務作業の内容

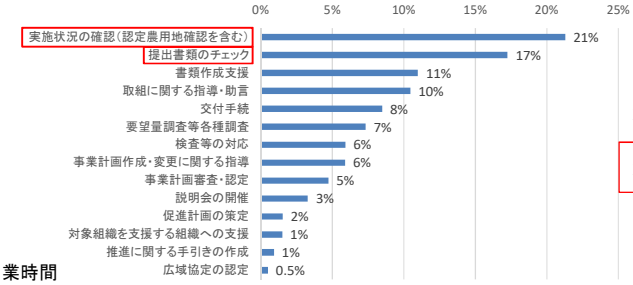


調査対象：405市町村

### ○広域活動組織の有無による市町村における事務作業時間の比較

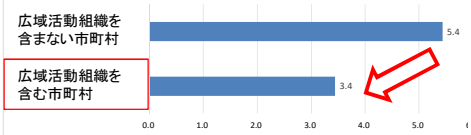


認定農用地面積10ha当たり事務作業時間

調査対象：385市町村
資料：平成30年度活動実態調査より作成

## 4　次期対策に向けての対応　20

○　農村地域においては人口減少及び高齢化、混住化が進行しており、今後農地、農業用水路等の地域資源の保全管理や地域コミュニティの維持が一層困難となる可能性がある。
○　本交付金の取組は地域資源の適切な保全管理や農村環境の保全・向上など多様な分野にわたり効果が発現しており、引き続き地域の共同活動を支援する必要がある。
○　一方、本対策が計画的かつ効果的に実施されるよう、一部の仕組みの見直し等を行う。

### 平成31年度からの変更点

#### （1）資源向上支払の対象農用地の拡大

生産緑地等における水路等の老朽化に対し補修や更新が適切に行えるようにするため、資源向上支払の対象農用地を農振農用地以外の都道府県が定める農用地まで拡大

#### （2）活動の発展のための新たな加算措置の創設

**① 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援**

多面的機能の増進を図る活動の取組数を1つ以上増加させる場合等に、交付金の単価を加算
（都府県の田で400円/10a等）

**② 農村協働力の深化に向けた活動への支援**

一定以上の構成員が非農業者であるとともに、多くの構成員が参加する地域ぐるみの実戦活動を年に一度以上行うことを活動計画に位置付けた場合、さらに加算
（都府県の田で400円/10a等）

#### （3）広域化への支援の強化等

**① 広域活動組織の設立時の支援額を見直し**

これまで一律としていた支援額を面積に応じて増額し、更なる広域化を促進（4～16万円/組織　を原則5年間）

**② 施設管理准組合員制度の活用推進**

改正土地改良法に規定された施設管理准組合員制度の活用を進めることで、土地改良区との連携の強化による活動組織の体制強化を促進

#### （4）資源向上支払（長寿命化）の見直し

農業水路等長寿命化・防災減災事業や農地耕作条件改善事業等と役割分担し、工事1件当たり原則200万円未満とする。
また、200万円以上の工事を実施する場合、都道府県の技術的指導を得ることとする（都道府県の状況により変更可）。

#### （5）事務作業の更なる簡素化

① 活動項目の大くくり化
② 申請・報告様式の見直し
③ 事務支援システムの導入推進
により、対象組織及び市町村における事務負担の軽減を図る。

## 多面的機能支払メールマガジン
# 農村ふるさと保全通信

多面的機能支払の活動組織の紹介や、制度情報、活動に役立つ技術など、活動組織や自治体、推進組織等の皆様にとって有益となる情報を配信しています。

**【配信申し込み】**

配信を希望される方は、農林水産省が発行しているメールマガジンの新規配信登録の入力フォームからご登録ください。

http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/ssl.html

**【農村ふるさと保全通信への投稿】**

皆様の活動組織の紹介など、メールマガジンの原稿を随時、受付しています。

以下のアドレスにお送りください。

tamen_ml@maff.go.jp

バックナンバーは
QRコードからも
ご覧いただけます

ご登録を
お願いします！

## Facebookもチェック

農村振興局Facebookでは農業・農村振興施策や地域の取組などを写真や動画とともにお届けしています！

https://www.facebook.com/nouson.maff/

農林水産省 農村振興局

nouson

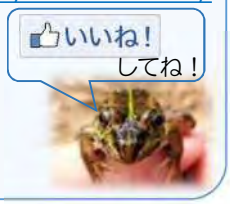


## 高めよう地域協働の力！
## 多面ロゴマーク
をご活用ください！！

地域協働の心、農地・水の情景に彩られた多面体が農業農村の多面的機能をあらわし、それを地域の共同活動の手が守っているというデザインです。

http://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai/nouson_furusato_hozen/H29/pdf/logo.docx

# 多面的機能支払の現状と今後の展開方向
## ～事務簡素化について等～

農林水産省農村振興局農地資源課
多面的機能支払推進室保全調整第１係
古川　智子

# 事務簡素化のポイント（案）

※本内容は今後の実施要綱・要領の審査等により見直しすることがあります。

## （１）活動項目・取組の整理統合

✓　対象となる取組内容はそのままに**選択する取組数を削減**。
（162個→66個、削減率：約60%）
✓　**取組に通し番号を振り**、活動記録の取組番号入力などに対応。

## （２）申請・報告様式の見直し

✓　文字を大きくする、分かりにくい箇所には説明を加えるなど、**見やすく分かりやすい様式に見直し**。
✓　各様式間の記入項目を見直し、関連性の高い様式を１つのエクセルファイルに集約。様式間の参照による自動入力で**入力が必要な箇所を削減、入力ミスを回避**。

### 見直しの内容（一例）

#### 農地維持支払－地域資源の基礎的な保全活動

| | | これまで 取組 | これから 取組 |
|---|---|---|---|
| 実践活動 | 水路 | 水路の草刈り | ＜７＞水路の草刈り |
| | | ポンプ場、調整施設等の草刈り | |
| | | 水路の泥上げ | ＜８＞水路の泥上げ |
| | | ポンプ吸水槽等の泥上げ | |
| | | かんがい期前の注油 | ＜９＞水路附帯施設の保守管理 |
| | | ゲート類等の保守管理 | |
| | | 遮光施設の適正管理 | |

**７個→３個に削減**

#### 資源向上支払（共同）－（1）施設の軽微な補修

| | | | これまで 取組 | これから 取組 |
|---|---|---|---|---|
| 実践活動 | 農道 | 農道 | 路肩、法面の初期補修 | ＜32＞農道の軽微な補修等 |
| | | | 軌道等の運搬施設の維持補修 | |
| | | | 破損施設の補修 | |
| | | | きめ細やかな雑草対策 | |
| | | 附帯施設 | 側溝の目地詰め | |
| | | | 側溝の不同沈下への早期対応 | |
| | | | 側溝の裏込材の充填 | |
| | | | 破損施設の補修 | |

**８個→１個に削減**

### 見直しの内容（エクセル形式の様式における一例）

#### 活動記録

これまで

| 活動区分 | | | | | 施設又はテーマ | 具体的な活動内容 ＜（ ）書きは長寿命化の場合＞ | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 活動項目（対象活動） | 取組（取組内容） |
| □農地維持 | □資源向上（共同） | □調査・計画 | □実践活動 | □事務処理等 | | | |
| □資源向上（長寿命化） | □広域化・体制強化 | | □啓発・普及 | □研修・会議 | | | |
| □資源保全プラン | □特例措置を適用した活動 | | □設置等 | □発注事務 | | | |

複雑なチェックボックスから選択　　活動項目、取組を記述

これから　　入力が簡単に！

①リストから取組に対応する番号を選択　②活動内容が**自動で入力**

| 取組番号（左から詰めて入力してください） | | | | | | 活動内容 支払区分 | 活動項目 | 取組 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 7 | 10 | | | | | 農地維持 | 水路 | 水路の草刈り |
| | | | | | | 農地維持 | 農道 | 農道の草刈り |

#### 実施状況報告書

これまで　活動計画書や活動記録、金銭出納簿を参照しながら手入力

作成が容易に！

これから　各シートの様式間の参照により、**入力箇所数を約60%削減**

| 取組 | 計画 | 実施 |
|---|---|---|
| 点検 | ○ | ○ |
| 年度活動計画の策定 | ○ | ○ |

活動計画書に入力すると自動で入力される

活動記録に入力すると自動で入力される

| 項目 | 金額 |
|---|---|
| 日当 | 500,000円 |
| 購入・リース費 | 200,000円 |

金銭出納簿より自動で入力される

#### 実施状況確認報告書（市町村担当者作成）

実施状況報告書等からの参照により**入力不要に**　※エクセル形式で報告書が提出された場合

# 取組番号表

| | 取組番号 |
|---|---|
| 事務処理 | 200 |
| 会議など | 300 |

※　都道府県において、要綱基本方針で追加する取組については、取組番号100番台を用いて、下の表に追加すること。

【農地維持活動】
（地域資源の基礎的な保全活動）

| 支払区分 | 活動項目 | | 取組 | 取組番号 | 平成30年度までの取組名 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1（農地維持） | 点検・計画策定 | 点検 | 点検 | 1 | 遊休農地等の発生状況の把握 |
| | | | | | 施設の点検（水路、農道、ため池） |
| | | 計画策定 | 年度活動計画の策定 | 2 | 年度活動計画の策定 |
| | 研修 | | 事務・組織運営等に関する研修 | 3 | 活動に関する事務（書類作成、申請手続き等）や組織の運営に関する研修 |
| | 実践活動 | 農用地 | 遊休農地発生防止のための保全管理 | 4 | 遊休農地発生防止のための保全管理 |
| | | | 畦畔・法面・防風林の草刈り | 5 | 畦畔・農用地法面等の草刈り |
| | | | | | 防風林の枝払い・下草の草刈り |
| | | | 鳥獣害防護柵等の保守管理 | 6 | 鳥獣害防護柵の適正管理 |
| | | | | | 防風ネットの適正管理 |
| | | 水路 | 水路の草刈り | 7 | 水路の草刈り |
| | | | | | ポンプ場、調整施設等の草刈り |
| | | | 水路の泥上げ | 8 | 水路の泥上げ |
| | | | | | ポンプ吸水槽等の泥上げ |
| | | | 水路附帯施設の保守管理 | 9 | かんがい期前の注油 |
| | | | | | ゲート類等の保守管理 |
| | | | | | 遮光施設の適正管理 |
| | | 農道 | 農道の草刈り | 10 | 路肩・法面の草刈り |
| | | | 農道側溝の泥上げ | 11 | 側溝の泥上げ |
| | | | 路面の維持 | 12 | 路面の維持 |
| | | ため池 | ため池の草刈り | 13 | ため池の草刈り |
| | | | ため池の泥上げ | 14 | ため池の泥上げ |
| | | | ため池附帯施設の保守管理 | 15 | かんがい期前の施設の清掃・防塵 |
| | | | | | 管理道路の管理 |
| | | | | | 遮光施設の適正管理 |
| | | | | | ゲート類の保守管理 |
| | | 共通 | 異常気象時の対応 | 16 | 異常気象後の見回り（農用地、水路、農道、ため池） |
| | | | | | 異常気象後の応急措置（農用地、水路、農道、ため池） |

（地域資源の適切な保全管理のための推進活動）

| 支払区分 | 活動項目 | 取組 | 取組番号 | 平成30年度までの取組名 |
|---|---|---|---|---|
| 1（農地維持） | 推進活動 | 農業者の検討会の開催 | 17 | 農業者（入り作農家、土地持ち非農家を含む）による検討会の開催 |
| | | 農業者に対する意向調査、現地調査 | 18 | 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査 |
| | | 不在村地主との連絡体制の整備等 | 19 | 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査 |
| | | 集落外住民や地域住民との意見交換等 | 20 | 地域住民等（集落外の住民・組織等も含む）との意見交換・ワークショップ・交流会の開催 |
| | | 地域住民等に対する意向調査等 | 21 | 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査 |
| | | 有識者等による研修会、検討会の開催 | 22 | 有識者等による研修会、有識者を交えた検討会の開催 |
| | | その他 | 23 | － |

【資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）】
（施設の軽微な補修）

| 支払区分 | 活動項目 | | 取組 | 取組番号 | 平成30年度までの取組名 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2（資源向上） | 機能診断・計画策定 | 機能診断 | 農用地の機能診断 | 24 | 施設の機能診断（農用地）<br>診断結果の記録管理（農用地） |
| | | | 水路の機能診断 | 25 | 施設の機能診断（水路）<br>診断結果の記録管理（水路） |
| | | | 農道の機能診断 | 26 | 施設の機能診断（農道）<br>診断結果の記録管理（農道） |
| | | | ため池の機能診断 | 27 | 施設の機能診断（ため池）<br>診断結果の記録管理（ため池） |
| | | 計画策定 | 年度活動計画の策定 | 28 | 年度活動計画の策定 |
| | 研修 | | 機能診断・補修技術等に関する研修 | 29 | 対象組織による自主的な機能診断及び簡単な補修に関する研修<br>老朽化が進む施設の長寿命化のための補修、更新等に関する研修<br>農業用水の保全、農地の保全や地域環境の保全に資する新たな施設の設置等に関する研修 |
| | 実践活動 | 農用地 | 農用地の軽微な補修等 | 30 | 畦畔の再構築<br>農用地法面の初期補修<br>暗渠施設の清掃<br>農用地の除れき<br>鳥獣害防護柵の補修・設置<br>防風ネットの補修・設置<br>きめ細やかな雑草対策 |
| | | 水路 | 水路の軽微な補修等 | 31 | 水路側壁のはらみ修正<br>目地詰め<br>表面劣化に対するコーティング等<br>不同沈下に対する早期対応<br>側壁の裏込材の充填、水路耕畔の補修<br>水路に付着した藻等の除去<br>水路法面の初期補修<br>破損施設の補修（水路）<br>きめ細やかな雑草対策（水路）<br>パイプラインの破損施設の補修<br>パイプ内の清掃<br>給水栓ボックス基礎部の補強<br>破損施設の補修（水路の附帯施設）<br>給水栓に対する凍結防止対策<br>空気弁等への腐食防止剤の塗布等<br>遮光施設の補修等 |
| | | 農道 | 農道の軽微な補修等 | 32 | 路肩、法面の初期補修<br>軌道等の運搬施設の維持補修<br>破損施設の補修（農道）<br>きめ細やかな雑草対策（農道）<br>側溝の目地詰め<br>側溝の不同沈下への早期対応<br>側溝の裏込材の充填<br>破損施設の補修（農道の附帯施設） |
| | | ため池 | ため池の軽微な補修等 | 33 | 遮水シートの補修<br>コンクリート構造物の目地詰め<br>コンクリート構造物の表面劣化への対応<br>堤体侵食の早期補修<br>破損施設の補修（ため池の堤体）<br>きめ細やかな雑草対策（ため池の堤体）<br>破損施設の補修（ため池の附帯施設）<br>遮光施設の補修等 |

（農村環境保全活動）

| 支払区分 | 活動項目 | テーマ | 取組 | 取組番号 | 平成30年度までの取組名 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2（資源向上） | 計画策定 | 生態系保全 | 生物多様性保全計画の策定 | 34 | 生物多様性保全計画の策定 |
| | | 水質保全 | 水質保全計画、農地保全計画の策定 | 35 | 水質保全計画の策定 |
| | | | | | 農地の保全に係る計画の策定 |
| | | 景観形成・<br>生活環境保全 | 景観形成計画、<br>生活環境保全計画の策定 | 36 | 景観形成、生活環境保全計画の策定 |
| | | 水田貯留機能増進・<br>地下水かん養 | 水田貯留機能増進計画、<br>地下水かん養活動計画の策定 | 37 | 水田貯留機能増進に係る地域計画の策定 |
| | | | | | 地下水かん養に係る地域計画の策定 |
| | | 資源循環 | 資源循環計画の策定 | 38 | 資源循環に係る地域計画の策定 |
| | 実践活動 | 生態系保全 | 生物の生息状況の把握 | 39 | 生物の生息状況の把握 |
| | | | 外来種の駆除 | 40 | 外来種の駆除 |
| | | | その他（生態系保全） | 41 | 生物多様性保全に配慮した施設の適正管理 |
| | | | | | 水田を活用した生息環境の提供 |
| | | | | | 生物の生活史を考慮した適正管理 |
| | | | | | 放流・植栽を通じた在来生物の育成 |
| | | | | | 希少種の監視 |
| | | 水質保全 | 水質モニタリングの実施・記録管理 | 42 | 水質モニタリングの実施・記録管理 |
| | | | 畑からの土砂流出対策 | 43 | 排水路沿いの林地帯等の適正管理 |
| | | | | | 沈砂池の適正管理 |
| | | | | | 土壌流出防止のためのグリーンベルト等の適正管理 |
| | | | その他（水質保全） | 44 | 水質保全を考慮した施設の適正管理 |
| | | | | | 水田からの排水（濁水）管理 |
| | | | | | 循環かんがいの実施 |
| | | | | | 非かんがい期における通水 |
| | | | | | 管理作業の省力化による水資源の保全 |
| | | 景観形成・<br>生活環境保全 | 植栽等の景観形成活動 | 45 | 景観形成のための施設への植栽等 |
| | | | | | 農用地等を活用した景観形成活動 |
| | | | 施設等の定期的な巡回点検・清掃 | 46 | 施設等の定期的な巡回点検・清掃 |
| | | | その他（景観形成・生活環境保全） | 47 | 農業用水の地域用水としての利用・管理 |
| | | | | | 伝統的施設や農法の保全・実施 |
| | | | | | 農用地からの風塵の防止活動 |
| | | 水田貯留機能増進・<br>地下水かん養 | 水田の貯留機能向上活動 | 48 | 水田の貯留機能向上活動 |
| | | | 水田の地下水かん養機能向上活動、<br>水源かん養林の保全 | 49 | 水田の地下水かん養機能向上活動 |
| | | | | | 水源かん養林の保全 |
| | | 資源循環 | 地域資源の活用・資源循環活動 | 50 | 地域資源の活用・資源循環のための活動 |
| | 啓発・普及 | | 啓発・普及活動 | 51 | 広報活動 |
| | | | | | 啓発活動 |
| | | | | | 地域住民等との交流活動 |
| | | | | | 学校教育等との連携 |
| | | | | | 行政機関等との連携 |
| | | | | | 地域内の規制等の取り決め |

（多面的機能の増進を図る活動）

| 支払区分 | 活動項目 | 取組 | 取組番号 | 平成30年度までの取組名 |
|---|---|---|---|---|
| 2（資源向上） | 増進活動 | 遊休農地の有効活用 | 52 | 遊休農地の有効活用 |
| | | 農地周りの環境改善活動の強化 | 53 | 農地周りの共同活動の強化 |
| | | 地域住民による直営施工 | 54 | 地域住民による直営施工 |
| | | 防災・減災力の強化 | 55 | 防災・減災力の強化 |
| | | 農村環境保全活動の幅広い展開 | 56 | 農村環境保全活動の幅広い展開 |
| | | 医療・福祉との連携 | 57 | 医療・福祉との連携 |
| | | 農村文化の伝承を通じた<br>農村コミュニティの強化 | 58 | 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化 |
| | | 都道府県、市町村が特に認める活動 | 59 | 都道府県、市町村が特に認める活動 |
| | | 広報活動 | 60 | 広報活動 |

【資源向上活動（施設の長寿命化のための活動）】

| 支払区分 | 活動項目 | 施設区分 | 取組 | 取組番号 | 平成30年度までの取組名 |
|---|---|---|---|---|---|
| 3（長寿命化） | 実践活動 | 水路 | 水路の補修 | 61 | 水路の破損部分の補修 |
| | | | | | 水路の老朽化部分の補修 |
| | | | | | 水路側壁の嵩上げ |
| | | | | | U字フリューム等既設水路の再布設 |
| | | | | | 集水枡、分水枡の補修 |
| | | | | | ゲート、ポンプの補修 |
| | | | | | 安全施設の補修 |
| | | | 水路の更新等 | 62 | 素掘り水路からコンクリート水路への更新 |
| | | | | | 水路の更新 |
| | | | | | ゲート、ポンプの更新 |
| | | | | | 安全施設の設置 |
| | | 農道 | 農道の補修 | 63 | 農道路肩、農道法面の補修 |
| | | | | | 舗装の打換え（一部） |
| | | | | | 農道側溝の補修 |
| | | | 農道の更新等 | 64 | 未舗装農道を舗装（砂利、コンクリート、アスファルト） |
| | | | | | 側溝蓋の設置 |
| | | | | | 土側溝をコンクリート側溝に更新 |
| | | ため池 | ため池の補修 | 65 | 洗掘箇所の補修 |
| | | | | | 漏水箇所の補修 |
| | | | | | 取水施設の補修 |
| | | | | | 洪水吐の補修 |
| | | | | | 安全施設の補修 |
| | | | ため池（附帯施設）の更新等 | 66 | ゲート・バルブの更新 |
| | | | | | 安全施設の設置 |

内容は今後の実施要綱・要領の審査等により見直しすることがあります。
本資料は溶け込み版（記入例入り）です。

# 多面的機能支払交付金実施要領　様式集（案）

| 番　号 | 様式名 | 作成者 | 申請（提出）先 | 備　考（旧様式番号） |
|---|---|---|---|---|
| **活動組織、広域活動組織の作成書類** | | | | |
| 1-1 | 多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について | 活動組織<br>広域活動組織 | 市町村 | 6-6 |
| 1-2 | 多面的機能発揮促進事業に関する計画 | 活動組織<br>広域活動組織 | 市町村 | 6-5 |
| 1-3 | 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書 | 活動組織<br>広域活動組織 | 市町村 | 6-7(1-3) |
| 1-4 | 長寿命化整備計画書 | 活動組織<br>広域活動組織 | 市町村 | 新規 |
| 1-5 | 工事に関する確認書 | 活動組織<br>広域活動組織 | 市町村 | 1-12 |
| 1-6 | 多面的機能支払交付金　活動記録 | 活動組織<br>広域活動組織 | 市町村 | 1-6 |
| 1-7 | 多面的機能支払交付金　金銭出納簿 | 活動組織<br>広域活動組織 | 市町村 | 1-7 |
| 1-8 | 多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書 | 活動組織<br>広域活動組織 | 市町村 | 1-8 |
| 1-9 | 多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書　環境保全型農業直接支払交付金に係る営農活動実績報告書の提出について | 活動組織<br>広域活動組織 | 市町村 | 1-16 |
| 1-10 | 財産管理台帳 | 活動組織<br>広域活動組織 | － | 1-11 |
| **市町村・都道府県の作成書類** | | | | |
| 2-1 | 多面的機能支払交付金に係る事業計画書の提出期限の延長届出書 | 市町村<br>都道府県 | 都道府県<br>国 | 1-4 |
| 2-2 | 多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定について | 市町村 | 活動組織<br>広域活動組織 | 1-5(1-15) |
| 2-3 | 多面的機能支払交付金に係る実施状況確認報告書 | 市町村 | 都道府県 | 1-9 |
| 2-4 | 多面的機能支払交付金に係る実施状況取りまとめ報告書 | 都道府県 | 国 | 1-10 |
| 2-5 | 広域協定の認定書 | 市町村 | 広域活動組織 | 5 |
| 2-6 | 多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針） | 都道府県 | 国 | 3-1 |
| 2-7 | 多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）の同意申請書 | 都道府県 | 国 | 3-2 |
| 2-8 | 多面的機能支払交付金事業実施計画書（実績報告書）の提出について | 都道府県 | 国 | 3-3 |
| 2-9 | 多面的機能支払交付金事業実施計画書（実績報告書）の提出について | 市町村 | 都道府県 | 3-4 |
| 2-10 | 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針 | 都道府県 | 国 | 6-1 |
| 2-11 | 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針の[制定/変更]について（協議） | 都道府県 | 国 | 6-2 |
| 2-12 | 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画 | 市町村 | 都道府県 | 6-3 |
| 2-13 | 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画の[制定/変更]について（協議） | 市町村 | 都道府県 | 6-4 |
| 2-14 | 多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要 | 市町村 | － | 6-8 |
| 2-15 | 多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書　中山間地域等直接支払交付金に係る実施状況報告書　環境保全型農業直接支払交付金に係る実施結果報告書の提出について | 市町村 | 都道府県 | 1-17 |
| 2-16 | 多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書　中山間地域等直接支払交付金に係る実施状況報告書　環境保全型農業直接支払交付金に係る実施結果取りまとめ報告書の提出について | 都道府県 | 国 | 1-18 |

内容は今後の実施要綱・要領の審査等により見直しすることがあります。

（様式第１－３号）

平成○年○月○日

## 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書

（多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、
環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書）

| | | |
|---|---|---|
| （ふりがな） | （あいうえおかつどうそしき） | |
| 組織名 | あいうえお活動組織 | |
| （ふりがな） | （ためん　たろう） | |
| 代表者氏名 | 多面　太郎 | 印 |
| （ふりがな） | （まるけんさんかくしまるちょう） | |
| 所在地 | ○○県△△市○町○-○-○ | |

Ⅰ．地区の概要（共通）

＜活動の計画＞

| | | |
|---|---|---|
| ■ | Ⅱ．　１号事業（多面的機能支払） | 別紙１ |
| □ | Ⅲ．　２号事業（中山間地域等直接支払） | 別紙 |
| □ | Ⅳ．　３号事業（環境保全型農業直接支払） | 別紙 |
| □ | Ⅴ．　その他多面的機能の発揮の促進に資する事業に係る計画書 | 別紙 |

（注）該当する活動にチェックし、取り組む活動の別紙のみ添付すること

＜施行注意＞

提出の際に（　）内は、多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書のうち該当する活動の計画書若しくは協定を記載すること。

内容は今後の実施要綱・要領の審査等により見直しすることがあります。

## Ⅰ．地区の概要

※ 以下、（多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払）をそれぞれ（多面支払、中山間直払、環境直払）と一部で表示

### １．活動期間

| | 活動開始年度 | 活動終了年度 | 交付金の交付年数 | 計画変更年度 | 計画変更年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 農地維持支払 | 平成 31 年度 | 平成 35 年度 | 5 年 | 平成　年度 | 平成　年度 |
| 資源向上支払（共同） | 平成 31 年度 | 平成 35 年度 | 5 年 | 平成　年度 | 平成　年度 |
| 資源向上支払（長寿命化） | 平成 31 年度 | 平成 35 年度 | 5 年 | 平成　年度 | 平成　年度 |
| 中山間地域等直接支払 | 平成　年度 | 平成　年度 | 年 | 平成　年度 | 平成　年度 |
| 環境保全型農業直接支払 | 平成　年度 | 平成　年度 | 年 | 平成　年度 | 平成　年度 |

### ２．実施区域内の農用地、施設

| 協定農用地面積又は認定農用地面積※１ | | 田 | 畑 | 草地 | 採草放牧地 | 計 | うち遊休農地面積 | 年当たり交付金額上限 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 多面支払 | 10,000a | 1,000a | 100a | | 11,100 a | 10 a | 11,254,780円 |
| | 中山間直払 | a | a | a | a | a | a | 円 |
| | | 傾斜 | 傾斜 | 傾斜 | 傾斜 | | | |
| 取組面積 | 環境直払※２ | | | | | | a | 円 |

※１　多面支払の認定農用地面積は、集落が管理する農用地面積を記載する。
※２　環境直払に取り組む場合は、Ⅳの４の交付金額の取組面積の合計及び年当たり交付金額上限の合計を記載するものとする。

| 農業用施設（多面支払） | 水路 | 農道 | ため池 |
|---|---|---|---|
| | 8.2 km | 7.5 km | 5　箇所 |
| うち、資源向上支払（長寿命化）の対象施設 | 1.6 km | 0.5 km | 3　箇所 |

※　延長は、小数点以下第１位まで記入する。

### ３．実施区域位置図

別添１「実施区域位置図」のとおり

### ４．組織構成員一覧

別添２「構成員一覧」のとおり
※　多面支払のみに取り組む場合は、活動組織規約の別紙「構成員一覧」に代えることができる。

### ５．全体面積及び多面的機能支払と中山間地域等直接支払との重複面積

| 全体面積 | 重複面積（多面支払・中山間直払） |
|---|---|
| 11,000 a | 100a |

※　全体面積は、各支払間の重複面積を除いた日本型直接支払に取り組む面積を記入すること。
※　多面支払の活動計画書及び中山間直払の集落協定に位置づけられている施設等については、多面支払の活動組織により活動を実施し、また、多面支払の交付金を充てることとする。

＜施行注意＞
計画書の変更の際には、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を（　）書で上段に記載するものとする。

内容は今後の実施要綱・要領の審査等により見直しすることがあります。

（別紙1）

# 多面的機能支払に係る活動計画書（1号事業様式）

## Ⅱ．　１号事業（多面的機能支払）

対象組織が広域活動組織の場合は○　⇒　○

### １．交付金額　※複数の交付単価がある場合には、行を追加してください。

（１）農地維持支払

| 地目 | 対象農用地面積 | 交付単価 | | 年当たり交付金額 |
|---|---|---|---|---|
| 田 | 10,000 a | 3,000 | 円/10a | 3,000,000円 |
| 畑 | 1,000a | 2,000 | 円/10a | 200,000円 |
| 草地 | 100a | 250 | 円/10a | 2,500円 |
| この線より上に行を挿入してください。 | | | | |
| 合計 | 11,100a | | | 3,202,500円 |

※対象農用地面積とは、交付金の算定の対象となる農用地の面積のことです。小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

★活動期間中に、田から畑への地目の変更が生じた場合は下記に記入し、市町村に提出してください。農地維持支払の単価が活動終了年度まで田の単価となります。

地目を田から畑に変更する面積　100 a

（２）資源向上支払（共同）

| 地目 | 対象農用地面積 | 交付単価 | | 年当たり交付金額 |
|---|---|---|---|---|
| 田 | 10,000a | 2,400 | 円/10a | 2,400,000円 |
| 畑 | 1,000a | 1,440 | 円/10a | 144,000円 |
| 草地 | 100a | 240 | 円/10a | 2,400円 |
| この線より上に行を挿入してください。 | | | | |
| 合計 | 11,100a | | | 2,546,400円 |

※交付単価は以下①、②への取組状況によって単価が異なりますので、乗じた額を記入してください。

①多面的機能の増進活動に取り組む
②資源向上支払（共同）を５年以上実施、又は資源向上支払（長寿命化）に取り組む

①②に該当　⇒単価に0.75を乗ずる
①のみ該当　⇒単価の修正なし
②のみ該当　⇒単価に0.625を乗ずる
①②に該当しない⇒単価に5/6を乗ずる

（３）資源向上支払（長寿命化）

| 地目 | 対象農用地面積 | 交付単価 | | 年当たり交付上限額 |
|---|---|---|---|---|
| 田 | 10,000a | 4,400 | 円/10a | 4,400,000円 |
| 畑 | 1,000a | 2,000 | 円/10a | 200,000円 |
| 草地 | 100a | 400 | 円/10a | 4,000円 |
| この線より上に行を挿入してください。 | | | | |
| 合計 | 11,100a | | | 4,604,000円 |

※広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合、かつ直営施工を実施しない場合は、単価に5/6を乗じた額を記入してください。

### ２．組織の広域化・体制強化の計画　（計画がない場合、この項目への記入は不要です）

| | 広域活動組織の設立 | 特定非営利活動法人化 |
|---|---|---|
| 実施予定年度 | 平成 31 年度 | 平成 33 年度 |

※「特定非営利活動法人」とは、営農法人とは別に多面的活動に関与する法人のことです。

内容は今後の実施要綱・要領の審査等により見直しすることがあります。

以下は市町村担当者と相談の上、記入してください。

集落数　20集落

農業地域類型　□都市的地域　○平地農業地域　○中間農業地域　□山間農業地域

地域振興立法８法の適用　□特定農山村　□振興山村　□過疎　□半島　□離島　□沖縄　□奄美群島　□小笠原諸島

交付金算定の対象としている農振農用地区域外の対象農用地面積

農地維持支払　100a　資源向上支払（共同）　100a　資源向上支払（長寿命化）　100a

## 3．活動の計画

（１）農地維持支払　★実施する月に○を記入してください。

| 活動項目 | | 取組 | 毎年度の実施時期 | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 点検・計画策定 | | 1　点検 | ○ | | | | | | | | | | | |
| | | 2　年度活動計画の策定 | ○ | | | | | | | | | | | |
| 研修 | | 3　事務・組織運営等に関する研修 | 平成○年度に受講予定（活動期間内に１回以上受講） | | | | | | | | | | | |
| 実践活動 | 農用地 | 4　遊休農地発生防止のための保全管理 | | | | | ○ | | | ○ | | | | |
| | | 5　畦畔・法面・防風林の草刈り | | | ○ | ○ | ○ | | | | | | | |
| | | 6　鳥獣害防護柵等の保守管理 | 点検結果に応じて実施時期を決定 | | | | | | | | | | | |
| | 水路 | 7　水路の草刈り | | | ○ | ○ | ○ | | | | | | | |
| | | 8　水路の泥上げ | ○ | | | | | | | | | | | |
| | | 9　水路附帯施設の保守管理 | 点検結果に応じて実施時期を決定 | | | | | | | | | | | |
| | 農道 | 10　農道の草刈り | | | | | ○ | | | ○ | | | | |
| | | 11　農道側溝の泥上げ | 点検結果に応じて実施時期を決定 | | | | | | | | | | | |
| | | 12　路面の維持 | 点検結果に応じて実施時期を決定 | | | | | | | | | | | |
| | ため池 | 13　ため池の草刈り | | | | | ○ | | | ○ | | | | |
| | | 14　ため池の泥上げ | 点検結果に応じて実施時期を決定 | | | | | | | | | | | |
| | | 15　ため池附帯施設の保守管理 | 点検結果に応じて実施時期を決定 | | | | | | | | | | | |
| | 共通 | 16　異常気象時の対応 | 洪水、台風、地震等の発生後 | | | | | | | | | | | |
| 地域資源の適切な保全管理のための推進活動 | | | | | | | | | | ○ | | | | |

地域資源の適切な保全管理のための推進活動について、１）～４）を記入してください。

１）保全管理の目標を①～⑥から選んでください。（複数選択可）

□①中心経営体との役割分担による保全管理
○②集落営農組織を基礎とした地域ぐるみの保全管理
□③地域外の経営体との協力・役割分担による保全管理
□④集落間連携や広域的活動による保全管理
□⑤多様な地域資源管理の担い手による保全管理
□⑥その他

内容は今後の実施要綱・要領の審査等により見直しすることがあります。

２）今後、地域で取り組んでいくべき保全管理の内容を①～⑤から１項目以上選んでください。

○①農地の利用集積に伴う管理作業
□②高齢農家の農用地に係る管理作業
□③不在村地主等の遊休農地に係る管理作業
□④共同利用施設の保全管理
□⑤その他

３）２）で選んだ内容に取り組むため、今後進めていく取組の方向性を①～⑦から１項目以上選んでください。

□①担い手の人材・機材の有効活用、連携強化
□②入り作等の近隣の担い手との協力
○③地域住民、土地持ち非農家等を含めた体制づくり
□④新たな保全管理の担い手の確保
□⑤不在村地主との連絡・調整体制の構築
□⑥集落間の連携や広域的な活動
□⑦その他

４）２）で選んだ内容に取り組むため、毎年実践する取組を17～23から１項目以上選んでください。

○17．入り作農家や土地持ち非農家を含む農業者の検討会の開催
□18．農業者に対する意向調査、農業者による現地調査
□19．不在村地主との連絡体制の整備、調整等
□20．集落外の住民・組織や地域住民との意見交換・ワークショップ・交流会の開催
□21．地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査
□22．有識者等による研修会、検討会の開催
□23．その他

（２）資源向上支払（共同）

１）施設の軽微な補修、農村環境保全活動　★実施する月に○を記入してください。

| 活動項目 | | 取組 | 毎年度の実施時期 | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 施設の軽微な補修 | 計画策定・機能診断 | 24　農用地の機能診断 | ○ | | | | | | | | | | | |
| | | 25　水路の機能診断 | ○ | | | | | | | | | | | |
| | | 26　農道の機能診断 | ○ | | | | | | | | | | | |
| | | 27　ため池の機能診断 | ○ | | | | | | | | | | | |
| | | 28　年度活動計画の策定 | ○ | | | | | | | | | | | |
| | 研修 | 29　機能診断・補修技術等に関する研修 | 平成○年度に受講予定（活動期間内に１回以上受講） | | | | | | | | | | | |
| | 実践活動 | 30　農用地の軽微な補修等 | 機能診断結果に応じて実施時期を決定 | | | | | | | | | | | |
| | | 31　水路の軽微な補修等 | 機能診断結果に応じて実施時期を決定 | | | | | | | | | | | |
| | | 32　農道の軽微な補修等 | 機能診断結果に応じて実施時期を決定 | | | | | | | | | | | |
| | | 33　ため池の軽微な補修等 | 機能診断結果に応じて実施時期を決定 | | | | | | | | | | | |
| 農村環境保全活動 | 計画策定 | 34　生物多様性保全計画の策定 | | ○ | | | | | | | | | | |
| | | 35　水質保全計画、農地保全計画の策定 | | ○ | | | | | | | | | | |
| | | 36　景観形成計画、生活環境保全計画の策定 | | ○ | | | | | | | | | | |
| | | 37　水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定 | | | | | | | | | | | | |
| | | 38　資源循環計画の策定 | | | | | | | | | | | | |

内容は今後の実施要綱・要領の審査等により見直しすることがあります。

| 活動項目 | | 取組 | 毎年度の実施時期 | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 農村環境保全活動 | 実践活動 | 39 生物の生息状況の把握（生態系保全） | | | | | | ○ | | | | | | |
| | | 43 畑からの土砂流出対策（水質保全） | | | | | | ○ | | | | | | |
| | | 46 施設等の定期的な巡回点検・清掃（景観形成・生活環境保全） | | | | | | | ○ | | | | | |
| | | 47 その他（景観形成・生活環境保全） | | | | | | | ○ | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | この線より上に行を挿入してください。 | | | | | | | | | | | | |
| | 啓発・普及 | 51　啓発・普及活動 | | | | | | | | ○ | | | | |

2）多面的機能の増進を図る活動　（任意の取組）★実施する月に○を記入してください。

| 活動項目 | | 取組 | 毎年度の実施時期 | | | | | | | | | | | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | |
| 多面的機能の増進を図る活動 | | 52　遊休農地の有効活用 | | | | | | | | ○ | | | | | |
| | | 56　農村環境保全活動の幅広い展開 | | | | | | | | ○ | | | | | |
| | | 58　農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化 | | | | | | | | | | ○ | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | この線より上に行を挿入してください。 | | | | | | | | | | | | | |
| | | 60　広報活動 | | | | | | ○ | | | | | | | |

※増進を図る活動を実施する場合は、取組内容を選択した上で、毎年度実施するとともに、広報活動を毎年度実施してください。
　ただし、農業地域類型区分の「中間農業地域」または「山間農業地域」、地域振興立法８法地域においては毎年度必須ではありません。

56．農村環境保全活動の幅広い展開　を選択した場合、以下の太枠内も記入してください。

56．を選択した場合に選択⇒　○　農村環境保全活動を１テーマ追加　○　「高度な保全活動の実施」

農村環境保全活動のテーマ　水質保全　高度な保全活動の取組内容

↑「生態系保全」「水質保全」「景観形成・生活環境保全」、「水田貯留機能増進・地下水かん養」「資源循環」から選択

59．都道府県、市町村が特に認める活動　を選択した場合、具体的な活動内容を記載してください。

内容は今後の実施要綱・要領の審査等により見直しすることがあります。

（３）資源向上支払（長寿命化）

工事１件当たり200万円以上となることが明らかな場合は、様式第１－４号「長寿命化整備計画書」を作成し、添付してください。なお、１つの取組を分けて実施する場合は、それぞれを１件として考えます。
※延べ数量の延長は小数点以下第２位まで記入してください。

| 活動内容 | | | 延べ数量（単位はkmか箇所を選択） | 年度計画 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 施設区分 | 取組 | 内容 | | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 4年目 | 5年目 |
| 水路 | 61　水路の補修 | 水路○○－○の老朽化部分の目地補修を行う | 0.03　km | ○ | ○ | | | |
| 水路 | 62　水路の更新等 | 土水路からコンクリート水路への更新 | 0.24　km | | | ○ | ○ | ○ |
| 農道 | 63　農道の補修 | 農道○○-○の路肩及び法面の補修 | 1.54　km | | ○ | ○ | | |
| ため池 | 66　ため池（附帯施設）の更新等 | ゲートの更新を行う | 3.00　箇所 | | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| この線より上に行を挿入してください。 | | | | | | | | |

☆直営施工の実施方針について　　全て直営施工　　一部直営施工　　直営施工は実施しない

☆上記以外に農業の多面的機能の維持・発揮に必要な共同活動を実施する場合は、その活動内容を、この活動計画書に記載してください。（別紙でも可。）（実施要領第１の２の（４）又は第２の２の（４）に基づく活動）

内容は今後の実施要綱・要領の審査等により見直しすることがあります。

## 4．加算措置

加算措置に取り組む場合は以下を記入してください。取り組まない場合、この先２枚は提出不要です。

対象農用地面積は小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

### （１）農地維持支払の小規模集落支援

| 地目 | 対象農用地面積 | 交付単価 | | 年当たり交付金額 |
|---|---|---|---|---|
| 田 | 100a | 1,000 | 円/10a | 10,000円 |
| 畑 | 50a | 600 | 円/10a | 3,000円 |
| 草地 | 10a | 80 | 円/10a | 80円 |
| 合計 | 160a | | | 13,080円 |

★小規模集落支援の適用条件

○小規模集落の総農家戸数が10戸以下である

○小規模集落がこれまでに農地・水・環境保全向上対策、農地・水保全管理支払、多面的機能支払の交付対象になっていない

| 小規模集落数 | 集落名 |
|---|---|
| 2集落 | ○集落、○集落 |

### （２）資源向上支払（共同）の多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

適用条件の確認

多面的機能の増進を図る活動の取組項目数　　↓ 取組を継続中の組織のみ記入

| 項目 | 本事業計画の取組 | 前年度又は変更前の取組 |
|---|---|---|
| 遊休農地の有効活用 | | |
| 農地周りの環境改善活動の強化 | ○ | |
| 地域住民による直営施工 | ○ | ○ |
| 防災・減災力の強化 | | |
| 農村環境保全活動の幅広い展開 | | |
| 医療・福祉との連携 | | |
| 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化 | | |
| 都道府県、市町村が特に認める活動 | | |

| 地目 | 対象農用地面積 | 交付単価 | | 年当たり交付金額 |
|---|---|---|---|---|
| 田 | 10,000a | 400 | 円/10a | 400,000円 |
| 畑 | 1,000a | 240 | 円/10a | 24,000円 |
| 草地 | 100a | 40 | 円/10a | 400円 |
| 合計 | 11,100a | | | 424,400円 |

※資源向上支払（共同）の交付単価の減額条件に該当する場合は、加算措置の交付単価も同様に減額する。

★ 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援の適用条件

○取組を継続する活動組織又は広域活動組織
　本事業計画の取組項目数
　　＞前年度又は変更前の取組項目数

○新規の活動組織又は広域活動組織
　本事業計画の取組項目数　２つ以上

内容は今後の実施要綱・要領の審査等により見直しすることがあります。

### （３）資源向上支払（共同）の農村協働力の深化に向けた活動への支援

適用条件の確認

① 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援を受ける　○

② 農業者以外の割合

・ 組織の構成員

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 農業者 | 個人 | 40人 | +団体 | 1団体 | = | 41人・団体 | |
| 農業者以外 | 個人 | 25人 | +団体 | 5団体 | = | 30人・団体 | ･･･① |
| 合計 | 個人 | 65人 | +団体 | 6団体 | = | 71人・団体 | ･･･② |

・ 農業者以外の割合　42%　・・・ ①／②

③ 共同活動に参加する構成員の総人数の８割が参加する実践活動の実施

個人　65人　＋ 団体の構成員のうち、共同活動に参加する人数　41人

＝ 共同活動に参加する構成員の総人数　106人　のうち、８割にあたる　85人　以上が参加する実践活動を毎年度行う。

また、共同活動に参加する構成員の総人数の内訳がわかる名簿（様式自由）を添付してください。

| 地目 | 対象農用地面積 | 交付単価 | | 年当たり交付金額 |
|---|---|---|---|---|
| 田 | 10,000a | 400 | 円/10a | 400,000円 |
| 畑 | 1,000a | 240 | 円/10a | 24,000円 |
| 草地 | 100a | 40 | 円/10a | 400円 |
| 合計 | 11,100a | | | 424,400円 |

※資源向上支払（共同）の交付単価の減額条件に該当する場合は、加算措置の交付単価も同様に減額する。

★ 農村協働力の深化に向けた活動への支援の適用条件

○多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援を受けること

○構成員の農業者以外の割合　４割以上

○共同活動に参加する構成員の総人数（※）の８割以上が参加する実践活動を行うこと
※構成員個人と、団体の構成員のうち共同活動に参加する人数の合計

### （４）組織の広域化・体制強化に対する支援

| 区分 | 該当するものに○ | 交付額 |
|---|---|---|
| ３集落以上<br>又は50ha以上200ha未満 | | 40,000 円/年・組織 |
| 200ha以上1,000ha未満<br>又は特定非営利活動法人 | | 80,000 円/年・組織 |
| 1,000ha以上 | | 160,000 円/年・組織 |

※北海道にあっては、３集落以上又は1,500ha以上3,000ha未満のとき40,000円／年・組織、3,000ha以上15,000ha未満又は特定非営利活動法人のとき80,000円／年・組織、15,000ha以上のとき160,000円／年・組織に置き換える。

※特定非営利活動法人の加算措置を受ける場合は、特定非営利活動促進法第13条第２項の登記事項証明書の写しを提出してください。

（様式第１－４号）

# 長寿命化整備計画書

＜留意事項＞
活動計画書の資源向上支払（長寿命化）において、工事１件あたり200万円以上となることが明らかな取組について、下記に記載してください。
なお、１つの取組を分けて実施する場合は、それぞれを１件として考え、１件ずつ記載してください。
また、概算事業費の根拠となる資料（積算根拠や見積書）を整理してください。

（１）　施設の機能診断結果及び長寿命化対策の計画等

| 番号 | 施設名 | 設置年度 | 改修年度 | 施設の概要 | 機能診断結果（劣化状況等） | 長寿命化対策の内容 | 数量 | 実施年度 | 工事１件あたりの概算事業費 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | ○○用水路 | 不明 | - | 土水路<br>幅○○mm | 水路法面の崩壊や土砂の堆積により通水機能が喪失。清掃や泥上げなどの日常管理が困難である。 | コンクリート水路として更新する。 | 0.53km | 平成30年度 | 280万円 | |
| 2 | ○○用水路 | 昭和41年 | 昭和60年 | コンクリート水路<br>幅○○mm | ひび割れや部分的な欠損、側壁の倒壊があり、水路の一部区間が破損している。 | シーリング材等を塗布してひび割れを被覆する。 | 0.58km | 平成32年度 | 230万円 | |
| 3 | ○○用水路 | 昭和40年 | 昭和60年 | コンクリート水路<br>幅○○mm | 路線の一部においてひび割れ、欠損や目地の劣化、コンクリート表面の摩耗といった老朽化がみられる。 | 水路の老朽化部分の補修による対策を行う。 | 0.70km | 平成33年度 | 300万円 | |
| 4 | ○○揚水機 | 昭50年代 | - | ゲート<br>幅　○○mm<br>高さ ○○mm | 経年変化による戸当たり金物の腐食及び水密ゴムの劣化がみられる。 | 補修材及び塗料を塗布。<br>水密ゴムを交換。 | ○箇所 | 平成35年度 | 210万円 | |
| 5 | | | | | | | | | | |

※　改修年度欄には、施設の改修又は災害復旧等によって更新が行われた最近の年度を記入してください。
※　延長は小数点以下第２位まで、概算事業費は10万円単位で記入してください。

（２）　施設の位置図

対象施設の位置図を添付し、長寿命化対策を行う施設について、活動内容、数量等を記載すること。

内容は今後の実施要綱・要領の審査等により見直しすることがあります。
内容は今後の実施要綱・要領の審査等により見直しすることがあります。

（様式第１－６号）

組織名：

あいうえお活動組織

# 平成 ○○ 年度　多面的機能支払交付金　活動記録

★「実施時間」には休憩時間を含めず、実働時間を記入してください。

★「取組番号」欄には、実施要領別記1-2の国が定める活動指針における取組の番号及び要領第１の２の(1)に基づき都道府県が定める要綱基本方針において追加された取組の番号を記入します。その他、事務処理は200番、会議等は300番を記入します。
同一日に複数の取組を行った場合は、該当する全ての取組番号を左詰めで一行に記入してください。番号欄が足りない場合は、複数行に分けて記入してください。

| | 活動実施日時 | | | 活動参加人数 | | | 取組番号（左詰め） | | | | | | 活動内容 | | | 備考（具体的な活動内容を記入） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 日付 | 実施時間 | | 農業者 | 農業者以外 | 総参加人数 | | | | | | | 支払区分 | 活動項目 | 取組 | |
| | | 開始時刻 | 実施時間 | | | | | | | | | | | | | |
| 例 | 4/1 | 9:00 | 3.5時間 | 5人 | 20人 | 25人 | 7 | 10 | | | | | 農地維持,農地維持 | 水路,農道 | 7 水路の草刈り,10 農道の草刈り | |
| | 4/1 | 13:00 | 2.0時間 | 1人 | 0人 | 1人 | 200 | | | | | | - | 事務処理 | 200 事務処理 | 領収書の整理 |
| | 4/2 | 9:00 | 2.0時間 | 2人 | 2人 | 4人 | 1 | 24 | 25 | 26 | 27 | | 農地維持,共同,共同,共同 | 点検,機能診断,機能診断,機能診断,機能診断 | 1 点検,24 農用地の機能診断,25 水路の機能診断,26 農道の機能診断,27 ため池の機能診断 | 機能診断（農用地、水路、農道、ため池） |
| | 4/9 | 13:00 | 2.0時間 | 5人 | 3人 | 8人 | 2 | 28 | 34 | 36 | | | 農地維持,共同,共同,共同 | 計画策定,計画策定,生態系保全,景観形成・生活環境保全 | 2 年度活動計画の策定,28 年度活動計画の策定,34 生物多様性保全計画の策定,36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定 | 役員会 |
| | 4/10 | 12:00 | 2.0時間 | 4人 | 2人 | 6人 | 17 | | | | | | 農地維持 | 推進活動 | 17 農業者の検討会の開催 | |
| | 4/15 | 9:00 | 3.0時間 | 50人 | 30人 | 80人 | 300 | | | | | | - | 会議 | 300 会議 | 総会 |
| | 6/2 | 10:00 | 4.0時間 | 2人 | 0人 | 2人 | 3 | 29 | | | | | 農地維持,共同 | 研修,研修 | 3 事務・組織運営等に関する研修,29 機能診断・補修技術等に関する研修 | 代表者研修 |
| | 6/9～6/10 | 13:00 | 4.0時間 | 4人 | 2人 | 6人 | 5 | 8 | 54 | | | | 農地維持,農地維持,共同 | 農用地,水路,増進活動 | 5 畦畔・法面・防風林の草刈り,8 水路の泥上げ,54 地域住民による直営施工 | 農用地法面の草刈り、○○水路の泥上げ（◆◆集落） |
| | 7/30 | 15:00 | 2.0時間 | 4人 | 2人 | 6人 | 35 | | | | | | 共同 | 水質保全 | 35 水質保全計画、農地保全計画の策定 | |
| | 8/2 | 15:00 | 2.0時間 | 2人 | 2人 | 4人 | 16 | | | | | | 農地維持 | 共通 | 16 異常気象時の対応 | |

| 活動実施日時 | | | 活動参加人数 | | | 取組番号（左詰め） | | | | | | 活動内容 | | | 備考（具体的な活動内容を記入） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 日付 | 実施時間 | | 農業者 | 農業者以外 | 総参加人数 | | | | | | | 支払区分 | 活動項目 | 取組 | |
| | 開始時刻 | 実施時間 | | | | | | | | | | | | | |
| 9/15 | 10:00 | 3.0時間 | 8人 | 10人 | 18人 | 43 | 58 | | | | | 共同,共同 | 水質保全,増進活動 | 43 畑からの土砂流出対策（水質保全）,58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化 | グリーンベルトの設置 |
| 10/10 | 13:00 | 4.0時間 | 30人 | 55人 | 85人 | 46 | 47 | 51 | 60 | | | 共同,共同,共同,共同 | 景観形成・生活環境保全,景観形成・生活環境保全,啓発・普及,増進活動 | 46 施設等の定期的な巡回点検・清掃（景観形成・生活環境保全）,47 その他（景観形成・生活環境保全）,51 啓発・普及活動,60 広報活動 | ○○クリーン作戦 |
| 11/3 | 12:00 | 2.0時間 | 4人 | 2人 | 6人 | 10 | 55 | 63 | | | | 農地維持,共同,長寿命化 | 農道,増進活動,農道 | 10 農道の草刈り,55 防災・減災力の強化,63 農道の補修 | |
| 11/5 | 9:00 | 5.0時間 | 5人 | 2人 | 7人 | 13 | 14 | 66 | | | | 農地維持,農地維持,長寿命化 | ため池,ため池,ため池 | 13 ため池の草刈り,14 ため池の泥上げ,66 ため池（附帯施設）の更新等 | ○○ため池の草刈り、泥上げ、ゲートの更新 |
| 11/10 | 12:00 | 2.0時間 | 4人 | 2人 | 6人 | 4 | 11 | 30 | 52 | | | 農地維持,農地維持,共同,共同 | 農用地,農道,農用地,増進活動 | 4 遊休農地発生防止のための保全管理,11 農道側溝の泥上げ,30 農用地の軽微な補修等,52 遊休農地の有効活用 | |
| 11/17 | 12:00 | 2.0時間 | 4人 | 10人 | 14人 | 32 | 39 | | | | | 共同,共同 | 農道,生態系保全 | 32 農道の軽微な補修等,39 生物の生息状況の把握（生態系保全） | |
| 11/20 | 12:00 | 2.0時間 | 4人 | 2人 | 6人 | 56 | 57 | | | | | 共同,共同 | 増進活動,増進活動 | 56 農村環境保全活動の幅広い展開,57 医療・福祉との連携 | |
| 11/30 | 13:00 | 2.0時間 | 4人 | 2人 | 6人 | 61 | | | | | | 長寿命化 | 水路 | 61 水路の補修 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | この線より上に行を挿入してください。 | | | | | | | | | | | | | |

| | 農業者 | 農業者以外 | 合計 |
|---|---|---|---|
| 活動に参加した最大人数 | 50人 | 55人 | 105人 |

内容は今後の実施要綱・要領の審査等により見直しすることがあります。

内容は今後の実施要綱・要領の審査等により見直しすることがあります。

（様式第１－7号）

# 平成○○年度 多面的機能支払交付金 金銭出納簿

組織名：あいうえお活動組織

★「分類」欄は、分類番号（１～８）から選択してください。
★「区分」欄には、農地維持・資源向上（共同）に係る収支は「１」を、資源向上（長寿命化）に係る収支は「２」を必ず入力してください。
　区別ができない支出は「１」を記入してください。
★農地維持・資源向上（共同）の交付金を活用して資源向上（長寿命化）の活動を行った際の費用は、区分を「１」にし、「長寿命化への活用」欄に○を記入してください。
★交付金交付前に活動資金を構成員が一時的に立て替えて会計口座へ繰り入れた場合は、収入欄にその立替額を記入してください。
　また、返済の際は返済額をマイナスの収入として収入欄に記入し、一時的な立替額が収入/支出の合計に計上されないようにしてください。

| 日付 | 分類 | 内　容 | 区分 | 収入（円） | 支出（円） | 残高（円） | 領収書番号 | 活動実施日 | 備考 | 長寿命化への活用 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 4/1 | 1.前年度持越 | 前年度持越（農地維持・資源向上（共同）） | 1 | 100,000 | | 100,000 | | | | |
| 4/1 | 1.前年度持越 | 前年度持越（資源向上（長寿命化） | 2 | 200,000 | | 300,000 | | | | |
| 4/20 | 3.利子等 | 構成員立替金の繰り入れ | 2 | 1,100,000 | | 1,400,000 | 1 | | ○○氏より | |
| 5/15 | 7.その他支出 | お茶購入 | 1 | | 3,000 | 1,397,000 | 2,3 | 5/5 | ○○集落 | |
| 5/20 | 5.購入・リース費 | ○○資材の購入費 | 2 | | 1,300,000 | 97,000 | 4 | 5/25 | | |
| 6/20 | 2.交付金 | 農地維持・資源向上（共同）交付金 | 1 | 6,650,780 | | 6,747,780 | | | | |
| 6/20 | 2.交付金 | 資源向上（長寿命化）交付金 | 2 | 4,604,000 | | 11,351,780 | | | | |
| 6/25 | 3.利子等 | 構成員立替金の返済 | 2 | ▲ 1,100,000 | | 10,251,780 | 5 | | ○○氏へ | |
| 7/1 | 4.日当 | 草刈り等 | 1 | | 3,500,000 | 6,751,780 | 6 | 5/5 | ○○集落 | |
| 7/4 | 4.日当 | 能動の草刈り | 1 | | 400,000 | 6,351,780 | 7 | 5/5 | ○○集落 | |
| 7/10 | 5.購入・リース費 | ○○資材の購入費 | 1 | | 500,000 | 5,851,780 | 8 | 5/25 | | |
| 8/1 | 4.日当 | 農道の補修 | 1 | | 700,000 | 5,151,780 | 9 | 6/1 | | ○ |
| 8/1 | 6.外注費 | 水路の補修 | 2 | | 1,500,000 | 3,651,780 | 10 | 6/1~6/10 | | |
| 9/1 | 7.その他支出 | 役員報酬 | 1 | | 255,000 | 3,396,780 | 11 | - | | |
| 10/1 | 4.日当 | 水路の草刈り | 1 | | 1,200,000 | 2,196,780 | 12 | 4/1 | | |
| 11/1 | 4.日当 | 水路の更新等 | 2 | | 100,000 | 2,096,780 | 13 | 9/1~9/30 | | |
| 11/15 | 6.外注費 | 水路の更新等 | 2 | | 1,800,000 | 296,780 | 13 | 9/1~9/30 | | |
| 3/31 | 8.返還 | 返還額の支払（農地維持・資源向上（共同）） | 1 | | 100,000 | 196,780 | 14 | - | | |
| 3/31 | 8.返還 | 返還額の支払（資源向上（長寿命化）） | 2 | | 60,000 | 136,780 | 15 | - | | |
| 3/31 | 3.利子等 | 利子 | 1 | 5 | | 136,785 | | | | |
| | | **この線より上に行を挿入してください。** | | | | | | | | |
| 合　計 | | | | 11,554,785 | 11,418,000 | 136,785 | | | | |

※領収書は、通し番号を記入した上で、必ず保管しておいてください。（領収書の保管の方法は袋等による保管でも構いません。）

**【集計】　1 農地維持・資源向上（共同）**（円）

| 項目 | 金額 | |
|---|---|---|
| | 収入 | 支出 |
| 1.前年度持越 | 100,000 | |
| 2.交付金 | 6,650,780 | |
| 3.利子等 | 5 | |
| 4.日当 | | 5,800,000 |
| 5.購入・リース費 | | 500,000 |
| 6.外注費 | | |
| 7.その他支出 | | 258,000 |
| 8.返還 | | 100,000 |
| 次年度への持越（残高） | | 92,785 |
| 合　計 | 6,750,785 | 6,750,785 |

**【集計】　2 資源向上（長寿命化）**（円）

| 項目 | 金額 | |
|---|---|---|
| | 収入 | 支出 |
| 1.前年度持越 | 200,000 | |
| 2.交付金 | 4,604,000 | |
| 3.利子等 | | |
| 4.日当 | | 100,000 |
| 5.購入・リース費 | | 1,300,000 |
| 6.外注費 | | 3,300,000 |
| 7.その他支出 | | |
| 8.返還 | | 60,000 |
| 次年度への持越（残高） | | 44,000 |
| 合　計 | 4,804,000 | 4,804,000 |

※「分類」には、下表を参考に該当する費目の番号を記入します。

| 番号 | 費目 | 内　容　（例） |
|---|---|---|
| 1 | 前年度持越 | 前年度からの持越金 |
| 2 | 交付金 | 農地維持支払交付金、資源向上支払交付金（共同）、資源向上支払交付金（長寿命化） |
| 3 | 利子等 | 利子等、構成員による活動資金の立替金 |
| 4 | 日当 | 活動参加者に対して支払った日当 |
| 5 | 購入・リース費 | 資材（砕石、砂利、ｾﾒﾝﾄなど）の購入費、活動に必要な機械（草刈り機など）の購入費、パソコンなどのリース費、車両、機械等の借り上げ費、花の種、苗代など |
| 6 | 外注費 | 補修・更新等の工事等（調査、設計、測量、試験等を含む）に係る建設業者等への外注費、事務の外注費など |
| 7 | その他支出 | 技術指導等のために外部から招く専門家等への謝金、活動に係る旅費、保険料、文具代及び光熱費の費用、アルバイト等への賃金、草刈り機や車の燃料代、役員報酬、お茶代など |
| 8 | 返還 | 返還金 |

内容は今後の実施要綱・要領の審査等により見直しすることがあります。
内容は今後の実施要綱・要領の審査等により見直しすることがあります。

内容は今後の実施要綱・要領の審査等により見直しすることがあります。

（様式第1－８号）

平成○年○月○日

△△市長　殿

あいうえお活動組織
多面　太郎　㊞

平成○年度　多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書

多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年４月１日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙１の第５の７及び別紙２の第５の８に基づき、多面的機能支払交付金の実施状況について、別添のとおり報告します。

内容は今後の実施要綱・要領の審査等により見直しすることがあります。

（別添）

# 多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書

| 組織名称 | あいうえお活動組織 |
|---|---|

＜平成○年度　収支実績　　○年○月○日現在＞

| | 項　目 | 金額 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 収入の部 | １．前年度からの持越金（農地維持・資源向上（共同）） | 100,000円 | |
| | ２．前年度からの持越金（資源向上（長寿命化）） | 200,000円 | |
| | ３．農地維持・資源向上（共同）交付金 | 6,650,780円 | |
| | ４．資源向上（長寿命化）交付金 | 4,604,000円 | |
| | ５．利子等 | 5円 | |
| | 合　計 | 11,554,785円 | |

| | 項　目 | 金額 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 支出の部 | １．支出総額（農地維持・資源向上（共同）） | 6,558,000円 | |
| | 日当 | 5,800,000円 | |
| | 購入・リース費 | 500,000円 | |
| | 外注費 | | |
| | その他 | 258,000円 | |
| | ２．支出総額（資源向上（長寿命化）） | 4,700,000円 | |
| | 日当 | 100,000円 | |
| | 購入・リース費 | 1,300,000円 | |
| | 外注費 | 3,300,000円 | |
| | その他 | | |
| | ３．返還 | 160,000円 | |
| | ４．次年度への持越金（農地維持・資源向上（共同）） | 92,785円 | （持越金の使用予定（使用時期、使用内容）等を記入） |
| | ５．次年度への持越金（資源向上（長寿命化）） | 44,000円 | （持越金の使用予定（使用時期、使用内容）等を記入） |
| | 合　計 | 11,554,785円 | |

内容は今後の実施要綱・要領の審査等により見直しすることがあります。

## 1． 総会又は運営委員会の実施時期

下記のとおり、総会又は運営委員会を開催し構成員の了解を得ています。

| 開催日 | 平成○年○月○日 |
|---|---|

## 2．組織の広域化・体制強化の状況

下記にあてはまる場合は○を記入してください。

| 広域活動組織 | 特定非営利活動法人 |
|---|---|
| ○ | |

## 3． 多面的機能支払交付金に係る事業の成果

「計画」欄：活動計画書において計画した活動に「○」、計画外の活動項目に「－」を記入する。
「実施」欄：活動要件を満たした活動項目に「○」、要件を満たせなかった場合や実施しなかった場合に「×」を記入する。対象外の活動項目には「－」を記入する。
「備考」欄：「実施」欄に「○」を記入した場合は具体的な取組内容や研修実施日等を記入する。
「実施」欄に「×」を記入した場合は要件を満たせなかった理由や実施しなかった理由を記入する。

### （1）農地維持支払

農地維持支払交付金の交付を受けずに活動を実施した場合も記入してください。

| 活動項目 | | | 取組 | 計画 | 実施 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 地域資源の基礎的な保全活動 | 点検・計画策定 | | 1 点検 | ○ | ○ | |
| | | | 2 年度活動計画の策定 | ○ | ○ | 実施日 4/1 |
| | 研修 | | 3 事務・組織運営等に関する研修 | ○ | ○ | 実施日 6/2 代表者研修 |
| | 実践活動 | 農用地 | 4 遊休農地発生防止のための保全管理 | ○ | ○ | 遊休農地解消面積 5 a |
| | | | 5 畦畔・法面・防風林の草刈り | ○ | ○ | |
| | | | 6 鳥獣害防護柵等の保守管理 | － | － | |
| | | 水路 | 7 水路の草刈り | ○ | ○ | |
| | | | 8 水路の泥上げ | ○ | ○ | |
| | | | 9 水路附帯施設の保守管理 | － | － | |
| | | 農道 | 10 農道の草刈り | ○ | ○ | |
| | | | 11 農道側溝の泥上げ | ○ | ○ | |
| | | | 12 路面の維持 | － | － | |
| | | ため池 | 13 ため池の草刈り | ○ | ○ | |
| | | | 14 ため池の泥上げ | ○ | ○ | |
| | | | 15 ため池附帯施設の保守管理 | － | － | |
| | | 共通 | 16 異常気象時の対応 | ○ | ○ | |

内容は今後の実施要綱・要領の審査等により見直しすることがあります。

| 活動項目 | | 取組 | 計画 | 実施 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 地域資源の適切な保全のための推進活動 | | 17 農業者の検討会の開催 | ○ | ○ | 実施日 4/10 |
| | | 18 農業者に対する意向調査、現地調査 | － | － | |
| | | 19 不在村地主との連絡体制の整備等 | － | － | |
| | | 20 集落外住民や地域住民との意見交換等 | － | － | |
| | | 21 地域住民等に対する意向調査等 | － | － | |
| | | 22 有識者等による研修会、検討会の開催 | － | － | |
| | | 23 その他 | － | － | |

### （2）資源向上支払（共同）

資源向上支払交付金（共同）の交付を受けずに活動を実施した場合も記入してください。

| 活動項目 | | 取組 | 計画 | 実施 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 施設の軽微な補修 | 機能診断・計画策定 | 24 農用地の機能診断 | ○ | ○ | |
| | | 25 水路の機能診断 | ○ | ○ | |
| | | 26 農道の機能診断 | ○ | ○ | |
| | | 27 ため池の機能診断 | ○ | ○ | |
| | | 28 年度活動計画の策定 | ○ | ○ | 実施日 4/1 |
| | 研修 | 29 機能診断・補修技術等に関する研修 | ○ | ○ | 実施日 6/2 代表者研修 |
| | 実践活動 | 30 農用地の軽微な補修等 | ○ | ○ | |
| | | 31 水路の軽微な補修等 | ○ | × | 機能診断の結果、補修の必要がなかったため |
| | | 32 農道の軽微な補修等 | ○ | ○ | |
| | | 33 ため池の軽微な補修等 | ○ | × | 機能診断の結果、補修の必要がなかったため |
| 農村環境保全 | 計画策定 | 34 生物多様性保全計画の策定 | ○ | ○ | |
| | | 35 水質保全計画、農地保全計画の策定 | ○ | ○ | |
| | | 36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定 | ○ | ○ | |
| | | 37 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定 | － | － | |
| | | 38 資源循環計画の策定 | － | － | |
| | 実 | 39 生物の生息状況の把握（生態系保全） | ○ | ○ | |
| | | 43 畑からの土砂流出対策（水質保全） | ○ | ○ | |

内容は今後の実施要綱・要領の審査等により見直しすることがあります。

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 活動 | 実践活動 | 46 施設等の定期的な巡回点検・清掃（景観形成・生活環境保全） | ○ | ○ | |
| | | 47 その他（景観形成・生活環境保全） | ○ | ○ | |
| | | | | | |
| | | 「活動計画書」と同じ行数になるよう、この線より上に行を挿入してください。 | | | |
| | 啓発・普及 | 51　啓発・普及活動 | ○ | ○ | ポスターの作成 |

| 活動項目 | 取組 | 計画 | 実施 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 多面的機能の増進を図る活動 | 52　遊休農地の有効活用 | ○ | ○ | |
| | 53　農地周りの環境改善活動の強化 | － | － | |
| | 54　地域住民による直営施工 | － | － | |
| | 55　防災・減災力の強化 | － | － | |
| | 56　農村環境保全活動の幅広い展開 | ○ | ○ | |
| | 57　医療・福祉との連携 | － | － | |
| | 58　農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化 | ○ | ○ | |
| | 59　都道府県、市町村が特に認める活動 | － | － | |
| | 60　広報活動 | ○ | ○ | |

※以下は加算措置に取り組む場合のみ記入してください。

| 加算措置 | 計画 | 実施 | 備考（参加人数及び内容等を記入） | |
|---|---|---|---|---|
| 農村協働力の深化に向けた活動への支援 | ○ | ○ | 実施日<br>10/10 | 「○○クリーン作戦」に85名が参加した。 |

（３）資源向上支払（長寿命化）

| 計画 | | | | 実績 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 施設区分 | 取組 | 内容 | 延べ数量（km,箇所） | 完成数量（km,箇所） 前年度まで | | 本年度 | | 合計 | | 調査・設計等のみ |
| 水路 | 61　水路の補修 | 水路○○ー○の老朽化部分の目地補修を行う | 0.03　km | 0.00 | km | 0.03 | km | 0.03 | km | |
| 水路 | 62　水路の更新等 | 土水路からコンクリート水路への更新 | 0.24　km | 0.08 | km | 0.13 | km | 0.21 | km | |
| 農道 | 63　農道の補修 | 農道○○-○の路肩及び法面の補修 | 1.54　km | 0.00 | km | 0.00 | km | 0.00 | km | ○ |
| ため池 | 66　ため池（附帯施設）の更新等 | ゲートの更新を行う | 3.00　箇所 | 0.00 | 箇所 | 1.00 | 箇所 | 1.00 | 箇所 | |
| | | | | | | | | | | |

内容は今後の実施要綱・要領の審査等により見直しすることがあります。

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | 「活動計画書」と同じ行数になるよう、この線より上に行を挿入してください。 | | | | | | | |

※延長の数量は小数点以下第２位まで記入してください。

| 下記にあてはまる場合は○を記入してください。 | |
|---|---|
| 農地中間管理機構の借り受け | ○ |
| 消費税に係る課税事業者の該当の有無 | ○ |

活動組織、広域活動組織向け

# 多面的機能支払交付金

# 平成31年度 改正のポイント

（案）
※本内容は今後の実施要綱・要領の審査等により、見直しがあり得ます。

平成３１年〇月

農林水産省

## １．活動支援の加算措置が拡充されます

新たに２つの支援が始まるほか、これまでの支援の内容が拡充されます。

### 新たに始まる支援

① 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援：400円/10a 等
- 前年度までの取組項目を１項目以上増加させる場合

または
- 新たに多面的機能の増進活動に取り組む場合は２項目以上取り組む場合

② 農村協働力の深化に向けた活動への支援：400円/10a 等
- ①に加えて
- 構成員（人・団体）のうち、非農業者が占める割合が４割以上かつ実践活動に構成員の総人数の８割以上が毎年度参加する場合

### 拡充される支援内容

③ 活動組織の広域化・体制強化

これまでは、広域活動組織を設立した初年度に一括して交付していましたが、これからは、更なる広域化・体制強化に向けた取組を継続的に支援するため、５年間（活動期間）にわたって毎年度交付金を交付します。

◆これまで　【初年度のみ】　40万円/組織

◆これから　【５　年　間】

| 区　　分 | 年間交付額 | 総額（５年間） |
|---|---|---|
| A：３集落以上または<br>50ha以上200ha未満 | ４万円/組織 | ２０万円/組織 |
| B：200ha以上1,000ha未満<br>または特定非営利活動法人 | ８万円/組織 | ４０万円/組織 |
| C：1,000ha以上 | １６万円/組織 | ８０万円/組織 |

※北海道における区分は、以下のとおりとなります。
A：３集落以上または1,500ha以上3,000ha未満
B：3,000ha以上15,000ha未満または特定非営利活動法人
C：15,000ha以上

# １．活動支援の加算措置が拡充されます

## ア．新たに始まる活動支援について

資源向上支払（共同）において、次の加算措置が適用されます。

### ① 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

加算単価　（円/10a）

| | 都府県 | 北海道 |
|---|---|---|
| 田 | 400 | 320 |
| 畑 | 240 | 80 |
| 草地 | 40 | 20 |

※従前の減額措置の条件は継続されますので、加算単価の算定には注意してください。

### ② 農村協働力の深化に向けた活動への支援

加算単価　（円/10a）

| | 都府県 | 北海道 |
|---|---|---|
| 田 | 400 | 320 |
| 畑 | 240 | 80 |
| 草地 | 40 | 20 |

※従前の減額措置の条件は継続されますので、加算単価の算定には注意してください。

### 資源向上支払（共同）における加算措置のイメージ

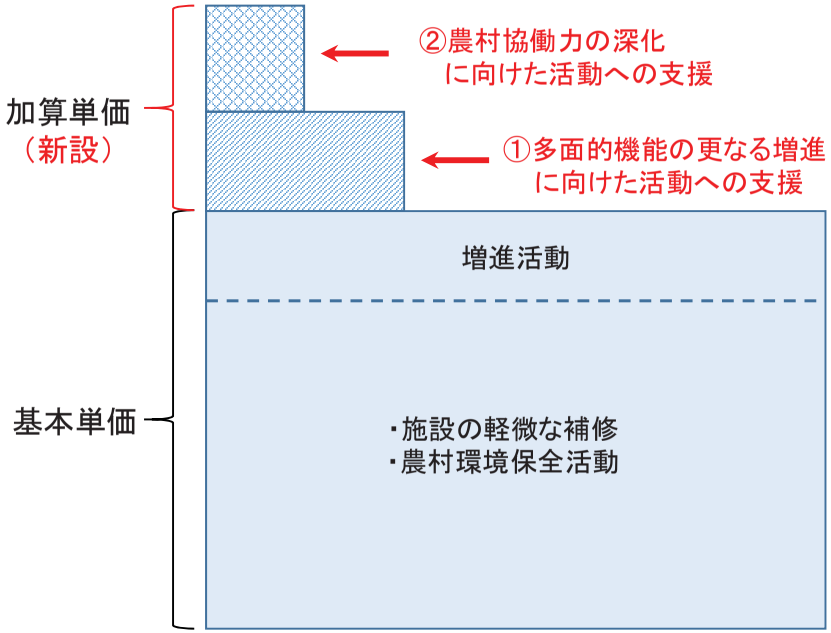




# １．活動支援の加算措置が拡充されます

## ア．新たに始まる活動支援について

### ① 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

多面的機能の増進を図る活動の取組を推進することにより、農業・農村の有する多面的機能を増進させるため、新たな加算措置を導入します。

資源向上支払（共同）における「多面的機能の増進を図る活動」の取組数が加算対象の条件となります。

#### 加算単価・条件

＜加算単価＞　（円/10a）

| | 都府県 | 北海道 |
|---|---|---|
| 田 | 400 | 320 |
| 畑 | 240 | 80 |
| 草地 | 40 | 20 |

※従前の減額措置の条件は継続されますので、加算単価の算定には注意してください。

・取組を5年間以上実施した地区または長寿命化のための活動に取り組む場合【75%】

＜条件＞

・直近の活動計画に取組数を1個以上増加させる場合

または

・新たに多面的機能の増進活動に取り組む場合は2個以上取り組む場合

※事業計画途中の変更の場合も含みます

#### ○加算対象となる例

| | | |
|---|---|---|
| 直近の活動計画 取組数　0 | ⇒ | 新たな活動計画 取組数　2以上 |
| 直近の活動計画 取組数　1 | ⇒ | 新たな活動計画 取組数　2以上 |
| 直近の活動計画 取組数　2 | ⇒ | 新たな活動計画 取組数　3以上　等 |

#### ×加算対象とならない例

| | | |
|---|---|---|
| 直近の活動計画 取組数　0 | ⇒ | 新たな活動計画 取組数　1 |
| 直近の活動計画 取組数　2 | ⇒ | 新たな活動計画 取組数　2以下　等 |

# １．活動支援の加算措置が拡充されます

## ア．新たに始まる活動支援について

### ② 農村協働力の深化に向けた活動への支援

農業者と非農業者等が一体となって活動を行うことにより、多面的機能支払交付金を通じた「農村協働力の深化」を図っていくため、新たな加算措置を導入します。

なお、この加算措置は、新たな活動項目を設けるものではなく、以下の３つの条件を全て満たす場合に加算対象となります。

### 加算単価・条件

＜加算単価＞　（円/10a）

| | 都府県 | 北海道 |
|---|---|---|
| 田 | 400 | 320 |
| 畑 | 240 | 80 |
| 草地 | 40 | 20 |

※従前の減額措置の条件は継続されますので、加算単価の算定には注意してください。

・取組を5年間以上実施した地区または長寿命化のための活動に取り組む場合【75%】

＜条件＞　※全て満たす場合

①多面的機能の増進に向けた活動への支援を受けること

②構成員（人・団体）のうち、非農業者が占める割合が4割以上であること

③実践活動に構成員の総人数の8割以上が毎年度参加すること

※「実践活動」は、農地維持支払、資源向上支払（共同）、資源向上支払（長寿命化）の活動項目に位置付けられています。

### ○加算対象となる例

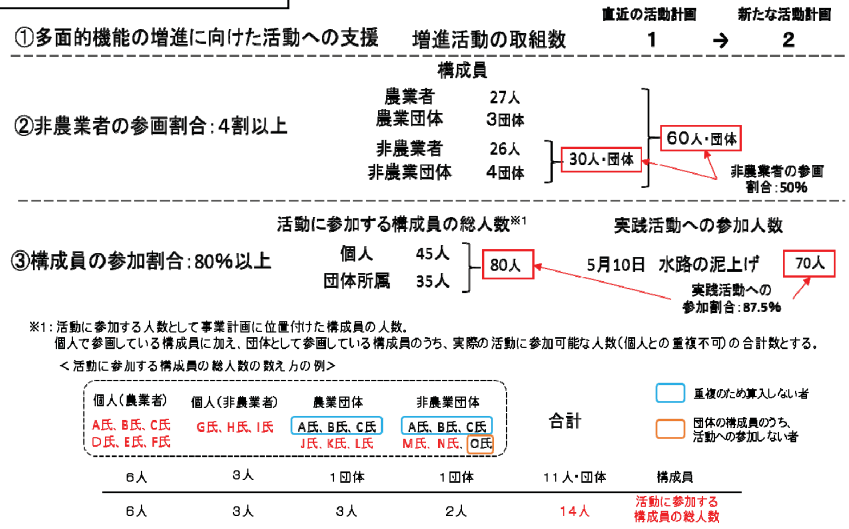




# １．活動支援の加算措置が拡充されます

## イ．これまでの活動支援の拡充について

### ③ 活動組織の広域化・体制強化への支援

これまでは、広域活動組織の設立時等に、一律40万円/組織を交付していました。

これからは、更なる広域化・体制強化が重要となってくるため、広域活動組織の面積規模に応じた交付額とするとともに、５年間（活動期間）にわたって継続的に支援することとします。

### 加算単価・区分

| 区　分 | 年間交付額 | 総額（５年間） |
|---|---|---|
| A：３集落以上または50ha以上200ha未満 | ４万円/組織 | ２０万円/組織 |
| B：200ha以上1,000ha未満または特定非営利活動法人 | ８万円/組織 | ４０万円/組織 |
| C：1,000ha以上 | １６万円/組織 | ８０万円/組織 |

※　上記面積は全て農地維持支払の認定農用地面積です。

※　北海道における区分は、以下のとおりとなります。

A：３集落以上または1,500ha以上3,000ha未満

B：3,000ha以上15,000ha未満または特定非営利活動法人

C：15,000ha以上

### ○段階的に広域化する場合の適用例

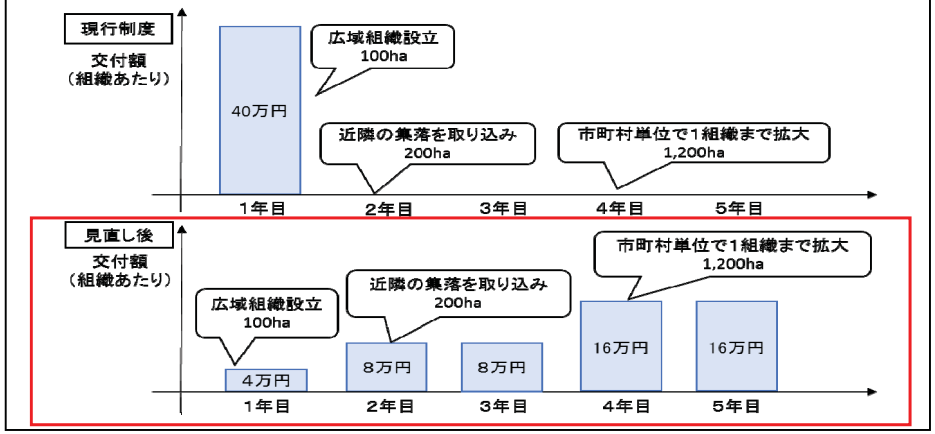


## ウ．活動支援の廃止について

「地域資源保全プランの策定にかかる支援」については、廃止します。

## 2. 資源向上支払交付金の算定対象となる農用地が見直されます

資源向上支払交付金の算定対象となる農用地について、農地維持支払交付金と同様に、農振農用地に加えて「都道府県が必要と認める地域」も新たに対象となります。

### 資源向上支払交付金の交付算定となる対象農用地

◆これまで

| | 農振農用地 | 農振農用地以外の農用地 |
|---|---|---|
| 農地維持支払 | ○ | ○ |
| 資源向上支払 | ○ | × |

◆これから

| | 農振農用地 | 農振農用地以外の農用地 |
|---|---|---|
| 農地維持支払 | ○ | ○ |
| 資源向上支払 | ○ | ○ |

### （参考） 農振農用地以外の農用地の具体例

- 生産緑地法により定められた生産緑地地区内に存する農地
- 都市計画法に基づき市町が作成する都市計画マスタープランにおいて、農地の保全が位置づけられた地域内の農用地
- 総合治水条例に基づく地域総合治水推進計画により雨水貯留に取り組む水田やため池の受益農地
- 緑豊かな地域環境の形成に関する条例に基づく環境形成地域の第3号区域（田園環境）内の農用地
- 景観の形成等に関する条例に基づく景観形成地区の内、景観形成等の基本方針に農村景観や田園風景の形成が謳われている地区内の農用地



## 3. 資源向上支払（長寿命化）の活動に関する取扱いが見直されます

資源向上支払（長寿命化）について、交付金の効率的かつ効果的な執行の観点から、原則として「工事１件当たりの費用は200万円未満」とします。

この費用を超える工事を実施する場合には、「長寿命化整備計画書」を策定し、市町村長に提出し、市町村の審査を受ける必要があります。

### 1. 長寿命化整備計画書の策定・認定

①工事1件当たり200万円以上の工事となることが明らかな場合は、該当する取組（1件当たり200万円以上の工事）について「長寿命化整備計画書」を作成し、事業計画書に添付して市町村長に提出してください。
②「長寿命化整備計画書」は、都道府県が定める要綱基本方針に基づき市町村で審査が行われ、必要に応じ都道府県との協議を経た上で、その内容が適当と認められる場合に認定されます。
③なお、審査の結果、整備内容等の見直しを市町村から指示されることもあり得ますので、その場合は市町村の指示に従い、必要な長寿命化整備計画書や活動計画書の見直しを行ってください。

### 2. 長寿命化整備計画書の変更

①認定された「長寿命化整備計画書」の記載事項に以下の変更が生じた場合は、事業計画変更の有無にかかわらず、変更内容を記載した長寿命化整備計画書を市町村長に提出し、その審査・認定を受けてください。
②また、以下に該当しない変更の場合は、市町村長への届け出を行ってください。

- 工事1件当たり200万円以上の工事の追加
- 工事1件当たり事業費の3割以上の増加

### 3. その他留意点

①平成30年度までに交付され積み立てた交付金を使って、工事1件当たり200万円以上の工事を行おうとする場合も、例外なく長寿命化整備計画書の作成が必要となりますので注意が必要です。
（根拠：実施要領附則第2）

# お問い合わせ先

本パンフレットや多面的機能支払交付金に関するお問い合わせは、最寄りの地方農政局等にご相談ください。

| お問い合わせ先 | 対象都道府県 |
|---|---|
| 北海道農政部農村振興局農村設計課<br>日本型直接支払グループ<br>011-231-4111（内線27-856,862） | 北海道 |
| 東北農政局農村振興部農地整備課<br>022-263-1111<br>（内線4491/4349） | 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、<br>山形県、福島県 |
| 関東農政局農村振興部農地整備課<br>048-600-0600（内線3540） | 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、<br>千葉県、東京都、神奈川県、<br>山梨県、長野県、静岡県 |
| 北陸農政局農村振興部農地整備課<br>076-263-2161（内線3563） | 新潟県、富山県、石川県、福井県 |
| 東海農政局農村振興部農地整備課<br>052-201-7271（内線2658） | 岐阜県、愛知県、三重県 |
| 近畿農政局農村振興部農地整備課<br>075-451-9161<br>（内線2569/2567） | 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、<br>奈良県、和歌山県 |
| 中国四国農政局農村振興部農地整備課<br>086-224-4511（内線2671） | 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、<br>山口県、徳島県、香川県、愛媛県、<br>高知県 |
| 九州農政局農村振興部農地整備課<br>096-211-9111（内線4772） | 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、<br>大分県、宮崎県、鹿児島県 |
| 沖縄総合事務局農林水産部農村振興課<br>098-866-0031（内線83342） | 沖縄県 |

農林水産省　農村振興局　整備部　農地資源課　多面的機能支払推進室
〒100-8950　東京都千代田区霞が関1-2-1
（電話）03-3502-8111（内線5618）

# 多面的機能支払交付金の効率的な推進

～共同活動のさらなる効率化のため、土地改良区との協力体制の構築を推進～

○　多面的機能支払交付金を効率的に推進するため、従来から、広域化への取組、事務の簡素化等を実施してきたところ。
○　共同活動のさらなる効率化に向けて、引き続き、体制強化を進める必要があるが、特に、改正土地改良法（第15条の２～第15条の５の新設）による「施設管理准組合員制度」の創設の趣旨も考慮し対応する必要。

## 広域化推進の方向性

○それぞれの地域に合った規模・単位での広域化の推進が必要

○施設管理准組合員制度の創設を契機とした活動組織の体制強化

・活動組織の体制強化については、広域化を行うことが有効な措置の１つであるが、**従来から関連する土地改良区との協力関係が薄い場合、まずは「施設管理准組合員制度」の活用により、連携を強化する**ことも考えられる。この場合、活動組織の事務に対し、土地改良区の支援を得ることも可能。

・また、土地改良区としても、**土地改良区が管理する施設の管理体制の強化の観点**から、関係する活動組織に対し、**「施設管理准組合員制度」の活用も含め、協力関係の構築に向けて、対応する**ことも考えられる。

・上記のような対応により体制強化を進める過程等において、**土地改良区単位において、土地改良区が主たる調整を行い、活動組織の広域化を行うことも考えられる**。この場合、土地改良区が活動組織の事務局を担うなど、より事務局体制の強化にも資するよう検討する必要。

進め方（イメージ）

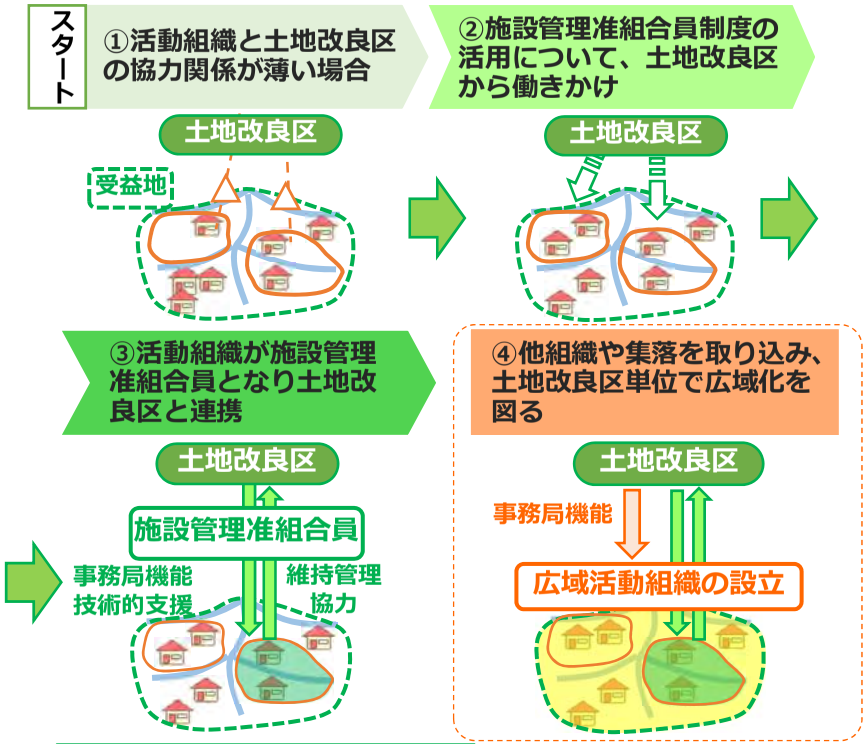


### 施設管理准組合員制度

○地域の活動組織が土地改良区の施設管理准組合員となることができる。
○ 施設管理准組合員は、土地改良施設の管理への協力を求められる一方、土地改良区の総会に出席し、意見を述べることが可能である。

# （参考）広域化がもたらす効果

## 広域化推進のメリット

### 活動組織・集落

・各集落の**事務作業の負担を減少**。
・事務委託や工事発注、資材や物品等購入等をまとめて行うことで、**経費を節減**。
・**集落間連携**により、資機材、人材、技術力の融通が可能になり、**活動を活発化**。
・単独ではハードルの高い学校教育や企業との連携による取り組みが進めやすくなる。

### 市町村

・事務処理の統合で交付、実施状況確認等の件数が減り、**事務負担が大幅に軽減**。
・市町村からの組織への連絡系統が集約化され**効率的・効果的な指導が可能**。
・周辺の未取り組み集落が活動に取り組む契機となり、**取り組み面積の拡大**に貢献。

### 土地改良区

・広域化の際に受益地内の未取り組み集落が新たに活動に取り組めば、土地改良区の運営基盤である**受益農地の保全体制がさらに強化**。

## 広域化の事例

### （A県B市）土地改良区への事務処理委託による事務負担の軽減

○　事務処理を委託したことで、活動組織は共同活動に専念することが可能。また、土地改良区管内を一つの広域組織にまとめる際も、土地改良区による各種の調整により円滑な広域化を実施。

#### 土地改良区へ事務処理を委託

**○土地改良区への委託内容**
・活動計画の作成補助・各活動の準備や活動にあたっての注意事項の周知
・活動記録、金銭出納簿のとりまとめ及び管理
・役場との調整、問い合わせ　等

**○活動組織で対応すること**
・役員から構成員への連絡
・活動に必要な資材の連絡
・資材の購入時の領収書等の提出
・各活動の終了時に、作業日報により活動の人数、内容を報告 等

○事務処理を委託することで、活動組織は地域の共同活動に専念することが可能となった。

#### 広域化組織への円滑な移行

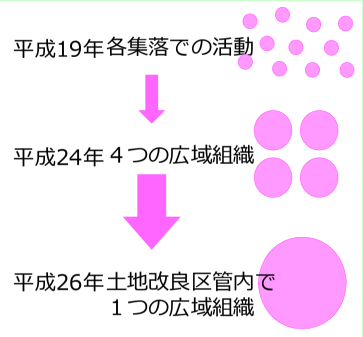


○広域化にかかる事務処理や組織間の連絡調整も土地改良区が担当し、広域化を円滑に実施することが可能となった。

### （C県D市）広域化による相互扶助体制の強化

○　広域協定運営委員会を設立することで地区間の扶助体制が強化され、個別地区の問題についての助言や他地区における水路の泥上げ等の手伝いを実施している。

#### 相互扶助体制の強化

水路の泥上げ

景観形成

○広域協定運営委員会が地区をまとめることで扶助体制が強化され、活動が効率的に行えるようになった。
・他地区の水路の泥上げを手伝う
・個別地区の問題について他地区が助言
・個別地区で行っていた事務処理を運営委員会が一括で行うことにより、共同活動に専念することが可能

#### 活動組織の広域化

○　規模が小さい組織では、活動取り止めのおそれがあったことから、土地改良区のサポートを受けながら活動組織の広域化を実施。これにより活動の継続が可能となった。

広域化前（20組織）

高めよう　地域協働の力！

# 多面的機能支払の活動の進化に向けて 地域の女性の活躍の場を広げよう

地域における女性の活躍の推進は、現場に多様な価値観や創意工夫をもたらす※ため、多面的機能支払の活動において、女性の活躍を推進します。

※女性活躍加速のための重点方針2018（すべての女性が輝く社会づくり本部）

## 多面的機能支払における女性参加の現状

構成員としての女性の参加は一定程度みられる一方、役員や代表としての女性の参加はほとんど進んでいません。

### 活動組織の構成員

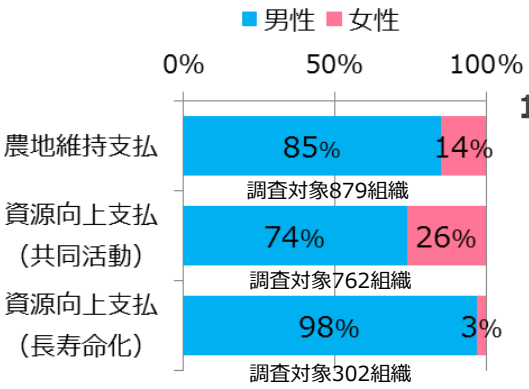


### 女性役員の人数

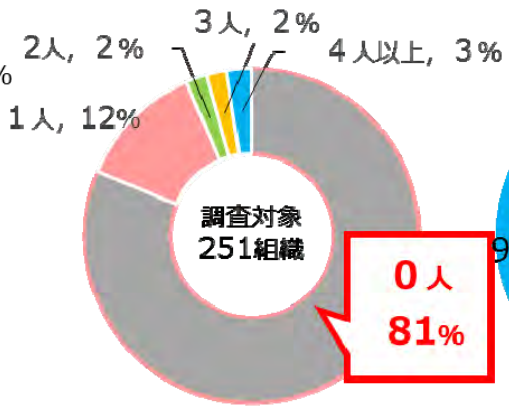


### 組織の代表の性別

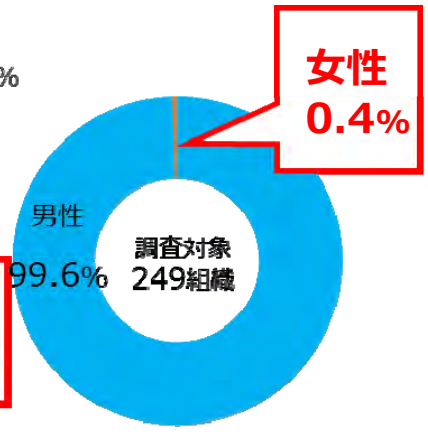


## 多面的機能支払の活動の進化に向けて

多面的機能支払は、地域資源の保全管理の取組を女性の活躍の場にすることにより、取組に進化をもたらすため、３つの取組を推進します。

1．**活動組織・広域活動組織の女性役員を２名以上とすること**
政府目標：様々な形で農山漁村において地域を牽引していく女性リーダーを育成※

2．**リーダー育成等の研修への女性参加の促進とともに女性リーダーのネットワーク化を推進すること**

3．**女性の活躍により活動が進化している事例を紹介すること**

※第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日決定）

新たなメンバーの新しい発想が
皆さんの活動に新たな付加価値を生み出す原動力となります！

平成31年１月　　農林水産省農村振興局多面的機能支払推進室

# 女性が中心となって活躍している活動事例

## 遊休農地を活用した体験学習

（三重県多気町　多気町勢和地域資源保全・活用協議会）

**女性が中心**となって、小学校・図書館・地域が連携し、**遊休農地を活用した体験学習**を企画。

子どもたちは、地域の歴史的かんがい用水を題材とした郷土史学習や、大豆等の栽培から収穫、加工、伝統食づくりまでを体験し、**農業の大切さを学習**。

大豆畑の草取り

大豆を使った豆腐やきな粉、みそ作り

小学校そばの遊休農地を解消

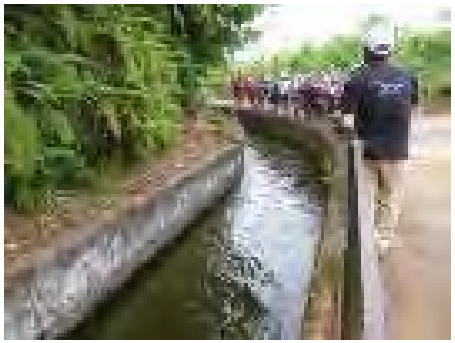

かんがい用水を題材とした学習

## 女性を中心とした景観形成活動

（福井県美浜町　美浜町広域協定～風和里会～）

**コスモスの植栽や水路への竹プランターの設置等の景観形成活動**に多くの女性が積極的に参加。様々な目線で取り組みを評価・改善するために、**役員会には女性も必ず参加する**など、より良い地域となるよう柔軟な活動を実践。

竹プランターの製作状況

役員会には女性が２名以上参加

# 多面的機能支払交付金事業に係る
# 先進地視察研修報告

発表者　上伏古環境保全組合 組合長 鳥本　勝信

北見市農林水産部農林整備課

管理係長　　江本　博幸

# 平成３０年度
# 多面的機能支払交付金事業に係る
# 先進地視察研修報告

「とんぼの未来・北の里づくり」事例研究会
上伏古環境保全組合　組合長　**鳥本　勝信**

## 先進地視察研修の概要

**●行程**

８月２２日（水）**栃木県宇都宮市　逆面エコ・アグリの里**（大学連携、多様な団体参画）

８月２３日（木）①**栃木県小山市　思川西部農村環境保全会**（田んぼダム）
②**茨城県守谷市　守谷土地改良区**（耕作放棄地対策）

**●視察者**

| | |
|---|---|
| 岩見沢南地域資源保全協力会 | 峯　会長 |
| 上伏古環境保全組合 | 鳥本組合長 |
| 岩見沢市農政部農業基盤整備課 | 木村主事 |
| 洞爺湖町洞爺総合支所農業振興課 | 村上主査 |
| 北見市農林水産部農林整備課 | 江本係長 |
| 北海道農政部農村振興局農村設計課 | 高瀬主査 |
| 〃 | 高橋主事 |
| 水土里ネット北海道技術部地域支援課 | 田村主幹 |
| 〃 | 佐藤主査 |

# 平成30年8月22日(水)栃木県宇都宮市
# 「逆面エコ・アグリの里」意見交換・現地視察

●逆　面……自治会名
逆面の地名発祥の云われは、奈良時代の政治家・僧侶弓削道鏡の顔が逆面の泉で、逆さに写ったことによると伝承されている。

●エ　コ……エコロジーの略
生き物とそれを取り巻く環境の関係を考え、この活動の重要な柱と位置づけたい。

●アグリ……アグリカルチャーの略
農業・農村を活動の重要な柱とする。

●　里……単なる村・集落ではなく、文化的存在や自分の存在の確かさがみつけられる地域にしたい想い。

# 「逆面エコ・アグリの里」活動概要

**テーマ・シンボル**
- テーマは「生きものと農村の共存」
- シンボルは田んぼまわりの生態系の頂点「フクロウ」

**共同活動**
- 宇都宮大学と連携したフクロウの生態及びDNA調査
- H26から地域の生物多様性データベース作成も行っている

**有害鳥獣対策**
- イノシシの生態調査
- イノシシ駆除のイカリ会(ハンター)との連携

**ツーリズム部会**
- 田んぼまわりの生きもの調査
- 絶滅危惧種のビオトープ設置

# 宇都宮大学との連携①

## 大学との連携のはじまり

- 県営農村自然環境整備事業の開始時にNPO法人「※**西鬼怒川に親しむ会**」が設立され、地元の農業者や団体が参加したことから始まった。

※西鬼怒川：にしきぬがわ

## 大学が一緒に活動して感じたこと

- 一緒に夢物語を語り、実現することの喜びを味わえる
- 「**なんとかしたい**」という、熱い想いを持った方が多かった
- **情報発信が上手**。マスコミにも多く取り上げられている

# 宇都宮大学との連携②

## 大学のメリット

- フクロウの調査で地域の協力が得られやすく、**私有地に入れるなど**大学のメリットも大きい
- 学生も在学中に環境問題、生態系の仕組みを学べる
- 決して**呼ばれて来ているわけではない**

## 活動組織のメリット

- 大学卒業生に「**逆面エコ・アグリの里**」の名前を広めてもらえ、**知名度も上がり**、活動参加者の確保に向けた営業効果がある。

# フクロウの保護活動（現地視察）

・フクロウも**住宅難**。
・フクロウは同じ場所に巣を作らないため、**毎年巣箱の位置を変えている**。（30カ所設置）
・宇都宮大学と**生態及びDNA調査**の連携・支援。
・アマチュアカメラマンが無断で土地（私有地）に入ってしまうため、「所さんの目がテン」の取材を受けたが、放送日は巣立ちの月からずらしている。

# 絶滅危惧種のビオトープ（現地視察）

※ビオトープ：動植物が恒常的に生活できるように造成または復元された小規模な生息空間

①**ホトケドジョウ**、**マルタニシ**、**タガメ**など絶滅危惧種のビオトープ

②**ホタル**の飛翔状況・保護・再生活動
※実際にホタルが餌を食べるところなどを見学できるよう工夫。

③**サギソウ**再生プロジェクト

▲トウキョウダルマガエル

# 意見交換・現地視察を終えて

・宇都宮大学との連携は、**お互いに刺激**しあいながら活動していた。

・様々な人の**知恵・知識を活かした「連携」**が**地域づくりや活性化に必要なこと**と考えている。そして、「結果にこだわらず、とりあえずやってみよう。駄目なら修正し、時代に合うように変えていこう」という藤井事務局長の考え方に感銘を受けた。

・行政が主導ではなく、地元の方々が積極的に関わっていた。
また、**想いを実現しようとする熱意に感動**した。

・当地では、水田まわりの魚を食する文化が根付いており、生き物を守ることに関して住民の意識が高く、生物学者が守っていくという他人任せの考えではなく、**自分たちで守ろうという想いが強い**と感じた。

## 平成30年8月23日（木） ①栃木県小山市
## 「思川西部農村環境保全会」意見交換・現地視察

# 地域の概要

## 思川西部土地改良区の取り組み

- H21に3つの土地改良区の合併（美田南部、清水川、小野藤）
- 小山市：1，901ha、栃木市：219ha、野木町：99ha
- 受益面積　2，219ha農用地を管理している。

## 小山市の取り組み

- 活動組織の事務を行う土地改良区の負担軽減を図るべく、活動組織と事務委託契約を結んだ土地改良区に対し、100万円を上限とした「日本型直接支払土地改良区支援補助金」を市独自に実施。

# 「思川西部農村環境保全会」の概要

## 組織統合

- 改良区単位に統合
- 20既存組織＋6新規組織
- 事務の軽減を図った

## 事務委託

- 土地改良区へ事務委託
- 小山市から土地改良区へ補助金
- プロパー職員を配置可能に

## 田んぼダム

- 関東東北豪雨災害を経て着目
- 湛水被害軽減
- ガイドライン作成

## 田んぼアート

- 行政機関との連携
- 小山市から土地改良区へ補助金
- 観光スポット

# 土地改良区への事務委託

## 土地改良区のメリット

- 専門の**担当職員が配置**できる
- 土地改良区の運営費にも充当できる
- 土地改良施設が地域の共同活動で保全されることで、**維持管理費の節減**につながり、H30からは10aあたりの**賦課金を低減**している
- 異常気象時に**迅速な対応**ができる

## 活動組織のメリット

- 事務が軽減され**活動に専念**できる
- 新規活動組織も不安なく事業に取り組める

# 田んぼダムの概要

## 田んぼダムとは

- 水田が本来持つ貯留効果を人為的に強化し、大雨時には一時的に水を貯め、ゆっくりと排水することで、下流域の**湛水被害を軽減**

## 導入のきっかけ

- 平成27年9月8～10日にかけて発生した**記録的豪雨**により、3日間で325㎜の降水に見舞われた。
- 約100haの地域で最大浸水1m湛水期間1週間の被害
- 防災減災対策として田んぼダムに着目

## 導入にあたり

- 新潟県見附市への視察研修を実施し、新潟大学教授による講義を受けた
- 宇都宮大学の協力のもとで、地理的条件を踏まえ、地域住民への説明・取組意向調査を進め、洪水状況シミュレーションを実施
- 田んぼダムは上流地域の協力が必要であることから、持越し金を充てることとし、**ガイドラインを作成**

# 田んぼダムの取り組み

・平成29年度からの導入であり、これから効果を発揮するところ。
・田んぼダムの落水桝は、**管理が楽なタイプ**を選んだ。
・その他、活動組織の見回り経費など維持管理費として**1個あたり500円／年計上**している。

# 田んぼアートの取り組み

・土地改良区が市から240万円の補助を受けて取り組んでいる。
・測量を行い、もち米や古代米など品種を変えて描いている。
・7月が見どころ。
**※平成27年7月の写真を借用**
・「**観光のキッカケになれば**」という想いで始めた。

# 意見交換・現地視察を終えて

①小山市**単独予算**で、田んぼアートや土地改良区の事務**支援**を実施していることに驚いた。
（小山市長は農林水産省出身とのこと。）

②事務を土地改良区へ統合したが、活動組織によって日報などの様式がバラバラであり、地域の差を埋めることが課題であるとの事。昔のやり方を変えたくない方も多く、**役員が交代**した時に少しずつ見直しを進めていた。

③北海道でも田んぼダムに取り組んでいるが、**防災・減災への対応として有効**であるため、全国の取組事例を情報収集・発信することで、より効果の高いものになる。

## 平成30年8月23日（木） ②茨城県守谷市
## 「農業環境とりもつ会」意見交換・現地視察

●と　り……取手市

●　も　……守谷市

●　つ　……つくばみらい市

活動地域である自治体の頭文字から名付けた。
間を「とりもつ」という意味もあるとの事。

# 耕作放棄地の未然防止に向けて①

## 守谷地区の特徴

- 用排水路が土水路であり、高台地からの湧水と軟弱地盤による不等沈下等、**耕作条件が悪い**ため**耕作放棄地になりつつある遊休農地が点在**
- 兼業農家が健在であるため、隣接地区と比べ、担い手への**農地集積が進まない**

## 経営体育成基盤整備事業

- 平成22年度から**耕作条件を改善**するために用排水路や暗渠排水、客土の整備事業を導入した
- 本事業では伐木等の除去は行えないことから、**多面的機能支払交付金を活用**し、農地の草刈と伐木除去を地域ぐるみで実施した

# 耕作放棄地の未然防止に向けて②

## 事業実施に向けた課題

- 遊休農地を整備する場合は**地元負担金**の金額を**土地改良区で負担**することとしたが基盤整備事業では、農地面の**雑草や雑木を除去することはできなかった**
- 農地面の整備に対する**所有者の理解が得られない**場合が出てきた
- 整備事業は既にスタートしており、集積率が目標に達しなければ**補助金返還となる可能性**がでてきた

# 耕作放棄地の未然防止に向けて③

## 多面的機能支払交付金事業の活用

- そのような中で、**多面的機能支払交付金を活用**して遊休農地の**上面整備を実施**することとした
- 現在では「経営体育成基盤整備事業」と「多面的機能支払交付金事業」を活用して遊休農地の解消を進めている
- 遊休農地の整備は進んだが、兼業農家が多く、整備した農地を誰が耕作するかが課題となった
- 活動組織**「農業環境とりもつ会」を結成**し、耕作放棄地の発生防止のための保全管理や水路の土砂上げ、**農地集積に伴う農地の調整作業**を行っている

# 意見交換・現地視察を終えて

①経営体育成基盤整備事業と多面的機能支払交付金事業の両事業を活用して**耕作放棄地**になりつつある農地を**未然防止**していた

②耕作条件の改善により再生した農地を担い手に貸付け、**農地集積の向上**につなげていた

③一時期は基盤整備事業の実施そのものが危ぶまれたが、担当していた土地改良区職員の**発想と熱意**により、地域からも信頼を得られ、上手く組織が機能していた

# 最後に・・・

・北海道では、150自治体（8割強）で取り組まれているが、今後はどうやって今の**活動を継続**していくかが課題

・今回の研修では、活動組織の担い手不足に悩みながらも「**地域環境を守りたい**」「**災害に強い地域をつくりたい**」「**耕作放棄地を未然に防ぎたい**」など『**地域を良くしたい**』という熱意により、楽しく活動している姿を見ることができた

・活動を維持するためには事務の効率化や担い手不足が課題としてあげられるが、その他にも地域を良くするために、**熱意をもって**、**楽しく活動を続ける環境づくり**が大切だと気付いた

・自分の地域に戻って何ができるか。自分の地域を見つめ直し、実践してみようと思える研修でした

# 宇都宮こぼれ話

宇都宮といえば「餃子」。

宇都宮餃子のはじまりは、第二次世界大戦で中国から持ち帰って餃子が広まった。

満州では水餃子と蒸し餃子しかなかったが、焼いたのは宇都宮がはじめてとの事。

# 地域連携を通じたるもい農業の発展を目指して

発表者　特定非営利活動法人るもい農業応援隊

事務局長　佐藤　武志

平成30年度
「とんぼの未来・北の里づくり」事例発表会

# 地域連携を通じたるもい農業の発展を目指して

NPO法人るもい農業応援隊
事務局長　佐藤　武志

## 留萌市の紹介

●人　　口：21,861人
（11,700世帯）
●総 面 積：29,783ha
耕地面積：1,070ha
●主要作物及び作付面積
水稲　452ha　　そば　102ha
小麦　52ha　　大豆　46ha

※H29年値

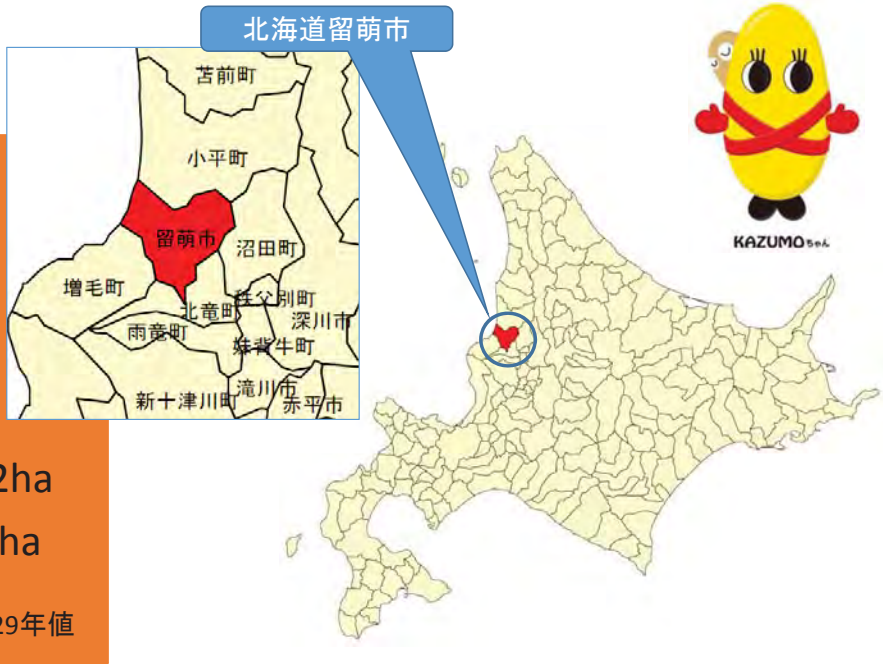

# 留萌市内の活動組織の概要

- 留萌市内の全活動組織（5組織）は、平成19年度に農地・水・環境保全向上対策に取り組むべく組織を設立し、現在に至る。
- 農地維持支払、資源向上支払（共同活動）に取り組む。

| 項目 | 内容 | |
|---|---|---|
| 活動組織名（5組織） | 藤山地区農村資源保全隊<br>幌糠地区農業資源保全隊<br>東幌第2地区農業資源保全隊<br>樽真布地区農業資源保全隊<br>峠下地区農業資源保全隊 | （田243.5ha、畑5.5ha、草3.5ha）<br>（田115.4ha、畑3.8ha、草0.4ha）<br>（田74.1ha、畑2.7ha、草0.3ha）<br>（田44.5ha、畑1.1ha）<br>（田15.9ha、畑2.0ha、草0.7ha） |
| 保全管理する農用地、施設の合計値 | 対象農用地→田：493.4ha、畑：15.1ha、草：4.9ha　計：513.4ha<br>対象施設→水路：126.1km、農道：47.7km | |
| 取組概要 | ・農地周りの草刈<br>・農地周りの共同活動の強化<br>⇒電気柵の設置（鹿）<br>・景観形成・生活環境保全<br>⇒農道周辺のゴミ拾い、花の植栽 | ・生態系保全<br>⇒箱罠の設置（アライグマ）<br>・学校教育との連携<br>⇒田植え体験 |

# NPO法人立ち上げまでの経緯

実家の酪農で培った知識や経験を生かして6次産業化の事業に取り組みたい！

1982年　北見市留辺蘂町で生まれる。

2004年　酪農学園大学卒業後、肥料や農薬の卸会社に就職。

たまたま留萌市が、6次産業化の事業で地域おこし協力隊を募集していることを知る。

2014年8月　留萌市地域おこし協力隊に応募し、活動開始。

→地元の大根を使った切干大根の製造販売

→水耕栽培施設の栽培管理

→農家のお手伝い　等

取組継続

今後の留萌農業をサポートし、新たな視点から課題解決に向けた活動をしたい！

2016年12月　NPO法人るもい農業応援隊設立。

2017年4月　NPO法人るもい農業応援隊の事務局長に就任。

# 留萌市地域おこし協力隊

- 留萌市では、平成22年度から隊員の募集を開始。
- 隊員は、委嘱期間中の約1～3年の間に市からの支援を受けながら、様々な活動（新規就農や6次産業化に向けた商品開発、農業技術習得など）に取り組む。

# NPO法人　るもい農業応援隊

- 留萌市役所や地元の農家の協力のもとに設立し、行政と農家のパイプ役を担う。
- 持続的な地域農業の活性化と社会福祉向上に寄与することを目的として、以下の事業を行っている。
  1. 地域農業の労働力不足解消を目指した農作業支援及び事務支援
  2. 新規就農者の実習から就農、定着までの支援体制の構築
  3. 通年型農業を目指した高付加価値施設栽培技術の確立
  4. 農業と福祉の連携による6次産業化による障がい者等の就労支援

# 活動組織と関係団体との連携

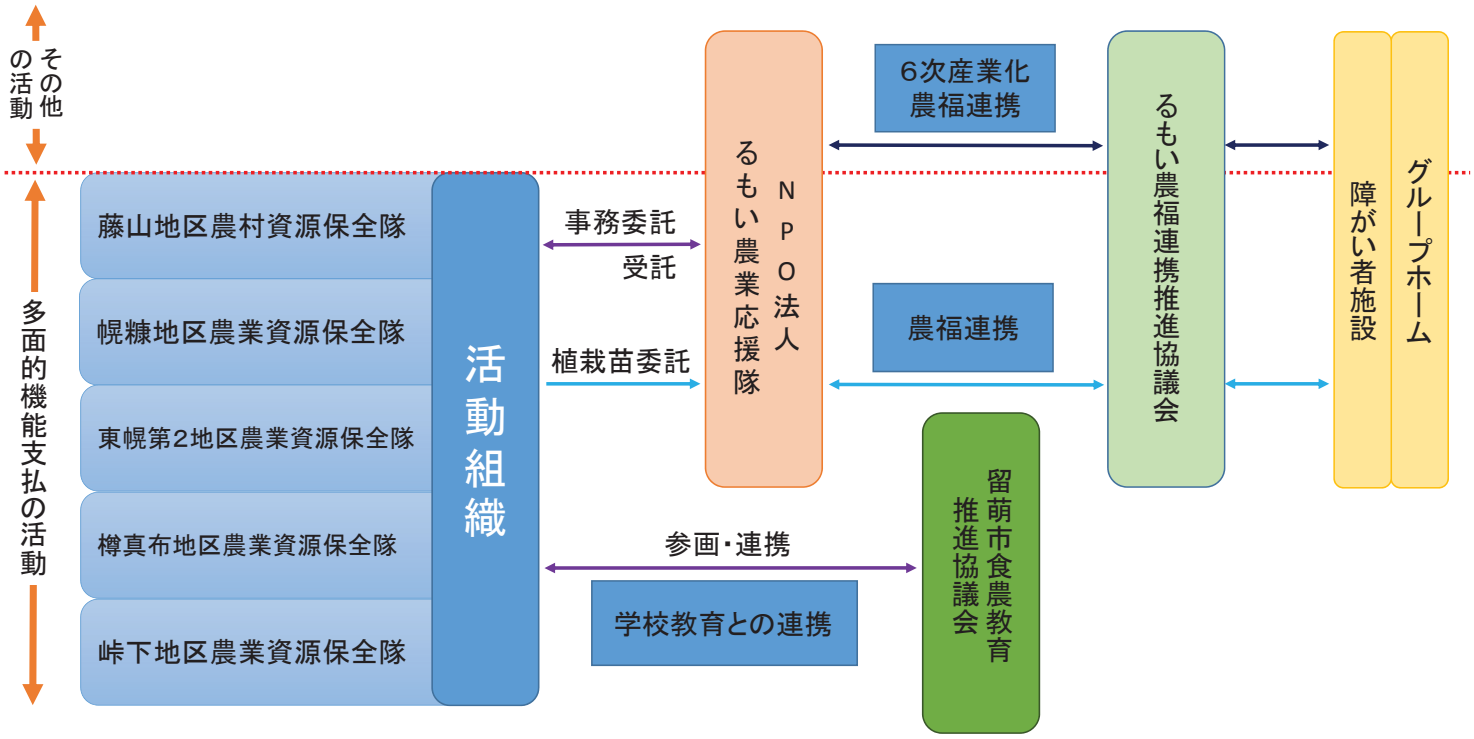


# 活動組織とNPO法人の関係　1-1

## 1-1　事務委託による支援

留萌市内では、事務負担等を理由に多面的機能支払交付金の交付を受けていない地域がある。

→ 既存の活動組織に対しては、農家の負担軽減のために事務支援を提案し、5組織中　4組織の事務を行っている。

→ 事務等のサポート体制が構築され、負担が軽減されたことと、交付金の有効性を未取組地域へPR。

＜支援の内容＞

- 日報の整理
- 活動記録の作成
- 金銭出納簿の整理

# 活動組織とNPO法人の関係　1-2

## 1-2　事務委託による効果

| 活動組織 | NPO法人 |
| --- | --- |
| ● 事務負担の軽減が図られ、農業者に営農や共同活動に取り組む時間が増える。<br>● 他の組織の事務処理の手法を参考に、適正化と簡素化が図られる。<br>● 事務局が一元化したことにより、他組織と連携した活動にも取り組みやすくなる。 | ● 複数の活動組織に関与することで、多くの農業者と連携する機会に繋がる。<br>● それぞれの地域の特色を理解し、地域ごとに必要な活動の提案ができる。<br>● 委託が経営の安定に寄与し、職員の雇用と幅広い活動の展開に繋がる。 |

# 活動組織とNPO法人の関係　3

## 2　学校教育との連携

- 留萌市で多面的機能支払に取り組むすべての活動組織が留萌市食農教育推進協議会に参加し、毎年開催される留萌市内の小学生の田植え体験や稲刈り体験への指導を行っている。

- 各活動組織の構成員と子どもたちが一緒に作業を進めることで、子どもたちに地元農業の理解を深めてもらう大切な機会となっている。

- 景観形成・生活環境保全の伝統的農法の保全・実施の活動に位置づけて実施している。

# 留萌市食農教育推進協議会との連携

| | |
|---|---|
| きっかけ | 留萌市内の農村青年グループが地域農業の発展を目指して、平成19年から独自の取組を開始し、平成22年には留萌市食農教育推進協議会が活動を継承。 |
| 目的 | 農村地域の活性化や子どもたちに対する体験学習の推進。 |
| 参加関係機関 | 南るもい農協、留萌市役所、各活動組織、留萌振興局、教育委員会、南るもい農協青年部　等 |
| 概要 | ● 毎年市内の各小学校から総勢約120名の生徒が参加し、6月に田植え体験、10月に稲刈り体験、11月に絵画コンテスト、12月に絵画コンテスト表彰式を行っており、受賞作品は市内で展示。<br>● 収穫された4～5俵くらいのお米は、絵画コンテストの賞品や各学校に配分し家庭科の時間で使用されている。 |

↑受賞作品の展示

↑優秀な絵画をプリントした米袋

# NPO法人が主体で行う活動　1

## 1　水耕栽培・乾燥加工

### 水耕栽培

- 通年栽培が可能な市の耐雪施設を利用し、水耕栽培に取り組んでいる。
  →ミニチンゲン菜、赤からし水菜、ベビーリーフ　等
- 作業は、種まき、定植、収穫、栽培槽の洗浄の工程で行われ、1年中生産し出荷している。
- 農福連携の活動も併せて行っており、障がい者の方も作業している。

### 乾燥加工

- 留萌市内で収穫した辛みの少ない秋大根を加工して、切り干し大根の製造・販売を行う6次産業化の活動を行っている。
- 作業は10月下旬の収穫に始まり、1月下旬まで加工を行うので、冬期間の雇用にも繋がっている。
- 農福連携の活動も行っており、収穫や加工、包装を障がい者の方と作業している。

※　農福連携は、るもい農福連携推進協議会の協力の基に実施。

今後は…　多面的機能支払交付金と連携し、6次産業化及び農福連携の更なる発展を目指す。

# NPO法人が主体で行う活動　２

## ２　多面的機能支払の関係農業者との繋がり

- NPO法人では事務支援のほかに、景観形成活動で使用される花の苗を栽培している。
- 花の苗の栽培には、るもい農福連携推進協議会の協力のもと、障がい者の方に協力してもらいながら作業をすすめ、種まきから管理までを行っている。

↑花の苗の栽培作業

# るもい農福連携推進協議会との連携

| | |
|---|---|
| きっかけ | 新規就農者をはじめとした地域農業の労働力不足の解消と、農業生産現場における障がい者の就労機会の創出に向け、平成29年5月に設立。 |
| 目的 | 地域での障がい者等の就労支援体制の構築や、就労をサポートするための人材の確保育成を図りながら、農業者と福祉関連事業者など、地域内外との様々な交流活動を通じて、就労意欲の向上と地域農業・食の発信、消費者・都市住民や地域住民との顔の見える交流活動を推進し、農村地域の再生と持続的な発展、新たな産業形成と基盤の強化を図ること。 |
| 参加関係機関 | NPO法人るもい農業応援隊、留萌市役所　等 |
| 概要 | NPO法人の取組<br>→農業者と障がい者の農作業のマッチング支援や農業現場での障がい者を受け入れる環境づくり、障がい者が働きやすい環境づくりの研究。<br>活動内容<br>→春～秋：野菜の選果や花の定植<br>冬　：野菜の加工作業 |

↑ピーマンの選果

↑野菜の収穫

# 様々な活動を通じた　るもい農業へ貢献

- NPO法人るもい農業応援隊は次の目標に向かって活動を行っています。
  1. 多面的機能支払交付金における活動組織への事務支援など、農業者に対する支援を通じて、農業者が営農や地域を守る共同活動に労力を向けられる環境を作ること。
  2. 食育教育の取組を通じて、地元の子どもたちに農業に興味を持ってもらい、将来の農業の担い手や農業に携わる人材になってもらうこと。
  3. ６次産業化の取組を通じて、魅力ある農業・儲かる農業に向けた側面的支援をすること。
  4. 農福連携の取組を通じて、誰もが農業に携われる環境を作ること。

➢ 以上の取組により、るもい農業の発展に寄与できるよう、NPO法人として、また活動組織事務局として貢献したいと考えています。

# 機能診断・補修技術研修

講師 北海道土地改良事業団体連合会 技術部

農地・施設管理支援課　課長　作山　　剛

平成３０年度「とんぼの未来・北の里づくり」
事 例 発 表 会

# 「 開水路の診断・簡易な補修工法 」

平成３１年２月２７日
水土里ネット北海道
技術部　農地・施設管理支援課
作山　剛

## 「開水路の診断・簡易な補修工法」の講義内容

### 1.開水路の診断
（1）施設診断の重要性
（2）診断時に着目する視点
（3）開水路の変状事例

### 2.開水路補修工法
（1）補修材料の性質と選定
（2）簡易補修による機能回復手法
（3）簡易補修に使用する主要資機材

### 3.簡易補修後の維持管理
（1）簡易補修後の追跡調査
（2）簡易補修後の維持管理の重要性
（3）簡易補修後に記録すべき事項

# 1.開水路の診断

## （1）施設診断の重要性

・一定の周期で診断すると、
劣化の進行状況を
把握することができる。

・施設診断の結果を活用し、
整備補修の計画を立てることで、
適期的確な整備補修を実施できる。

・施設の診断は、悪いところを見つけるだけでなく、
良いところを見つけてもよい。

## 1（2）診断時に着目する視点

・構造物の変形、傾斜、欠損の有無、程度
・ひび割れなどの表面変状の有無、程度（範囲）
・目地部の変状（段差、止水板の破損、周縁コンクリートの欠損、
漏水痕跡、背面土の吸い出し痕跡）
・水路全体の不同沈下、蛇行
・周辺地盤の沈下、陥没、崩落、構造物の抜上がり
・水利用上や水理上の性能低下の有無

# 1（3）開水路の変状事例

トラフ側壁の鉄筋が露出

不同沈下によるトラフの不陸

側壁の傾倒により目地が欠損

溢水により法面が崩壊

【開水路における代表的な変状の例】

目地材の欠損

目地からの漏水

目地の段差

摩耗

鉄筋露出

欠損

傾き

ひび割れ

水路の段差

側壁の傾斜（下げ振り測定）

上下左右に不陸している（光具合で確認）

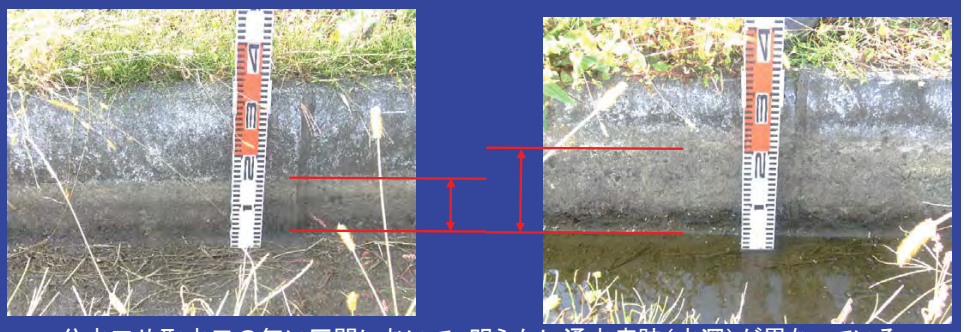

分水工や取水口の無い区間において、明らかに通水痕跡（水深）が異なっている

蛇行（天端で確認）

目地部のひび割れ・剥落（不陸の可能性あり）

# 2.開水路補修工法

## （1）補修材料の性質と選定

簡易補修用の材料は、セメント系、ポリマーセメント系、有機系（塗料、シーラント系（充填剤））に大別される。また、簡易補修材料は、それぞれの材料の性質と現場状況を踏まえ、適切に選定する。

※簡易補修材料は、その性質や適用する現地条件により発揮される性能が大きく影響される。したがって、材料の性質（曲げ強さ、付着性など）を十分に把握し、現地状況（ひび割れ状況、施工面の乾燥状況など）に応じた材料の選定を行う。

# 簡易補修材料の一般的な性質と選定

例：ひび割れ

・弾性係数　低

⇒ ・付着強度　強 ┐ 有機系

例：断面修復

・弾性係数　高

⇒ ・付着強度　強 ┐ ポリマーセメント系

## 簡易補修材料の一般的な性質

| 比較項目 | セメント系 | ポリマーセメント系 | | | 有機系 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 小 ← | P/C | → 大 | |
| 弾性係数 | 高 | ← | | → | 低 |
| 曲げ・引張強度 | 弱 | → | | → | 強 |
| 付着強度 | 弱 | → | | → | 強 |
| 耐湿潤面 | | ← | 可 | → | 材料選定 |
| 吸水性 | 大 | → | | → | 小 |
| 熱膨張係数 | 小 | → | | → | 高 |
| 価格 | 低 | → | | → | 高 |

注記；P/C　ポリマーとセメントの混合比

コンクリートのひび割れ調査，補修・補強指針-2009-（2009.3，日本コンクリート工学協会）

P.159 解説図 6.5.1 を一部改変

# 2(2)簡易補修による機能回復手法

・簡易補修工法

① **目地補修工法**

② **ひび割れ補修工法**

③ **表面保護工法**

| 機能回復工法 | | 対象となる変状 | 工　法　概　要 | |
|---|---|---|---|---|
| 目地補修工法 | 表面被覆工法 | ・目地破損 | 特殊フィルムにより目地部を被覆する。 | |
| | 充てん工法 | | 目地部に弾性シーリング材や水中パテなどを充てんする。 | |
| ひび割れ補修工法 | ひび割れ被覆工法 | ・ひび割れ<br>・コールドジョイント | 特殊フィルムにより変状部を被覆する。 | |
| | 充てん工法 | | ひび割れ部をUまたはVカットし、弾性シーリング材などを充てんする方法である。 | |
| 表面保護工法 | 断面修復工法 | ・ジャンカ<br>・コールドジョイント<br>・砂すじ<br>・表面気泡<br>・摩耗 | ポリマーセメントなどの断面補修材を左官工法により充てんする。 | |
| | 表面被覆工法 | | ポリマーセメント（や有機系塗料）を変状部表面に被覆する。 | |
| | 表面含浸工法 | ・けい酸塩系；微細なひび割れ<br>・シラン系；はっ水による予防保全 | 表面含浸材（けい酸塩系またはシラン系）を塗布し、コンクリート表面に防水性、中性化抑制機能などを付与する。 | |

## （共通）下地処理

ここでは、全ての工法において高圧水洗浄（動力噴霧機　圧力5.0～15MPa）などにより下地処理を行う。

下地処理は、補修性能に大きく影響するため入念に実施する。

## ①目地補修工法

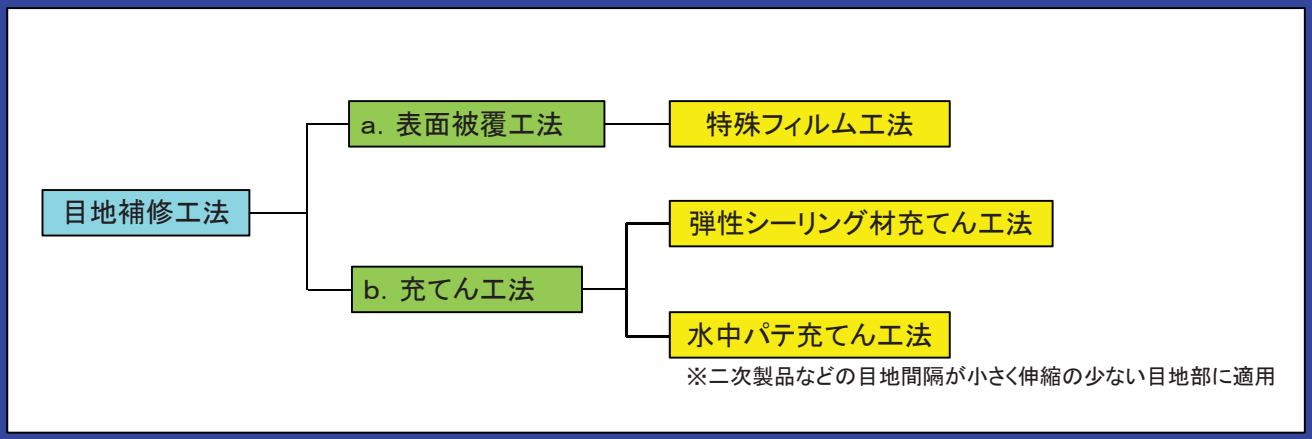


目地補修工法

# ①a. 表面被覆工法

【概要】

目地の挙動が温度変化による膨張・収縮の場合に適する。目地変状部にフィルムで被覆する工法である。

フィルムを貼り付ける面を十分に洗浄することがポイントである。

また、目地は温度により伸縮する部位であるため、伸縮性のある材料を採用する。

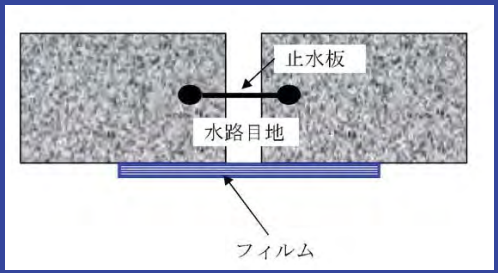


表面被覆工法

# ①a. 表面被覆工法

作業工程、使用機材及び作業内容

## ①a. 表面被覆工法

作業工程、使用機材及び作業内容

## ①b. 充てん工法

【概要】

目地変状部に弾性シーリング材や水中パテを充てんする工法である。

表面被覆工法同様、古い目地材などを完全に除去することがポイントである。

また、場合により断面修復工法と併用して施工する。

水中パテは、硬質で伸縮性が少ないため、二次製品などの目地間隔が小さく伸縮量の小さい目地に適用する。

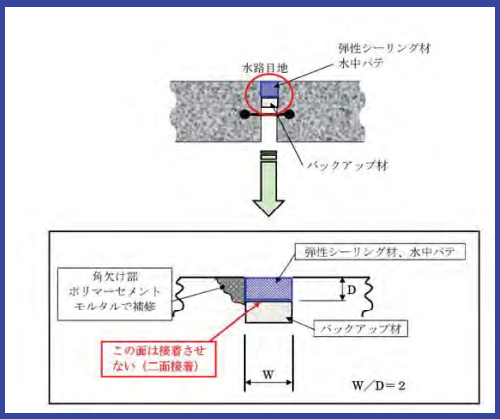


充てん工法

# ①b. 充てん工法

⇒

作業工程、使用機材及び作業内容

# ①b. 充てん工法

※施工後、補修材料を指で強く押しても指に付着しなければ通水可能。

作業工程、使用機材及び作業内容

## ②ひび割れ補修工法

ひび割れ補修工法は、一般的に下図に示す3工法に分類されるが、簡易補修工においては、ひび割れ被覆工法と充てん工法を適用するものとし、注入工法は、材料選定や施工に専門的な知識、技術が必要になる場合があるため簡易補修工法としては取り扱わない。

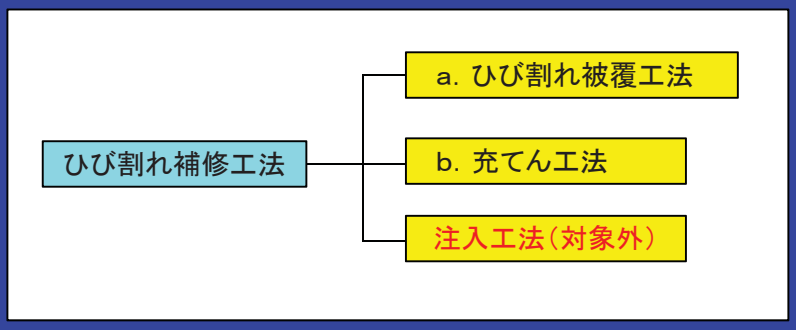


ひび割れ補修工法

## ②a. ひび割れ被覆工法

【概要】

一般的なひび割れ被覆工法は、ひび割れ幅が0.2mm 以下の微細なひび割れに適用するものである。

しかし、農業用水路の場合、ひび割れ幅が0.6mm以上のものも補修対象とするため、被覆材は、ひび割れ幅の変動に対し、より追従することが必要である。そのため、特殊フィルムにより変状部を被覆する。

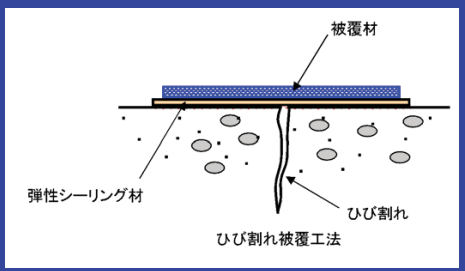


ひび割れ被覆工法

# ②a. ひび割れ被覆工法

作業工程、使用機材及び作業内容

# ②b. ひび割れ充てん工法

【概要】

一般的にはひび割れ幅が0.5mm 程度以上の場合に適用される工法であるが、簡易補修においては0.6mm 以上のひび割れについて、ひび割れをU 字またはV 字にカットし、弾性シーリング材などを充てんする方法である。

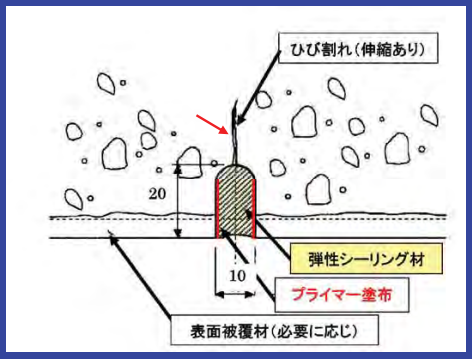


ひび割れ充てん工法

# ②b. ひび割れ充てん工法

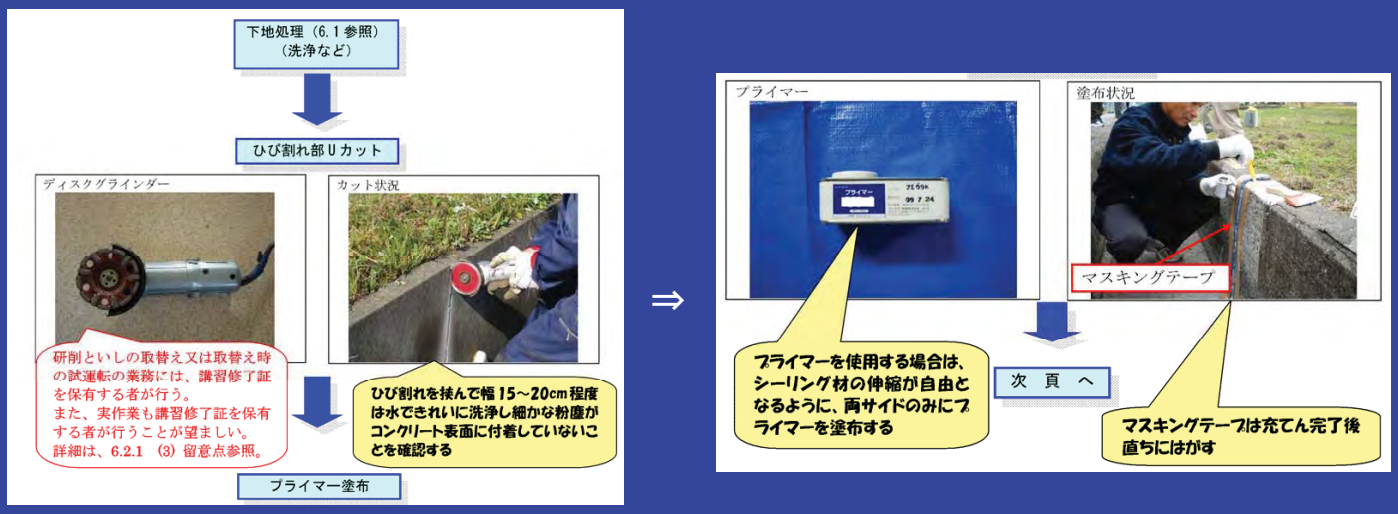


作業工程、使用機材及び作業内容

# ②b. ひび割れ充てん工法

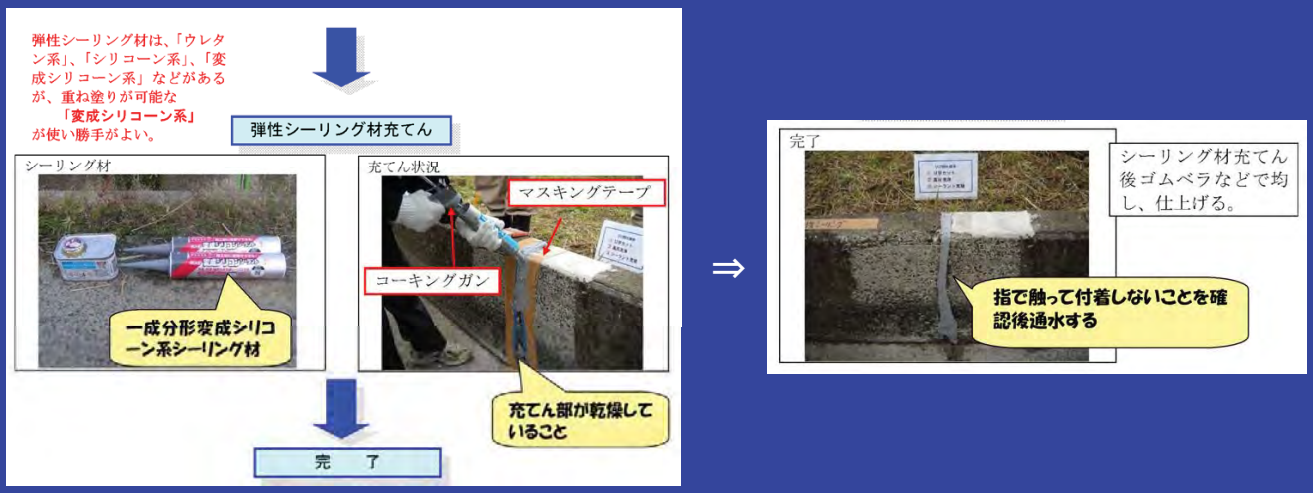


作業工程、使用機材及び作業内容

# ③表面保護工法

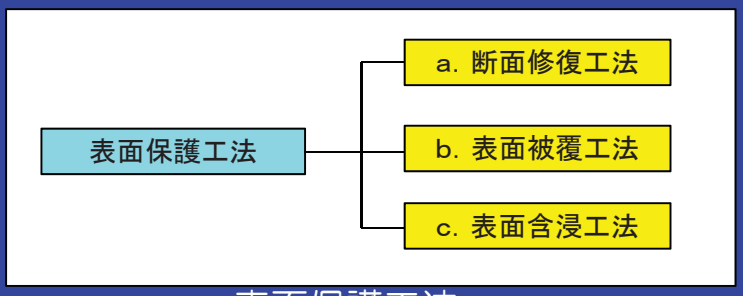


表面保護工法

## a. 断面修復工法

【概要】

変状部分を清掃し、ポリマーセメント等の断面修復材を左官工法により充てんする工法である。ただし、錆汁が観察されるような場合は構造的な問題に波及する恐れがあるため、簡易補修においては、鉄筋の防錆処理を伴わない範囲を対象とする。

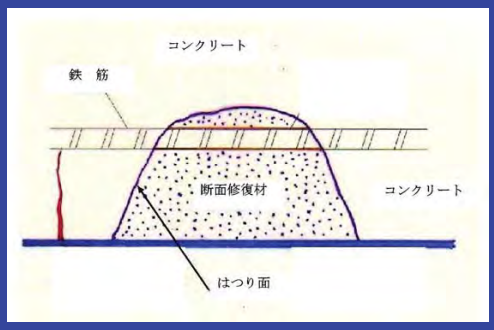


断面修復工法

# ③a. 断面修復工法

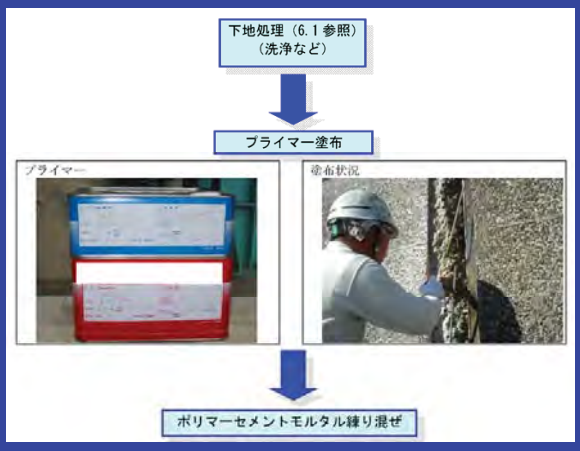


⇒

作業工程、使用機材及び作業内容

# ③a. 断面修復工法

⇒

作業工程、使用機材及び作業内容

# ③b. 表面被覆工法

【概要】

変状部分を清掃し、ポリマーセメント系や有機系（塗料）の材料を変状部表面に被覆する工法である。

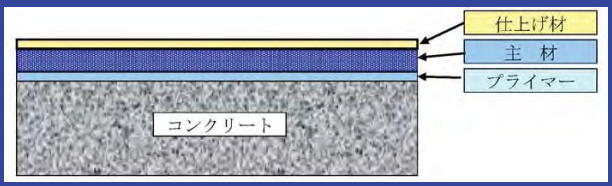


表面被覆工法

簡易補修の場合、主材には下に示す材料が用いられる。材料選定は、簡易補修においてはポリマーセメント系材料を使用するのが一般的である。

# ③b. 表面被覆工法

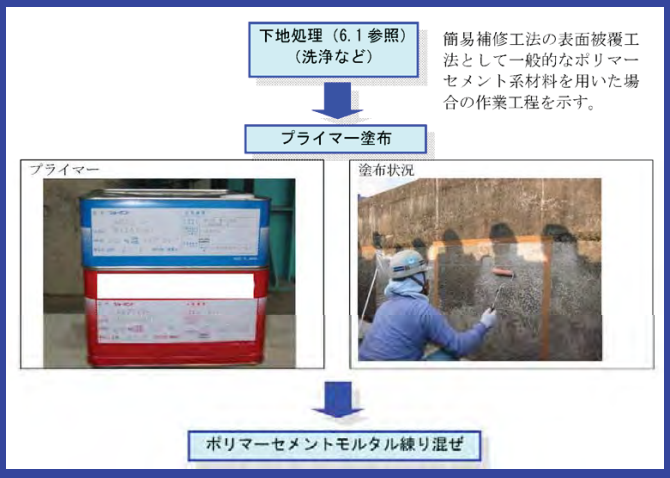


⇒

作業工程、使用機材及び作業内容

# ③b. 表面被覆工法

⇒

作業工程、使用機材及び作業内容

# ③c. 表面含浸工法

【概要】

変状部分を高圧洗浄機等で清掃し、表面含浸材（けい酸ナトリウム系またはシラン系）を塗布し、コンクリート表層部にはっ水機能や層部を緻密にするなどの特殊な機能を付与する工法である。

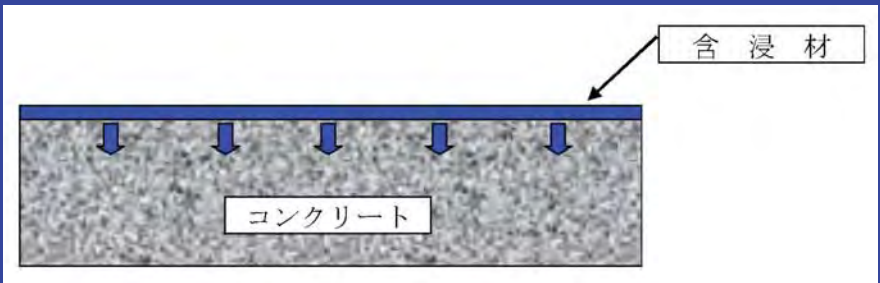


表面含浸工法

# ③c. 表面含浸工法

表面含浸材には、以下に示す種類があり、このうち簡易補修で用いられる材料は、シラン系またはけい酸ナトリウム系の材である。

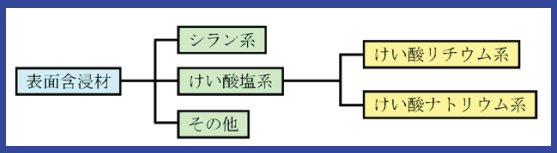


表面含浸材の種類

シラン系表面含浸材は、コンクリート表層部にはっ水層を付与することでコンクリートを保護するものであり、予防保全的な使い方（施工当初に将来的な風化、塩害化防止対策として塗布する。）となる。ただし、水中となるコンクリート面に対してはその効果が発揮されないので注意を要する。

また、けい酸ナトリウム系表面含浸材は、コンクリート表面をち密化することでコンクリートを保護するものであり、中性化抑制効果を有する他、表面覆工法の下地処理としても利用できる。

# ③c. 表面含浸工法

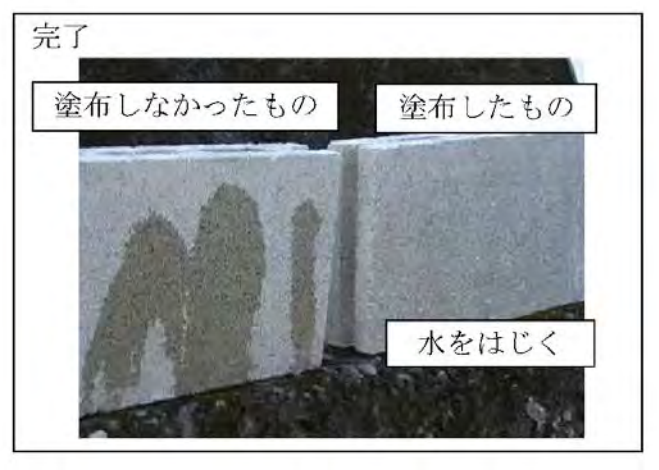


作業工程、使用機材及び作業内容

# （3）簡易補修に使用する主要資機材

①白ウェス（汚れの拭き取り用）
②皿秤（2kg スケール）できれば10kg スケールが有ればよい
③シーリングバックアップ材
④圧着用ローラー（写真は壁紙用ローラー）
⑤カッター（テープ等カット用）
⑥金ベラ（接着剤などの撹拌用、先端幅が20mm 程度）、
幅が50mm 程度のものも必要
⑦皮スキ（目地部のバリ取りなど）
⑧ガムテープ（マスキング用）
⑨ワイヤーブラシ（コンクリート表面のレイタンス除去用）
⑩塗装用万能刷毛（プライマー塗布用）
⑪ゴムベラ（接着剤や弾性シーリング材の塗りつけ用）
⑫弾性シーリング材（コーキング材）材質：変性シリコーン系
⑬シーリングガン（コーキングガン）
⑭水タンク（18 ﾘｯﾄﾙ程度）：水道水を入れておくこと

⑮モルタル撹拌機、⑯モルタル撹拌用ペール缶（18 ﾘｯﾄﾙ程度）、⑰左官コテ、コテ板、⑱噴霧機（左 1 ﾘｯﾄﾙ用、右 4 ﾘｯﾄﾙ用）

# 3.簡易補修後の維持管理

## (1)簡易補修後の追跡調査

簡易補修後の維持管理については、実際に実施した補修工法、あるいは今後現場において実施する補修工法を**追跡調査**し、**耐久性、信頼性を検証**することが必要である。

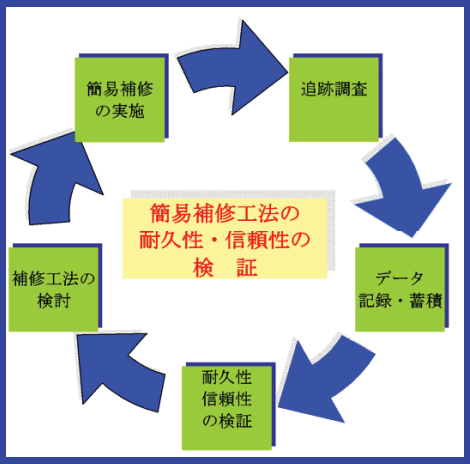


簡易補修における維持管理のサイクルイメージ

## 3(2)簡易補修後の維持管理の重要性

簡易補修は、文字通り「簡易的」に行われる補修であり、将来改築や本格的な補修予定がある場合にはそれまでの**一時的な補修**として位置づけられる。また、専門業者が行う補修とは異なり**管理者が自ら補修工事を実施**することより、現場状況、技術的熟練度などにより、その**耐久性は大きく異なる**場合がある。したがって、**簡易補修後の維持管理は重要**である。

# 3(3)簡易補修後に記録すべき事項

簡易補修後の維持管理には、記録が重要である。下記に示す事項を補修箇所毎に整理し、一元管理することが望ましい。

・変状及びその要因　・対策の方法

・施工記録(実施日、施工前写真、施工後写真、使用材料写真など)　・施工管理責任者名

簡易補修後の追跡調査として行う点検は、当初の補修目的を十分に把握し、期待した効果を確認することを主目的とする。点検間隔は、簡易補修の耐用年数より勘案し毎年1 回程度実施することが望ましい。

記録には、下記の項目について記載することが必要である。

・点検日　・点検記録(写真)　・点検者名

これらを行うことにより、補修工法の耐久性や信頼性が検証されより確実で適切な補修・補強工法の選定が可能となる。

次頁に補修記録様式(補修カルテ)例を示す。

# (参考)補修カルテ

補修カルテ

番号：　　整理番号1808

1．施設概要

工　種　：☑開水路　□暗渠工　□ﾊﾟｲﾌﾟﾗｲﾝ　□その他　(　　)

構造物名称：

所在地　：

施工年月日：H18.12.15

経過年数：21年

構造形式：☑RC　□二次製品　□無筋　□PC　□その他

(　　)

構造寸法(m)：W1=1,000、W2=150、H1=600、H2=不明



管理担当者名：

同上連絡先：

E-mail　：

2．変状

変　状　：☑ひび割れ　□骨材露出　□継目損傷　□たわみ・変形　□沈下　□老化・風化

□その他　(　　)

(発見時の状況)

経年変化及び隣接する道路からの加重により、ひび割れが発生したと思われる。

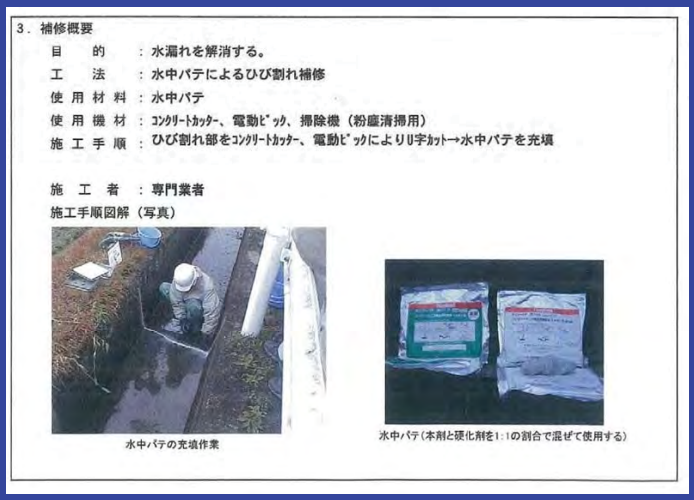

3．補修概要

目　的　：水漏れを解消する。

工　法　：水中パテによるひび割れ補修

使用材料：水中パテ

使用機材：ｺﾝｸﾘｰﾄｶｯﾀｰ、電動ﾋﾟｯｸ、掃除機(粉塵清掃用)

施工手順：ひび割れ部をｺﾝｸﾘｰﾄｶｯﾀｰ、電動ﾋﾟｯｸによりU字ｶｯﾄ→水中パテを充填

施工者　：専門業者

施工手順図解(写真)



水中パテの充填作業



水中パテ(本剤と硬化剤を1:1の割合で混ぜて使用する)

# 事務支援の仕組み作り等について

北海道土地改良事業団体連合会 技術部

地域支援課　主幹　田村　宏幸

# ■多面的機能支払交付金の継続に向けた課題と解決策（案）

| | 課題 | 解決策 | | 効果等 |
|---|---|---|---|---|
| | | 項目 | 具体の内容 | |
| 1 | 事務処理が煩雑 | 日報の簡素化 | ① 草刈や融雪剤の散布など、活動時間が一定になる活動を対象に作業日報を簡素化<br>② 歩掛かり値を設定することにより実働時間は問わないが、活動実績の確認が必要 | ① 一部の活動を除き、作業者による日報の作成と役員等による集約作業が必要なくなる<br>（役員等の現地見回りは必須） |
| 2 | 事務局員が確保できない<br>→高齢化<br>→人材不足 | 恒久的な事務局体制の構築 | ➢ 既存組織（土地改良区やＪＡ等）による事務受託のほか、新たに事務支援体制（組織）の構築や、民間組織との連携事例の情報提供 | ➢ 支援体制の継続が可能<br>① 専門に行うことで不備や構成員の作業も軽減<br>② 道要綱基本方針に則った適切な対応<br>③ 地元調整等にも対応可能 |
| | | 広域的な事務作業員の確保 | ➢ 地域で事務支援体制が構築できない場合には、作業内容を限定し、関係書類を支援者に対して郵送等で対応する仕組みを検討<br>➢ 支援者が行う事務作業<br>① 日報・金銭出納簿の整理や領収書等の編纂<br>② 日当等振込依頼書や源泉徴収票の作成<br>③ 保全情報記録システムへ活動情報を登録<br>（別途図面送付） | ➢ 地元に居住せずとも対応が可能<br>✓ １の解決策に取り組むことで、事務作業も限定される<br>✓ 現金支払と領収書徴収等は組織が実施 |
| 3 | 書類の不備が多い | システム化 | ➢ 帳票作成システムを新たに構築し次のことに対応<br>① 活動組織・市町村・道協議会で登録内容を共有し相互修正を実施<br>② 最低限の情報入力により帳票を自動作成 | ① 不備の発見と修正、最終版データの管理が可能となる<br>② 専門的な知識や手間を必要とせずに書類が作成される<br>※ 活動情報の集約が可能となり、活動事例の収集・発信や調査にも対応可能 |

## ■多面的機能支払交付金の継続に向けた課題と解決策（案）

<table>
<tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">課題</th><th colspan="2">解決策</th><th rowspan="2">効果等</th></tr>
<tr><th>項目</th><th>具体の内容</th></tr>
<tr><td>4</td><td>役員の担い手不足</td><td>役員の負担軽減</td><td>➢ 広域化<br>➢ 役員業務の集約と見直し<br>➢ 事務局体制の整備 →２へ<br>➢ 負担の平準化 →３へ</td><td rowspan="3">➢ 広域化（広域活動組織）について<br>● 1.2名の運営委員が役員<br>● 組織間の横断的な活動も可能<br>● 活動参加者の見直しも可能<br>● 地域の実態に応じた様々な組織及び活動体制を構築することが可能<br>→ 対象農用地（構成員）の見直しや限定した活動の設定<br>→ 事務局の１本化 など</td></tr>
<tr><td>5</td><td>農業者の減少</td><td>組織体系の見直し</td><td>➢ 広域化<br>➢ 対象農用地（構成員）の精査</td></tr>
<tr><td>6</td><td>活動の継続が困難</td><td>取組内容の見直し<br>組織体制の見直し</td><td>➢ 無理のない範囲での活動への修正<br>➢ 広域化<br>➢ 事務局体制の整備 →２へ</td></tr>
</table>

平成 31 年 2 月 27 日時点

# 日報の簡素化に向けた検討について

## １．活動期間を定めて農業者が個々に行う活動の扱い

### （１）該当する活動

決められた活動期間内で農業者が個々に同じ活動を行うもので、面積や延長に見合う活動時間の係数（単位活動時間）を割り出すことが可能な次の活動。

①草刈関係：農用地の畦畔・法面の草刈、水路法面の草刈、農道路肩・法面の草刈、畑・草地周りの笹刈り

②面的な活動：融雪剤の散布、融雪排水促進のための溝切り（水田の溝切り、心土破砕）、農用地への景観作物（ヒマワリ等）と風塵防止作物（エン麦等）の植栽、施設等の定期的な巡回点検清掃のうち集乳道の除雪

### （２）具体的な取り扱い

**①実績に基づく単位活動時間と支払額の算出**

→直近年度の活動時間の合計値を対象面積又は延長で按分し、単位活動時間を算出。

（※１回目と２回目では活動時間が違う場合も想定されるので留意）

→単位活動時間に作業量と日当等の単価を乗じて作業者への支払額を算出。

→作業量に変更が生じない限り、支払額の変更は要しない。

ただし、当該扱いを適用開始した４年目に実働時間の確認を行うものとするが、簡素化が図られた改正後の活動記録に基づき実施。

→算出調書は道協議会で様式を整理して提示予定。

例：H30 年度の農用地 100ha の草刈の延べ活動時間が 100 時間の場合
100ha→100 時間 ＝ 1ha→1 時間 **⇒ H31 年度は 5ha の草刈→５時間×単価**

**②活動組織の合意と活動の確認**

→①の支払方法を行うことと、対象とする活動を行う期間（10 日程度）を総会で合意すること。（算出根拠も提示）

→作付け作物等の都合により、複数の活動期間を定めることは可能。

→活動結果を確認する担当者を定め、所定の様式（活動確認調書）に基づき作業状況を確認・記録。

※活動確認調書は、②の算出調書に確認欄を設ける予定。

**③日当及び日報の扱い**

→②に基づき期間内に活動がされたことの確認・記録を担当者が行ったうえで、①で積算された額を日当等として支払う。

→作業日報の作成と実働時間の確認は求めない。

**④関係書類の記載・管理**

→従前どおり支出証拠書類（振込依頼書、領収書）を整理・保管。

→支出証拠書類と併せて、②の活動確認調書を毎年度、整理・保管。

→活動記録には、①の算出調書合計時間を記載。

## ２．１以外の活動の扱い

### （１）該当する活動

・花の植栽やゴミ拾い等、２の（１）以外の活動。

### （２）具体的な取り扱い

#### ① 活動時間の把握と日当等の支払

→H31 以降に日当及び機械借上げ費を支出する場合は、簡素化後の活動記録を作成するうえで必要となる「活動日」「活動内容」等を整理する。

→支払上限額を設定している場合は、実動合計時間に日当時間単価を乗じた額が当該上限額を超過している必要があるので留意。

#### ② 関係書類の記載・管理

→日当等の支払対象としない活動については、活動記録以外の作業日報は作成不要。

→従前どおり支払根拠書類（振込依頼書、領収書）に加え、①の書類を日当等算出根拠書類として整理・保管する。

# 新たな支援システム構築構想（草案）

## －多面的機能支払交付金－

北海道日本型直接支払推進協議会

### 帳票作成システム の機能 ≫

－ H31.4運用開始予定 －

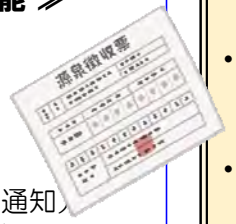


**◆ 活動組織（広域活動組織）**

- マスタ情報メンテナンス（更新管理）
- 活動情報の登録（作業日報簡易登録）
- 登録情報に基づく帳票化（不備箇所の通知）

→活動計画書（規約等含む）、認定及び補助申請、実施状況報告関連（活動記録含む）

→活動日報、写真帳、金銭出納簿、総会資料、決裁鏡・領収書等台紙、財産管理台帳（貸与者一覧）、源泉徴収票、金融機関振込依頼書 等

※源泉徴収票へマイナンバーの反映を検討

※Excelによる活動情報等の登録、メールによる活動案内等も検討

反映 共有

**◆ 市町村**

- マスタ情報メンテナンス（修正指示）
- 対象農用地の移動等の情報管理
- 補助申請・決定通知書等の帳票化（※道による様式化を検討）
- 北海道（道協議会経由）への実績報告書等（※複数組織のデータを集約）

共有 反映

**＜ 両システムに共通する特徴 ＞**

- Webサーバー（既存）を活用して、活動組織 ⇔ 市町村 ⇔ 道庁、道協議会　の間で全ての情報を共有し、修正等も相互に行うことを可能とする
- タブレット、スマートフォン等を使用することにより、現地で活動情報の登録も可能

**【 道庁･道協議会】**

- マスタ情報メンテナンス（初期登録、修正指示）

※予めH30活動計画書等のDBを構築し、無償でマスタ登録・提供（新様式での書面送付も検討）

- 全ての組織と市町村の書類確認、修正をシステム内で実施
- 各種調査に対応すべく諸元値を把握
- 詳細の取組内容の把握と情報収集
- 農地・農業用施設の地図情報DB（北海道地域資源保全情報）の構築、更新

※毎年、印刷図面を送付し、登録作業も支援

**★都府県（推進組織）とシステムを共有し、ランニングコストの低減を目指したい！**

共有 反映

### ≪ 保全情報記録システムの機能 ≫

－ 現在、運用中 －

**◆ 活動組織（広域活動組織）**

- 北海道地域資源保全情報［DB･GIS］に活動位置（点・線） ＋ 保全（活動）情報を登録

※保全情報はDBの属性情報に追加

※保全（活動）情報を帳票作成システムへインポートさせる機能を追加

※登録することが必要な活動の見直し（資材購入等を行う活動等）

※土地連による作図支援

反映 共有

**◆ 市町村**

- 対象農用地の移動等の管理
- 農用地等実施状況確認データ登録、帳票化（別記3関連）

**＜ 現状で生じている不備等の内容 ＞**

- 修正指示が反映されていない活動計画書や実施状況報告関係書類が非常に多い実態
- 日当等の支出根拠資料などの不備
- 第三者に対する活動位置の説明資料（保全情報）の不足
- 本交付金の有効性を第三者に説明するうえで必要となる、詳細な活動情報の把握・蓄積

省力化（自動生成）

システムへ簡易入力

**さまざまな機器を用いて･･･**

≪ Win、Mac、And、iOS対応 ≫

情報共有

適正な書類

# 帳票作成システムの構築構想（運用イメージ）

## ◆ 活動組織 ◆

**次の書類を自動生成！**

- **事業認定申請**
- **交付申請（概算払申請含む）**
- **実施状況報告（活動記録含む）**
- **総会資料（決算、事業実績等）**
- ✓ 活動日報、写真帳
- ✓ 金銭出納簿、決裁鏡・領収書等台紙
- ✓ 日当等支払簿、源泉徴収票、金融機関振込依頼書
- ✓ 財産管理台帳（貸与者一覧）

➢ **活動情報の登録（作業日報簡易登録）**
➢ **交付金使途内容の登録**
➢ **その他情報の登録**

簡易入力

**＜マスタ情報メンテナンス＞**
組織名、資源量（面積・延長）、単価、
構成員氏名、役職氏名、対象活動 etc

**保全情報記録システム**
**＜WebGIS＞**

⑤ 自動生成

連動を検討

⑤ 自動生成

① 登録
④ 確認・反映

**帳票作成システム**
**＜Webサーバー＞**

② 確認
③ 修正指示

## ◆ 市町村 ◆
## ◆ 道・道協議会 ◆

**次の書類を自動生成！**

**◆ 市町村 ◆**

- **事業認定通知**
- **交付決定通知（任意）**
  ※概算払決定通知（任意）含む
- **実施状況確認報告書**
  （様式1-9）
  ※複数組織を集約

**◆ 道・道協議会 ◆**

- **実施状況取りまとめ報告書**
  （様式1-10）
  ※複数市町村を集約

➢ **登録情報の確認**
➢ **諸元値の把握**
➢ **取組内容の把握**
➢ **情報収集**

# 平成 31 年度制度見直しに伴う申請業務等への支援

## １．はじめに

農林水産省では、多面的機能支払交付金の制度見直しに向けて、平成 31 年４月に実施要綱・要領の改正が実施され、併せて事業計画書等の様式の見直しが行われる。

このことにより、平成 30 年度を事業期間の終期としている活動組織にあっては、新たな様式を用いて認定申請事務を行う必要が生じるが、交付金の早期交付に向けては、速やかに手続きを行う必要があり、農繁期を前にする活動組織にとっても大きな負担となるもの。

また、事業期間の終期が平成 31 年度以降の活動組織では、面積精査等に伴い事業計画書に変更が生じる場合は、新たな様式を用いる必要があり、混乱が生じることが予想される。

以上のことから、活動組織における円滑な制度移行に向けて次の支援を行うものである。

## ２．道協議会が行う支援の内容

（１）道協議会は、市町村から提出された「H29 年度実施状況確認報告書（国様式第 1-9 号）」等の既存のデータを活用し、聞取り調書の基礎資料を作成する。

（２）関係市町村に基礎資料を案内し、活動組織等の確認・修正等の作業を経て、事業計画書の作成に必要となる更なる情報を整理。

（３）関係市町村から整理後のファイルの提供を受け、マスタ情報のデータベース作成を行う。

（４）新たな様式が示された後、道内全ての活動組織等の事業計画書に反映し、関係市町村へ書面にて送付。

（５）データベースの情報は、帳票作成システムのマスタ情報として登録し、システムへの初期登録に係る事務負担が生じないようにする。

## ３．スケジュール

（１）情報収集のスケジュール

・２月下旬　→　市町村へマスタ情報のデータベース作成に向けた情報収集の案内
・３月上旬　→　市町村より確認結果の報告
・３月下旬　→　市町村へ最終版データベースを提供し内容確認を受ける

（２）事業計画書等の送付

・４月上旬に新たな様式が示された後に、２（３）の書面送付を行う。

（３）その他

・軽微な修正等は、事業計画の認定後に実施することが可能。

## ４．帳票作成システムの活用

➢第三者が行う検査等において、活動計画書・経理関係書類の不備が指摘されるなか、事務負担の軽減要望が非常に多い状況にあることから、これらの課題解決に向けて、道協議会が帳票作成システムを構築し、平成 31 年度より運用を開始することとした。

➢当該システムの初期登録は、２（５）に記載のとおり道協議会が全て行うことと、運用費は当面の間、道協議会が全額を負担することから、前述の課題解決に向けて道内全ての活動組織等において、当該システムを活用頂くことを想定。

➢更には、本交付金に携わる全ての活動組織・市町村・道庁及び道協議会の３者がシステムを活用することで、活動事例の収集・発信による交付金の有効性の確認と本道の地域特性に応じた制度への見直し、システムの利便性の向上による負担軽減等の実現を目指す。